

平成 22 年度委託調査
「日系企業の対中国ビジネス
展開支援のための実態調査」

報告書

日本が生んだ世界のスポーツ

KEIRIN



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp>

平成 23 年 3 月
財団法人日中経済協会
日中投資促進機構

前書

日中投資促進機構は財団法人日中経済協会から平成 22 年度公募調査として「日系企業の対中国ビジネス展開支援のための実態調査」を受託し、これを以下のとおり実施し、調査報告書として作成した。

日本経済は 2008 年秋に顕在化したリーマンショックに起因する景気後退や急速な少子高齢化の進展等から国内市場が大幅に縮小し、その活路を成長著しい中国国内市場や中国における低廉な生産コストを利用するため、中堅・中小企業までが中国ビジネスに多大な関心を有している。

中国ビジネスへの進出に当たっては早期に進出した大手企業にあつては、様々な現場経験や試練を経て、その経験を活かしつつ、それなりに対応してきているが、比較的近時に進出した企業や、これから進出を予定している企業にとって、日本社会とかなり異なる投資環境や海外ビジネス経験の少ない日系企業では、中国の法制度自体に馴染み難い部分があることやその対応には早いスピードが求められるなど、進出企業の現地責任者には多大のプレッシャーとなるものが多いため、本調査はこうした関係者の負担軽減に役立つことを目指した。

日中投資促進機構は、1990 年に日本企業の対中国進出に伴う投資環境に起因する様々な問題に対するアドバイスの専門機関として設立されて以来、これまでに進出日系企業などからの相談内容などを整理・分析し、それらの対応に役立つよう活用されることを期待するものである。

平成 23 年 3 月
日中投資促進機構

目 次

第1章 設立・再編・撤退

Q1-1	：北京における地域本部設立の奨励について	2
Q1-2	：研究開発センターの設立、敷地取得について	4
Q1-3	：国有土地使用権の分筆・譲渡について	6
Q1-4	：子会社持分の傘型会社への現物出資について	8
Q1-5	：吸収合併について	11
Q1-6	：株主持分の売却について	15
Q1-7	：駐在員事務所の閉鎖について	17
Q1-8	：合弁会社の清算手続きについて	20
Q1-9	：非経営性分公司の登記について	23
Q1-10	：常駐代表機構の設置	25
Q1-11	：事務所設立について	28
Q1-12	：外国企業常駐代表機構について	31
Q1-13	：中国での企業の吸収合併について	33
Q1-14	：携帯電話製品の国産化要求について	35
Q1-15	：コンサルティング会社の設立	36
Q1-16	：中国へ輸出しない金型の代金回収	38
Q1-17	：パートナー企業について	40
Q1-18	：建設業関連企業の進出について	43

第2章 企業経営

Q2-1	：監事及び監事会について	47
Q2-2	：独立非執行董事	52
Q2-3	：合弁会社における三項基金	54
Q2-4	：保税区内企業の投資	57
Q2-5	：ネット通販について	60
Q2-6	：利益取得の方法について	62
Q2-7	：契約の準拠法	63
Q2-8	：独資企業の配当比率について	64
Q2-9	：経営会議への非常勤董事出席可否	66
Q2-10	：生産会社の卸売業兼業について	68
Q2-11	：小売業に対する規制について	72
Q2-12	：業務委託契約	74
Q2-13	：債権譲渡について	77

Q2-14 : 営業許可証について	79
-------------------------	----

第3章 通関・物流・貿易（加工貿易含む）

Q3-1 : e コマース（電子商取引）	81
Q3-2 : 出境検査検疫費について	84
Q3-3 : 貿易会社の国内設立について	86
Q3-4 : 中古医療機器の輸出	88
Q3-5 : 24 時間ルールについて	90
Q3-6 : 異地通関	91
Q3-7 : 中国通関後の書類訂正	93
Q3-8 : 原産地証明書の再発行	94
Q3-9 : 増値税還付について	95

第4章 貿易（加工貿易含む）

Q4-1 : 輸出入の速報数値の検索	98
Q4-2 : 中国への自社用中古設備の輸出について	99
Q4-3 : 増値税伝票と輸出 INVOICE との関係	100

第5章 外貨・資金管理

Q5-1 : 親子ローンについて	103
Q5-2 : 駐在員給与の現法負担	104
Q5-3 : 越境貿易人民元決済試点貿易弁法	106
Q5-4 : 香港の会社への手数料支払について	107
Q5-5 : 中国への支払条件の変更について	109
Q5-6 : 外貨入金の仕組みと外貨核鞘単について	110

第6章 会計・税務

Q6-1 : 兼務者に対する個人所得税	113
Q6-2 : 日本居住者董事の個人所得税	116
Q6-3 : 駐在員の個人所得税	119
Q6-4 : 非居住者に対する個人所得税	121
Q6-5 : 非居住民企業間の持分譲渡	123
Q6-6 : 持分譲渡における企業所得税	126
Q6-7 : 出資持分譲渡にかかる税金	129
Q6-8 : 事務所/現法併存時の企業所得税	132
Q6-9 : 企業間の資産譲渡	134

Q6-10 : 移転価格文書	136
Q6-11 : PE 認定の可能性について	138
Q6-12 : 会計システムの閲覧資格	141
Q6-13 : 環境税について	143
Q6-14 : 貸倒引当金の計上方法について	145
Q6-15 : 会社清算について	147
Q6-16 : 固定資産貸付管理暫定弁法について	150
Q6-17 : 技術者派遣の対価	151
Q6-18 : 中国勤務者の退職金課税について	154
Q6-19 : のれん代について	157
Q6-20 : 商標使用权	158
Q6-21 : 親会社の役員を現地法人の総経理で派遣する際の課税について	161
Q6-22 : 外商投資商業企業の分公司	163
Q6-23 : 経済補償金に対する個人所得税	167
Q6-24 : 駐在員事務所によるサンプル購入	169
Q6-25 : 役務提供に対する営業税	171
Q6-26 : 賞与に対する個人所得税	173
Q6-27 : 保険金の受領と税金	175
Q6-28 : 三項基金の積み立て	176

第7章 人事・労務

Q7-1 : 複数の人材派遣会社の活用	179
Q7-2 : 無固定期間派遣のリスク	181
Q7-3 : 年次有給休暇の勤続年数計算に関する解釈 1	183
Q7-4 : 年次有給休暇の勤続年数計算に関する解釈 2	185
Q7-5 : 休憩時間の取り扱いについて	188
Q7-6 : 常駐代表機構の雇用形態	191
Q7-7 : 障害者雇用について	192
Q7-8 : 産業医の設置に関して	195
Q7-9 : 労務派遣契約について	197
Q7-10 : 工会の設置について	202
Q7-11 : 合併企業の労働管理規定	204

第8章 その他

Q8-1	： 報建費について	207
Q8-2	： リチウム電池の輸出入と空輸	209
Q8-3	： 契約法に関する人民法院解釈	210
Q8-4	： 外注・下請企業保護に関する法律	212
Q8-5	： 中国 PL法の賠償責任について	214
Q8-6	： 中国企業の日本企業への出資に関して	216
Q8-7	： 中国人通訳の採用	218
Q8-8	： 国家級開発区と省級開発区の優遇政策	219
参 考		221

第 1 章 設立・再編・撤退

第1章 設立・再編・撤退

Q1-1. 北京における地域本部設立の奨励について

問：1. 『多国籍企業の北京における地域本部設立奨励に関する若干規定の実施弁法』^(*)には、地域本部を認定申請する際の条件が明記されております。この中に記載されている「(4) 親会社の中国国内における唯一の最高経営管理機構であること」とは具体的にどのようなことなのでしょう。

2. 北京における管理性会社の設立・運用などに関する規定としては、他にどのようなものがありますか。

3. その規定にも関連すると存じますが、投資性会社を未設立の状況において、管理性会社が傘下に出資企業を持つ、既存拠点の持分を海外本社から管理性会社に移すことは可能でしょうか。

答：1. 本件については、北京市当局と意見交換した有識者に確認を致しました。

まず、本条項の意味するところは、「(管理性会社が) 親会社の中国国内における唯一の最高経営管理機構であること」というものです。これを具体的に言えば「地域本部の認定を申請する管理性会社以外に、中国において地域本部の役割をするものが無いこと」が条件になるということです。

親会社が中国内に投資性会社を持っている場合は、次のようになります。

- (1) 投資性会社が既に地域本部の認定を得ている場合は、管理性会社による新しい申請は認められません。
- (2) 投資性会社が地域本部の認定を得ていない場合で、実質的に地域本部の役割をしている場合は、認定は北京市商務委員会の判断によります。設立予定の管理性会社に地域本部の役割を与える（投資性会社は地域本部の役割をしない）ということならおそらく認定される、と思われます。

2. 北京における管理性会社に関する規定には、次のものがあります。

- ・『多国籍企業の北京における地域本部設立奨励に関する若干規定の実施弁法』^(*)
(北京商務資字[2009]351号 2009年6月24日公布・施行)
- ・『多国籍企業の北京における地域本部設立奨励に関する若干規定』^(*)
(北京市人民政府、京政発[2009]15号 2009年5月21日公布、2009年1月1日施行)

(*)は質問で言及されている行政規定です。

3. 管理性会社については、ご質問中にあるような「傘下に出資企業を持つ」「(株式) 持分

の譲渡を受ける」といった投資業務を行うことは、認められていません。

『多国籍企業の北京における地域本部設立奨励に関する若干規定の実施弁法』^(*)1)の第 1 条では、管理性公司を次のように定義しています。

「管理性公司とは、親公司が投資した企業および関連企業のために、管理、意思決定、研究開発、資金管理、物流、販売、企画、コンサルティング、研修など関連サービスを提供する企業法人を指す。」

この中には、投資業務は含まれていません。また、規定^(*)2)の第 7 条には、地域本部の経営範囲が定められており、管理性公司が地域本部の認定を受けた場合にはこれが適用されますが、この中にも投資業務はありません。

本件については、北京市商務委員会に確認を致しましたが、やはり「管理性公司の、(1)他の企業に直接出資する、(2)親会社から他の企業への出資持分の譲渡を受ける、という行為は認められていません」との回答でありました。

第1章 設立・再編・撤退

Q1-2. 研究開発センターの設立、敷地取得について

問： 当社は工場所在地とは別の場所で研究開発拠点を設けようとしています。

以下3点について教えてください。

1. 工場の場合は土地資源局が《全国工業用地使用権譲渡最低価格》によって土地使用権の取得価格に下限を設けたり、『工業項目建設要地の制御指標』によって容積率、建蔽率、緑化率を制限したりしています。

研究開発所に関しては、このような指標は出されていますか。

2. 出されていない場合、工業用地に関する規制に準ずると考えれば良いのでしょうか。
3. 研究開発センターの設立に際し、注意点について教えてください。
また、どのような環境アセスメントが必要なのか教えてください。

答： 1. 研究開発センターの建設における制約について

「土地使用権の取得価格の下限」「容積率等の制限」等の指標は、研究開発センターに関する特別なものは出されていません。

そもそも中国の土地は、土地利用計画に基づき、用地区分・使用目的がその土地ごとに定められており、そこに建設が可能なものもその使用目的によって制約があります。つまり、設立申請時に、建設しようとしているものが当該土地の用途にふさわしいかどうか審査される、ということです。また、土地にあらかじめ定められている、容積率、建蔽率、緑化率、投資密度等の指標に合致しているかについても審査されます。

そのため、ご計画の研究開発センターが、具体的にどのようなものかを考えておられるのかをふまえて、その用途・指標を満たす場所に設立しなければなりません。

よって、設立候補地が既に決まっていれば、現地の国土資源部門にご確認下さい。もし比較検討中であれば、候補地の招商部門あるいは国土資源部門に具体的なプロジェクトの内容を伝え、それにふさわしい場所の有無を照会されるのが良いと思います。

2. 設立上の注意点について

研究開発センター設立上の注意点については、『外国投資家の投資による研究開発センターの設立に関連する問題に関する対外貿易経済合作部の通知』^(*)をご参照下さい。当該法規の主な内容は次の通りです。

- ・研究開発センターの形態は、合資、合作又は独資企業とすることも、外商投資企業

の内部に設立する独立の部門又は支店とすることもできる。(第1条)

- ・ 研究開発科目には「外商投資産業指導目録」の禁止類プロジェクトを含まない。(同)
- ・ 当該研究開発の技術成果でないその他の技術貿易、及び中間試験以外の生産活動にも従事してはならない。(同)
- ・ 研究開発に用いる投資は200万ドルを下回らない。(第2条)
- ・ 学士以上の学歴を有する研究開発活動従事人員の、総人数に占める比率は、80%を下回らない。(同)
- ・ 研究開発センターの設立について、合資、合作又は独資企業とする場合は、省級の審査認可部門が審査認可をする。外商投資企業の内部に設立する独立の部門又は支店とする場合は、外商投資企業の設立に係る審査認可機関が審査認可する。(第3条)

3. 環境アセスメントについて

環境アセスメントについては、対象を研究開発センターに特定した法令はありません。

【根拠法規】

(*1) 『外国投資家の投資による研究開発センターの設立に関する問題に関する対外貿易経済合作部の通知』

(対外貿易経済合作部、外経貿資発[2000]218号 2000年4月18日公布・施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-3. 国有土地所有権の分筆・譲渡について

問： 将来の拡張を視野に入れ、広めに確保していた土地所有権についてその3分の1くらいについて利用見込が小さくなったので、分筆、譲渡したいと考えています。そもそも土地所有権の分筆や譲渡は可能でしょうか。なお、国有土地所有権契約にて定めた投資規模等は既に満たしております。

答： 正規の手続きを踏み、取得された有償土地所有権に関する分筆・譲渡についてという前提で回答します。

1. 土地所有権の譲渡について

『城鎮国有土地所有権払下げと譲渡暫定条例』^(*) (以下、『暫定条例』)第4条に、「この条例の規定により土地所有権を取得した土地使用者は、使用期間内において当該土地所有権を譲渡し、賃貸し、抵当を設定し、又はその他の経済活動に用いることができ、適法な権利及び利益は、国の法律の保護を受ける。」とあります。当該規定より、払下げの手続きを経て取得された土地所有権は原則として自由に譲渡することが可能だと思われれます。

但し、『都市不動産管理法』^(**) 第38条 譲渡禁止不動産の規定(例：法による差押えやその他権利を制限する土地となっていないか?)や第39条 払下げ土地所有権の譲渡の規定(払下金を全額納付し、土地所有権証書を取得済みか?)記載されている規制をクリアーしている必要があります。一度内容をご確認下さい。

2. 土地所有権の分筆について

『暫定条例』第25条の規定により、分筆は可能と思われれます。

また、『『城鎮国有土地所有権払下げと譲渡暫定条例』に係る問題に関する国家土地管理局の回答』第1条^(***)により、更地の土地所有権の分筆(分割譲渡)も可能ですが、当該『回答』は2003年に執行停止されたため、有識者に問い合わせたところ、現時点においては、上記の『暫定条例』の規定は、地上建築物を分譲譲渡するのに伴い土地所有権を譲渡するケースを想定した規定であり、更地の土地所有権の分割譲渡に適用される明確な規範は見当たらない為、該当地域の土地管理部門に事前の良く相談されることを勧めます、とのアドバイスを頂きました。

また、今回のケースでは、当初認可を得た時点の計画を予定どおり完了し、且つ効率的な運用等を行った結果余剰な土地を得ることができた等の説明が求められると思

われます。

蛇足ながら、『都市不動産管理法』第 17 条（着工の義務）の規定では、土地払下契約に定める計画とおり、土地開発を進めていない場合には、罰金を徴収する等、土地使用を厳格に管理する規定があることから、上記記載の土地の効率利用を全面的に説明する必要があると思います。

また、譲渡先に関しても、土地使用が認められる業種や企業への譲渡であるか否か？等の制約が入る可能性もございますのでご注意ください。

【根拠法規】

(*1) 『城鎮国有土地使用权出讓と轉讓暫定条例』

(国务院令第 55 号 1990 年 5 月 19 日公布、同日施行)

(*2) 『都市不動産管理法』

(主席令第 72 号 2007 年 8 月 30 日改正、公布、施行。)

(*3) 『『城鎮国有土地使用权払下げと讓渡暫定条例』に関する問題に関する国家土地管理局の回答』

(国家土地管理局 国土批[1996]44 号 1996 年 5 月 17 日公布、施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-4. 子会社持分の傘型会社への現物出資について

問： 弊社が中国に持っている子会社は、中国の傘型会社（投資性公司）設立以前に設立した法人であったり、増資のタイミングがあったり、出資が日本親会社からと傘型会社からの二つに分かれ、またその出資比率も各法人でバラバラになっています。

そこで、中国子会社の持分を日本親会社から傘型会社へ簿価で現物出資を行い、子会社の持分を全て傘型会社を集めようと検討しております。

現在こうしたことを行うに関して、『企業再編業務に対する企業所得税の若干問題に関する通知』等関連法規が公布されていますが、このような傘型会社への簿価による現物出資を行う場合の税務・会計上の問題点、また手続きについてご教授願います。

なお、中国法人にはまだ累損を抱えている会社がある一方で、すでに配当をしている会社もあるなど、業績はまちまちです。

答： ご質問への回答に先立ち前提ですが、本件は各現地法人への出資者を傘型会社に統一することを目的に、親会社の各現地法人に対する出資持分を以って、既存の傘型会社に現物出資するもの、と理解しました。

ご質問本文中で、『企業再編業務の企業所得税処理の若干問題に関する通知』^(*)（以下『59号通知』）について触れられていることから、上記取引にあたり、税務面で同通知の施行が与える影響として、有識者にもご意見を伺いましたのでご回答申し上げます。

1. 『59号通知』と本件との関係

結論から申し上げますと、本件は『59号通知』において特別税務処理規定を適用され、非課税での取引が認められる可能性があります。

『59号通知』では、企業の6つの項目（企業の組織変更、債務再編、持分買収、資産買収、合併、分割）を「企業再編」と定義し、5条に定める特別税務処理^(※)に該当することで、主に非課税での再編を可能としています。

(※) 特別税務処理の要件は以下の通りです。

- ① 合理的な組織再編の目的がある。
- ② グループ内再編である。
- ③ 経営活動の連続性がある。
- ④ 合併交付金等の割合が15%以下
- ⑤ 買収会社が新たに取得した株式に係る再編については1年以上継続して保有されているものに限る。

⑥ クロスボーダー型再編の場合には上記のほか、以下の要件等も追加される（7条）。

- 1 非居民企業が、100%直接支配する別の非居民企業へ居民企業の時分を譲渡し、譲渡企業（非居民企業）が、譲受企業（非居民企業）の時分を3年間譲渡しない。
- 2 非居民企業が、100%直接支配する居民企業へ、保有する別の居民企業の時分を譲渡すること。

本件は、傘型会社が中国のグループ内各現地法人の時分を日本の親会社から譲り受け、それによって、各現地法人に対する支配を実現する取引であることから『59号通知』第1条3項における「持分買収」として企業再編取引の一環であると考えられます。

また、傘型企業が支払う対価としては、現物出資という形で、当該傘型企業の株式を以って支払いとしていることから、同法第2条における「持分支払」に該当すると思われる。

なお、本件のケースでは、非居民企業である日本の親会社が、居民企業である傘型会社へ、その保有する別の1つの居民企業の時分を譲渡するため、同通知7条2項（上記1⑥-2）に基づき、日本の親会社が傘型会社に対し100%の直接支配関係を有していることが条件となります。

2. 同通知の不明点

しかしながら、同通知は発布後間もなく、具体的な運用状況については情報が少ないのが現状です。また、5条の「特別税務処理規定」には、以下の項目をはじめとする不明点もあるため、今後細則や運用状況について、注意が必要です。

- ① 1項「合理的な商業目的」の概念が不明であり、判例もなく、税務当局に主観的に判断、解釈される可能性がある。
- ② 5項「再編後連続した12カ月以内に、取得した持分を譲渡してはならない」の起点が不明。
- ③ 5項「元の主要株主」の定義が不明。

3. 持分出資について

会社設立や増資引受にあたり、投資者が保有する中国国内において設立した有限責任公司等の時分をもって、他の会社に現物出資することに関しては、2009年1月14日に『持分出資登記管理弁法』^(*)が発布され、3月1日から施行されています。同法で、現物出資に用いることができる持分等の条件や申請手続き等が定められています。

当機構ホームページ内に法令及び「国家工商行政管理総局の関連部局責任者による Q&A」の日文訳^{(*)3}がありますので、ご参考下さい。

4. その他

① 投資性会社の登録資本金の用途

投資性会社の登録資本金のうち少なくとも 3,000 万ドルについては、投資性公司親会社或いは関連会社の出資持分の付け替えには使用できません。従って、今回のように各現地法人持分を傘型会社へ現物出資するにあたっては、新たな追加出資による増資を行わなければならない可能性がある点にご注意ください。（『外国企業の投資による投資性会社の設立に関する規定』^{(*)4}）

② 日本における適格現物出資

日本の親会社が、現地法人の持分を傘型会社に現物出資するに際し、親会社が当該現地法人及び傘型会社のいずれにも支配関係を有している場合は、日本において適格現物出資となるため、持分出資の直前の帳簿価格での譲渡が認められ、課税繰り延べが認められる場合があります。

【関連法規等】

(*1) 『企業再編業務の企業所得税処理の若干問題に関する通知』

(財政部 国家税務総局 財税[2009]59号 2009年4月30日発布 2008年1月1日施行)

(*2) 『持分出資登記管理弁法』

(国家工商行政管理総局令 第39号 2009年1月14日公布 2009年3月1日施行)

<http://members.jcipo.org/library/data/D0002052.pdf>

(*3) 国家工商行政管理総局の関連部局責任者が答える『持分出資登記管理弁法に関する Q&A』

<http://members.jcipo.org/library/data/D0002041.pdf>

(*4) 『外国企業の投資による投資性会社の設立に関する規定』

(商務部令 2004年11月17日公布 2004年12月16日施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-5. 吸収合併について

問： 企業再編に関する質問です。

中国に省を跨ぐ2社の独資現地法人があります。1社は生産型企業であり、もう1社は商業型企業です。1社を存続させ、1社を消滅させる吸収合併は可能でしょうか。

法律上の規定や、現時点で申請して認められた事例があるか、また認められるとした場合の申請手続き及び注意点を教えてください。

答： 1. 吸収合併の可否について

共に外商独資企業であり省を跨る生産型企業と商業型企業の合併については、特段これを禁止する法規定はなく合法であり、有識者によれば実例もあるということです。

2. 当該合併手続き

以下の法規に則り手続きを進めていく必要があります。

『外商投資企業の合併及び分割に関する規定』^(*)

(対外貿易経済合作部・国家工商行政管理総局令[2001]第8号令)

尚、当該『合併規定』につきましては、当機構「会員ネット」データライブラリーで閲覧頂くことが可能ですので詳細についてはこちらをご一読の程お願い申し上げます。

3. 外商投資企業間の合併手続きの流れと留意点

ここでは上記の『外商投資企業の合併及び分割に関する規定』（以下、『合併規定』）に基づいた手続きの流れ及び若干の留意点につき報告をさせていただきます。

(1) 合併協議書の作成・締結

一法定記載事項の他、下記を規定しておくことがポイント。

- ① 合併までの各種手続き処理
- ② 各当事者の財産・経営に関する善管義務
- ③ 特定資産の処分
- ④ 不可抗力事由
- ⑤ 協議の修正・変更対応
- ⑥ 簿外債務・資産評価が不適正であった場合の損害賠償等。

- (2) 合併後会社の契約書・定款の作成・締結
－独資企業の場合は、合併後会社の定款のみ作成が必要。
- (3) 合併各当事者での合併承認決議
－合併協議の内容そのものや締結行為、合併後会社の定款に対する承認決議を含む。
- (4) 消滅会社の解散
－合併当事者が異なる審査認可機関の管轄を受ける場合（本ケースはこれに該当）、消滅会社が原審査認可機関に解散申請を行う。当該原審査認可機関は、15日以内に要回答、15日が経過した場合は解散に同意とみなされる。また当該機関が不同意の場合は、申請者は上級商務部門への再申請が可能（『合併規定』第22条）。
- (5) 合併の認可申請
－吸収合併の場合、存続会社が合併後の総投資額に対応する審査認可機関へ申請（『合併規定』第7条）。
- (6) 合併の初歩審査
－審査認可機関は資料受領後、45日以内に同意・不同意を书面回答（『合併規定』第26条）。
- (7) 債権者への通知及び公告
－合併同意から10日以内に合併当事者の債権者に通知書を送付、かつ30日以内に全国版の省級以上の新聞に3回以上公告を掲載、通知書と公告には債権・債務の承継案を記載（『合併規定』第27条）。
- (8) 債権者の要求聴取
－債権者は通知書受領の日から30日以内、通知書を受領していない債権者は第1回目の公告の日から90日以内に、債務の弁済、担保の提供、債務承継案の修正のいずれかの要求が可能（『合併規定』第28条）。
- (9) 合併の最終認可
－第1回目の公告の日から90日以内に債権者からの要求がない場合、申請者は認可申請（『合併規定』第29条）。審査認可機関は30日以内に認可または不認可を決定（『合併規定』第30条）。

(10) 批准証書・登記の変更手続き

一吸収合併の場合、存続会社は認可後 30 日以内に審査認可機関で「外商投資企業批准証書」の変更手続きと登記機関での変更登記手続き、消滅会社は原審査認可機関で「外商投資企業批准証書」の抹消手続きと原登記機関の抹消登記手続きを行う（『合併規定』第 31～33 条）。

(11) 各種登記・公告など

一登記機関での営業許可証受領後 30 日以内に、税務・税関・土地管理・外貨管理などの登記手続き、消滅会社の債権・債務者に変更通知、かつ全国版の省級以上の新聞に公告（『合併規定』第 36～37 条）。

4. その他留意点

前出の有識者より、本件に関わるいくつかの留意すべき点についての情報を得ましたので併せて報告致します。

(1) 現状確認に基づく合併スケジュール及び経営計画の策定

現状として以下のようなポイントをご確認の上、スケジュール・経営計画を立てて本件進めていくことが肝要かと思われます。

- ① 合併当事者である両社の経営範囲が制限類プロジェクトに該当しないかどうか
⇒制限類の場合、省級以上の認可が必要で、より条件が厳しく合併手続きに時間がかかる。
- ② 合併後の総投資額はいくらになるか
⇒制限類プロジェクトで総投資額 5 千万米ドル以上は中央認可、1 千万ドル以上は一般に省級政府の認可となるため、上記同様、より条件が厳しく合併手続きに時間がかかる。
- ③ 存続会社の経営範囲は合併後の事業に対応したものとなっているか
⇒（生産型企業が存続会社となる前提で）、当該生産型企業が商業経営の認可を得ていない場合、当該認可を受けるための審査・認可期間をスケジュールに折り込んでおく必要がある。

(2) 消滅会社における事前確認と今後への対策

① 消滅会社を存続会社の分公司として残さない場合

合併申請の前に、適正に納税を行っているか、従業員の再配置に問題がないか、を特に確認しておく必要があります。

消滅現法が解散を申請した後、通常、税務調査が行われますが、過去に税の未納や税額還付などの優遇を受けていた場合、税務局の判断に時間がかかり、合併

手続きが進まないことが多いため、合併前に処理しておくべきだと思われます。

また、従業員については、合併前に労働契約を解除しておくのが無難であろうかと思われます。

合併時（消滅現法の解散申請時）に従業員が残っている場合、消滅現法の解散申請に際して、審査認可機関が従業員の同意書の提出を求めることがあるそうです。

② 消滅会社を存続会社の分公司として残す場合

税務局での消滅会社の抹消登記と新現法の分公司としての再登記（増値税発票の交付を含む）、税関での抹消登録と新組織としての再登録の手続きを事前に確認しておく必要があります。これがスムーズに行かないと、分公司側での輸入・販売業務に支障をきたすことになります。

また、分公司として残った後は、分公司自らの名義での通関手続き、外貨口座の開設などはできず、全て総公司（本社）の印鑑、外貨口座を使用して行わざるを得ないため、総公司(存続会社)との連携が必要となることも踏まえておく必要があります。

更に、総公司の名義で分公司所在地で商品を輸入し、分公司の名義で国内に販売する場合、総公司所在地の税務局がこれを総公司与分公司の間に売買取引が存在すると見なして総公司に対して増値税が課税される可能性がありますので注意が必要です（増値税法上は課税取引です）。

(3) 考慮すべきリスク

本件のような省を跨る企業の合併では、消滅する会社の所在地の税収が減少することになるため、現地税務局が税務登記の抹消に応じないなど、合併に対して難色を示すことがあるようです。

従って合併に対して理解を得られるよう、現地政府に対して事前説明を行う必要があると思われますが、難航することも考えられます。従って余裕をもって合併スケジュールを組むことが肝要でしょう。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資企業の合併及び分割に関する規定』

(対外貿易経済合作部・国家工商行政管理総局令[2001]第8号令)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-6. 株主持分の売却について

問： 株主が4者存在する中国の企業で、最大株主（国有企業）が自分の持分を他社に売却しようと考えています。なお、他3者は優先買い付け権を行使しません。

この時に以下2点について教えてください。

1. 最大株主が自分の持分を他者に売却する前に、貸借対照表（中国：資産負債表）中の未分配利益全額に自分の持分比率を乗じた金額を受領し、他の3株主は保留して受領しないという董事会決議をすることは違法行為になりますか？
2. 最大株主が未分配利益を除いた会社資産を第3者に評価してもらい、その評価額で他社に売却することは違法行為になりますか？

答： 1. 未分配利益の範囲内において、特定の株主（国有企業で最大株主）のみに対して配当する旨の決議をし、その他の株主には配当しないという趣旨であるとして回答します。

その場合、出資比率に基づかない配当をすることになり、『公司法』^(*) 第35条のただし書きに基づき、他の株主の同意があれば可能となります。従って、この場合には、通常の配当手続のほかに、当該三社の同意がある限りにおいては、違法行為には該当しません。^(注1)

なお、利益配当は、所得税納付後の利益^(注2)から欠損補填、公共積立金^(注3)積立を行った後にはじめて行うことができます（同法第167条第1項ないし同条第3項）。

したがって、国有企業に対する利益配当額が未分配利益全額から所得税、欠損及び公共積立金を除いた範囲を上回る場合には、超過部分については利益配当を行うことができないことにご留意ください。

注1：なお、未処分利益のうち現金とそれ以外の財産との間には、換金方法の難易差が生じ得ることから、一部の株主に対してのみ現金で配当を行うことは、換金方法の難易差という点においてもその他の株主に対して不利益が生じるおそれがあります。

しかし、配当を受けない株主が当該リスクを含めて判断し、その結果として利益配当案に同意する以上、未処分利益が全て現金で構成されているわけではないという事情は、一部の株主に対する現金による利益配当を妨げる理由にはなりません。

注2：営業利益、投資収益及び営業外収支（純額）を含む企業の一定期間内の生産経営の財務成果をいいます。

注 3：法定公共積立金（税引後利益の 10%）、法定公益金（税引後利益の 5%～10% の範囲内で定款において定める）及び任意公共積立金（株主会決議において定める）の総称です。

2. まず、中国法上、譲渡側当事者が国有企業である場合には、『企業国有財産権譲渡管理暫定規則』^{(*)2} が適用されます。そして同規則第 13 条の規定により、本件持分譲渡の場合には、資産評価機構の資産評価を受け、当該資産評価機構が算出した評価価格の 90%以上で売却しなければなりません。

そのうえでご質問を検討しますと、この質問内容からは詳細が明確ではないので回答が的確かどうかは分かりませんが、仮に一旦未分配利益を実際に配当等適法な理由により当該国有企業が受領したうえで、その時点における未分配利益を除外した^(注 4) 会社資産を第 3 者に評価してもらい、その評価額で他社に売却するというご趣旨であるとするれば、そもそも配当等により相応の未分配利益が消えてなくなりますので、それを除いた部分の評価してその評価額に基づき譲渡価格を決定するのはむしろ合理的であり、違法行為には当たらないと考えます。

いずれにしても、ご質問の内容だけでは上記回答は必ずしもご質問の趣旨に合致していない可能性があります。従って、想定しているスキームを再度整理したうえで、専門の法律家にご相談されることをお勧めいたします。

注 4：厳密にいうと税金や法定積立金等を控除した金額になります。

【根拠法規】

(*1) 『公司法』（主席令第 42 号 2005 年 10 月 27 日改正、公布、2006 年 1 月 1 日施行）

(*2) 『企業国有財産権譲渡管理暫定規則』

（国有資産監督管理委員会・財務部令第 3 号 2003 年 12 月 31 日公布、2004 年 2 月 1 日施行）

第1章 設立・再編・撤退

Q1-7. 駐在員事務所の閉鎖について

問： 当社は北京、天津及び広州に駐在員事務所と現地法人を併設しております。

このうち駐在員事務所の閉鎖を検討しておりますが、以下の点につきご教示願います。

1. 事務所の閉鎖にあたり、法的な制限は何かありますか？
(逆の言い方をすれば、当社で意思で粛々と閉鎖をすることができますか?)
2. 注意事項について

答： 1. 法的な制限について

設立の時に登記手続きなど行っておりますので、それらの抹消手続きや、債務、税務の清算手続きが必要となります。

なお行政規定には以下のように規定されています。

- ・『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』^{(*)1}

第16条

「常駐代表機構の駐在機関が満了する、又は期間終了前に業務終了させる時は、業務を終了する30日前までに、書面を以って原認可機関に通知し、債務、税務その他の清算を完了した後、原登記証書交付機関において抹消登記を行い、登記証書を返納しなければならない。

原外国企業は、その常駐代表機構の残務については、その責任を引き続き負わなければならない。」

- ・『外国企業常駐代表機構の審査認可及び管理に関する実施細則』^{(*)2}

第20条

「常駐代表機構の駐在機関の満了により、又は期間を繰り上げて業務活動を終了させる場合において、外国企業が当該常駐代表機構の取消を申請する時は、終了の30日前までに、当該企業の董事長又は総経理が署名した取消申請書を、原引受単位を通じて原審査認可機関に届け出なければならない、かつ債務、税務及びその他の関連事項を清算した後、工商登記、長期居留及び税関への届出などの抹消手続きを行わなければならない。」

- ・『外国企業常駐代表機構登記管理弁法』^(*)3)

第 13 条

「外国企業常駐代表機構の駐在機関が満了し、若しくは期間満了前に業務活動を終了し、又は派遣元の企業が破産宣告した場合には、登記機関に対して抹消登記の手続をしなければならない。抹消登記をするときは、税務部門、銀行及び税関が発行する税務、債務その他関係事項の清算・整理を完了した旨の証書を提出しなければならない。抹消が許可されれば、登記証を返納し取り消す。

未了事項がある場合には、常駐代表機構の設立を申請した原外国企業その他の外国経済組織が、引き続き清算・整理について責任をおわなければならない。」

手続き的には

1. 地税局・国税局への税金完納証明申請
 2. 税関（税関登記証）、税務局（税務登記証）、銀行（人民元口座）、外貨管理局（外貨口座）への抹消申請
 3. 工商局（工商登記証、事務所印鑑）への抹消申請
 4. 技術監督局（組織機構コード証）、統計局（統計登記証）への抹消申請
- という流れになるようです。

【関連法規等】

- (*1) 『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』

（国务院制定 1980年10月30日公布、施行）

- (*2) 『外国企業常駐代表機構の審査認可及び管理に関する実施細則』

（対外貿易経済合作部令第3号 1995年2月13日公布、施行）

- (*3) 『外国企業常駐代表機構登記管理弁法』

（国家工商行政管理局 1983年3月15日公布、施行）

2. 注意点について

駐在員事務所の閉鎖は現地法人の閉鎖よりは難しくないようですが、債務弁済、納税義務を果たしていることなどを証明する必要があり、時間がかかる場合もあるようです。（半年程度、長い場合は一年かかったという例も耳にしました。）

駐在員事務所は非課税の認定を受けているところも多いですが、その場合でも税務局の納税認可を受けて税金完納証明書を発行してもらう必要があります。

税金完納証明書の申請から発行には時間がかかり、税金の未納や書類の不備があった場合には更に時間がかかることがあります。

その他、免税で輸入した備品（輸入車両等）などある場合には税関監督管理の解除

手続きが必要になり、関税をとられる場合がございます。

また駐在員事務所で働いている方を解雇する場合、派遣会社を通してということになりますが、経済補償金などが発生する場合も考えられるのでご注意ください。



常駐代表機構

外国企業の中国における駐在員事務所を、常駐代表機構と呼びます。

その目的は本社のために業務連絡、市場調査、その他補助的業務を行うことであり、営業活動を行うことは禁じられています。

また、スタッフを直接雇用することもできないこととなっており、人材派遣会社からの派遣が必須となっています。

第1章 設立・再編・撤退

Q1-8. 合弁会社の清算手続きについて

問：日中合弁会社の合弁期間満了に伴い会社を清算する場合の手続について教えてください。合弁期間中に会社を清算する場合と比較してご教示頂きたい、お願いします。

答：有識者に確認した意見も踏まえ、以下に回答します。

中国において、清算には破産による清算と破産以外の清算の2種類がありますが、今回は破産以外の清算についてご説明申し上げます。

1) 清算に関する法律について

合弁企業を含む外商投資企業の清算については、従来、主要法規であった『外商投資企業清算弁法』^(*)が2008年1月15日に廃止され、内資企業、外資企業ともに『中華人民共和国公司法』^(**)の関連規定に準拠して清算を行うことになりました。しかし、清算弁法ほど詳細に規定が定められていないため、外商投資企業の解散や清算実務を補足すべく、2008年5月に『法に依って外商投資企業の解散および清算業務を適切に行うことに関する指導意見』(以下、『指導意見』)^(***)が公布・施行されました。よって、清算実務においては、『公司法』、『最高人民法院の『中華人民共和国公司法』適用の若干問題に関する規定(二)』^(****)などに加え、外資三法(合弁企業の場合は、『中華人民共和国外合弁企業法』^(***))や『指導意見』等を併せて適用しています。

2) 合弁企業の清算理由について

さて、合弁企業の清算理由については、以下の理由が考えられます。

1. 合弁期間が満了した場合
2. 合弁企業に重大な欠損が生じ、経営の継続が困難な場合
3. 出資者の一方が合弁契約・定款記載の義務を履行せず、経営の継続が困難な場合
4. 自然災害・戦争等の不可抗力により重大な損失が生じ、経営の継続が困難な場合
5. 合弁企業がその経営目的を果たせず、将来の発展に見通しが無い場合
6. 合弁契約書・定款に定められたその他の清算事由がある場合
7. 会社の合併又は分割により解散を必要とする場合
8. 法により営業許可証を取り消され、閉鎖を命ぜられ、又は取り消された場合
9. 人民法院が合弁企業の一部の株主からの会社解散の訴えに基づき、合弁企業を解散させた場合

3) 清算手続きについて

今回のご質問は、上記理由1のケースとそれ以外(上記理由2~9)のケースでの清

算手続の違いについてのお尋ねかと思われま

す。企業が自ら清算委員会を設立して清算を行う（普通清算）場合の具体的な清算手続については、以下の通りです。

合弁期間満了に伴う清算と、合弁期間中の清算とでは下記①及び②以外、同じ手続となります。

- ① 董事会の決議：清算は企業の 3 分の 2 以上の董事が出席した董事会において、出席董事の全会一致による決議が必要。ただし、合弁期間満了及び上記理由の 3、8 及び 9 の場合には董事会の決議は不要。
- ② 審査認可機関（商務部等）の認可：繰上げ解散申請書及び関連資料（董事会決議または効力を生じた判決・裁決）を認可機関に送付。認可機関は申請書を受領後、10 営業日以内に解散の認可文書を発行しなければならない。ただし、合弁期間満了及び上記理由の 8 及び 9 による清算の場合は認可不要。
- ③ 清算委員会の組織及び債権者等への通知：解散認可日（清算開始日）又は解散事由が出現した日（合弁期間満了及び上記理由の 8 及び 9 の場合）から 15 日以内に企業は清算委員会を設立し、清算を開始。清算委員会は企業が有限責任公司の場合、株主により構成され、株式会社の場合には董事または株主総会で決定した人員で構成。また清算委員会は、委員会成立の 10 日以内に債権者に通知し、かつ 60 日以内に新聞紙上に公告する必要がある。

尚、これに加えて、廃止された清算弁法第 16 条で定められていた「企業が清算開始日から 7 日以内に書面で企業の名称、住所、清算開始日、清算原因等を関係機関に通知する」義務は生きていることをご留意下さい。
- ④ 清算作業と報告：清算委員会は会社の財産を整理の上、清算報告を作成し、董事会、株主総会または裁判所の確認を経た後に、審査認可機関に報告と認可証書の返納を行う必要がある。
- ⑤ 登記の抹消：企業は税関、税務財務当局、外貨管理局など登記先機関に抹消登記を申請、会社終了を公告しなければならない。

【根拠法令】

(*1) 『外商投資企業清算弁法』

(対外貿易経済合作部令 1996年第2号 1996年6月15日国务院批准 同年7月9日対外貿易経済合作部公布) ⇒2008年1月15日廃止

(*2) 『中華人民共和国公司法』(2005年改正)

(主席令第42号 2005年10月27日公布、2006年1月1日施行)

(*3) 『法に依って外商投資企業の解散および清算業務を適切に行うことに関する指導意見』

(商務部弁公庁 商法字[2008]31号 2008年5月5日発布)

(*4) 『最高人民法院の『中華人民共和国公司法』適用の若干問題に関する規定(二)』

(最高人民法院公告 法积[2008]6号 2008年5月12日公布、同年5月19日施行)

(*5) 『中華人民共和国中外合弁企業法』

(主席令第48号 2001年3月15日第二次改正、同日公布)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-9. 非経営性分公司の登記について

問： 当社の広州にある現地法人が深圳市に分公司（非経営性分公司）を設置することになりました。最近、深圳市工商行政管理局より「非経営性分公司のため、登記も届出も不要である」と言われ、当社としては登記も届出もしないことになりました。

一方、2008年7月に当社の上海にある現地法人が南京市に分公司（非経営性分公司）を設置した時は登記手続きを行ない、「営業執照」が発行されました。以下2点についてご教示下さい。

- (1) 都市により非経営性分公司の登記の有無に違いがあるのでしょうか。
- (2) 「届出が不要」という点はどのように理解すればよろしいのでしょうか。

答： (1) 非経営性分公司の登記について

当時は「非経営性分公司」の取扱いに関して各地で対応が異なったようです。

今回、国家工商管理総局外商投資企業注冊局総合処（TEL:88650408）に「経営性分公司」と「非経営性分公司」について確認しました。

2006年1月1日の『公司法』施行以来、分公司を「経営性分公司」と「非経営性分公司」に分ける方法はやめたとの回答でした。『公司法』施行前に設立された連絡事務所をどうするかということについては、工商行政管理局と商務部との間で検討がなされ、『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』（*1）の第25条で「登記機関は外商投資企業の連絡事務所の工商登記を取り扱わない」と明記しているにも拘らず、都市によっては連絡事務所を工商登記できるところもまだありますが、「非経営性分公司」名目の工商登記は既になくなったようです。

また、深圳市工商行政管理局（TEL:0755-12315）にも確認しました。

先方の回答では、「現在は経営性分公司と非経営性分公司というような分類や呼び方はなくなり、経営性活動に従事するには『分公司』を設立・登記しなければならない。経営性活動に従事しない場合には『弁事処』や『連絡事務所』を自由に設立できる」とのコメントがありました。

したがって、上記中央及び深圳市の工商当局の回答によれば、少なくとも深圳市においては、経営活動に従事しない「非経営性分公司」は「分公司」として工商登記を行うことは認められない可能性が高いと思われます。

いずれにしても、実務の現状としては、各都市により運用は異なっているようですので、

本件については、最終的に深圳市工商行政管理局へご確認されることをおすすめします。

(2) 「届出が不要」の理解について

『公司登記管理条例』(*2)の第 48 条により、公司はその「分公司」が登記された日から 30 日以内に、当該「分公司」の営業許可書を持参して公司登記機関において届出の手続をしなければなりません。

したがって、深圳市工商行政管理局が指摘していた「非経営性分公司のため、登記も届出も不要である」に対する理解について、非経営性分公司が上記(1)の通り深圳市において「分公司」として登記できないため、その本社である御社の広州にある現地法人も上記の届出手続を行うこと自体、不可能ではないかと考えられます。

【根拠法規】

(*1) 『外商が投資する公司の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』

(国家工商行政管理総局 商務部 税関総署 国家外為管理局 工商外企字[2006]81 号 2006 年 4 月 24 日公布・施行)

(*2) 『中華人民共和国公司登記管理条例』(改正)

(国务院令第 451 号 2005 年 12 月 18 日改正・公布、2006 年 1 月 1 日施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-10. 常駐代表機構の設置

問： 日系メーカーの常駐代表機構の設置を上海市内または浙江省を予定しております。

常駐代表機構の設置に関して、下記の点をご教示願います。

- (1) 常駐代表機構を、浙江省の中小都市（杭州市以外）に設置できますか。
- (2) 常駐代表機構を、既に存在する自社の関連会社の常駐代表機構の中（同じオフィス内に）に設置することは可能でしょうか。
- (3) 常駐代表機構を、家賃の安価なレンタルオフィス等に正式登録し、実際の業務は、上記関連会社の常駐代表機構のオフィス内、または別途借りたオフィスで実務を行なうという行為は違法でしょうか。
- (4) 常駐代表機構の設置にはどの位の時間が掛かりますか。
- (5) 上海市及び浙江省内の中小都市での常駐代表機構の設置に関する申請先はどこでしょうか。

答： 常駐代表機構設立のステップは大きく以下の3つです。

1. 受入保証先（引受単位）の決定

『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』(*1)並びに『外国企業の在中国常駐代表機構の審査認可及び管理に関する実施細則』(*2)により、政府主管部門の認可を得ている対外経済貿易権を有する会社、又は審査認可機関が認可した対外経済貿易組織及び外事サービス単位への委託が義務付けられております。

2. 場所の選定

オフィスの賃貸契約書の締結が必要となります。場所の選定にあたっては、地方・エリアによっては、常駐代表機構が設置可能な建物が指定されている場合もありますので、政府指定の場所か否かを、不動産業者へ事前に確認することが必要です。

3. 工商行政管理局への登記手続き

以上を踏まえた上で、ご質問に回答いたします。

- (1) 常駐代表機構の設置地域には現在制限はありません。

製造業の常駐代表機構は、2004年以降、認可取得の必要はなくなり（後記<参考>をご参照）、以下の2条件を満たせば、直接、工商登記を行った上で設置することが可能と思えます。

- ①受入保証先（引受単位）の了解が得られる場所であるか否か。
- ②外国企業が賃借できる政府指定のオフィスエリアであるか否か。

(2) 1つのスペースを2つ以上の機構で使用する重複登録は認められておりません。設置は不可能と思います。既存オフィス内の『新たに設置する常駐代表機構用スペース』を単独の住所として特定でき、賃貸契約書の締結ができるか否かがポイントと思います。ベストは壁で仕切ることですが、実務的にはパーテーションで仕切り、出入り口を別とし、新しい部屋番号により、単独の住所を登録された事例もあるそうです。

(3) 正式に常駐代表機構の登記を行っていない場所（関連会社オフィスや別途借りたオフィス）にて、常駐代表機構業務を行うことは違法です。

(4) 現在は認可申請の必要がなくなっていることから、提出書類や申請条件が満たされている状態であれば、それほど時間を要することはないと思います。関連書籍には、1～2カ月程度必要との記載があります。また、会員企業へヒアリングした結果でも、やはり2カ月程度のリードタイムを要したとのことでした。

但し、地方の中小都市の場合、事務処理のスピードは大都市に比べ遅い可能性はあると思います。

(5) 登記申請先は、所轄の工商行政管理局となります。

但し、『外国企業常駐代表機構登記管理弁法』(*3)の第4条により、常駐代表機構の登記申請先は国家工商行政管理総局及び国家工商行政管理総局により登記手続を委託された省、自治区及び直轄市の工商行政管理局となりますので、直轄市である上海市での常駐代表機構ですと、登記申請先は上海市工商行政管理局となる一方、浙江省内の中小都市で常駐代表機構を設置する場合、登記申請先は浙江省工商行政管理局となる可能性があることをご留意下さい。

<参考>

2004年の国務院決定(*4)を受け、貿易業、製造業、運輸代理業、請負業、コンサルティング会社、広告会社、投資会社、リース会社とその他経済貿易組織など9種の企業の常駐代表機構を設立に関しては、直接工商登記が可能となっております。

(弁護士・会計士事務所、金融業、保険業、海運業や航空運輸業などの常駐代表機構は現在でも、それぞれの主管部門への認可申請が必要となっております。)

【根拠法規】

(*1) 『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』

(国務院制定 1980年10月30日公布・施行)

(*2) 『外国企業の在中國常駐代表機構の審査認可及び管理に関する実施細則』

(対外貿易経済合作部[1995]第3号 1995年2月13日公布・施行)

(*3) 『外国企業常駐代表機構登記管理規則』

(国務院承認、国家工商行政管理局 1983年3月5日公布、同年3月15日施行)

(*4) 『第三回目における行政審査項目の取消、調整の決定』

(国務院 国発[2004]16号 2004年5月19日公布・施行)



常駐代表機構

外国企業の中国における駐在員事務所を、常駐代表機構と呼びます。

その目的は本社のために業務連絡、市場調査、その他補助的業務を行うことであり、営業活動を行うことは禁じられています。

また、スタッフを直接雇用することもできないこととなっており、人材派遣会社からの派遣が必須となっています。

第1章 設立・再編・撤退

Q1-11. 事務所設立について

問： 上海に本社を置く貿易会社が、重慶に事務所を設立することになりました。今まで調べたところによると、事務所登記と税務登記はともに不要で、事務所、住宅賃貸（日本人駐在員用）、現地職員雇用契約、銀行口座開設は上海本社の名義にて行えばよいとのことですが、以下の点をご教示下さい。

- ① 上記認識で誤りはないでしょうか。
- ② 日本より駐在員を出向させるのですが、その場合、Zビザや居留証はどこで申請するのですか。
- ③ 事務所の場合、「経営活動」は行ってはならないとのことですが、弊社のような事務所連絡、折衝業務は「経営活動」とは看做されないとの理解でよろしいでしょうか。
- ④ 連絡事務所との立場で、日本本社の代理サイン及び上海本社としてのサインは可能ですか。
- ⑤ 重慶事務所での課税方法はどのようになりますか。経費課税方式になりますか。
- ⑥ 仮に重慶事務所において経費課税となった場合、重慶事務所の経費は上海本社でどのように経費算入するのですか。
- ⑦ これまでの質問を踏まえ、事務所と分公司のどちらにすればよいのでしょうか。

答： 以下の通り、ご質問に回答いたします。

① 連絡事務所の場合、工商登記及び税務登記は不要です。ただし、オフィスや招待所を賃貸するなど、その他収入がある場合には、税務登記し納税する必要があります。また、連絡事務所は各種契約の主体になれず、法人が主体となる契約に際しては本社の名義で行うこととなります。

◆ 保税区貿易会社の場合の注意事項

尚、保税区の貿易会社が、保税区外に連絡事務所を作ろうとすると、連絡事務所ではなく分公司にするよう指導されることがあるようです。連絡事務所ではなく分公司にしなければならない法的な根拠はありませんが、保税区商社においては、連絡事務所を使って本来認められていない営業活動を行っているケースが多く、区外の事務所については分公司にするようにとの指導が下りているのではないかと思います。

いずれにしても、地域により運用に差があるようですので、連絡事務所として認められるかについては、現地の工商行政管理局に確認された方が無難だと思います。

◆連絡事務所の登記が不要な根拠法規

・『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見』(*1)の第25条

・『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」実施に関する通知』(*2)の第2条第4項

②Zビザは日本の中国大使館・総領事館で取得します。居留証は会社の所在地（上海）で取り、別の地域（重慶）に住む場合には、その際に居住地の変更申請を行います。

個人所得税は居住地で登記します。

駐在員のビザについて、以前はFビザで入り、現地でZビザに切り替えることが可能でしたが、現在では最初からZビザを取る必要があるようです。

③連絡業務については問題ありませんが、折衝（商談）は問題があります。連絡事務所では営業活動は認められていませんが、折衝は営業活動とみなされる可能性があります。実際に連絡事務所で商談を行っていて、取り締まりを受けた会社もあるようです。

④重慶に駐在している方がサインをするのは問題があると思われます。実質的な営業行為とみなされる可能性が高いです。何を持って営業行為とするかは明確ではありませんが、一般的には価格決定、契約の締結、営業収入の入金などは営業行為とみなされます。

⑤⑥連絡事務所の場合、事業活動を行ってはならず、事業収入もなく、課税対象業務に該当しなければ課税されません。課税の対象となる売上・経費はともに本社で一括計上されます。分公司については課税されることになります。

ただ、本件については地域によって対応が異なるため、重慶の税務当局に直接、確認されることをおすすめします。

⑦御社が連絡事務所で何をするかによります。商談やサインなどの営業行為まで行いたいと考えているのであれば、分公司として登録するのがよいと思われます。純粹に連絡や情報収集にとどまるのであれば、連絡事務所とする選択肢もあります。

繰り返しになりますが、地域によっては連絡事務所を認めず、分公司にするように指導してくることもあります。特に御社が保税區商社の場合には、分公司にした方が無難と思われます。もし連絡事務所として考えるのであったとしても、念のため重慶の工商行政管理局に確認することをお勧めします。

【根拠法規】

(*1) 『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行

意見』

(国家工商行政管理総局 商務部 税関総署 国家外為管理局 工商外企字[2006]第 81 号 2006年 4月
24 日公布・施行)

(*2) 『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行
意見」実施に関する通知』

(国家工商行政管理総局 工商外企字[2006]第 102 号 2006年 5月 26日公布・施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-12. 外国企業常駐代表機構について

問： 当社は化学メーカーで、自社製品を研究開発・製造・販売をしております。外国企業常駐代表機構について以下の点、ご教示下さい。

①当代表機構の可能な業務として、コンサルティングや市場調査があると思いますが、研究設備を構えた顧客コンサルティングやお客様からの依頼試験といったような内容の業務はできますか。

②過去、このような機構は直接従業員を雇うことはできず、サービス公司のようなところから派遣された従業員のみ可能だったと思いますが、今でもそうでしょうか。

③このような機構の資本金制限や従業員人数制限、外国人派遣制限はありますか。

答： 外国企業常駐代表機構（以下「常駐代表機構」）とは、駐在員事務所とも呼ばれ、外国企業が海外から直接、中国国内に開設するものです。中国に設立した子会社がさらに中国国内地方拠点として設ける「分支機構」（分公司、弁事機構など）とは異なるため、混同されないようにまずもってご注意ください。

以下のとおり、ご質問にお答えします。

①結論から申し上げますと、いずれも行うことはできません。常駐代表機構は、主に現地法人設立のための調査・連絡事務用の機構として利用されており、その特徴のひとつに「補助的、準備的活動に限定」ということがあります。経営範囲として認められている業務連絡・市場調査研究等は、本社のための業務を想定しており、ご質問にあるような金銭の授受を伴う顧客向け業務を行うことはできません。

（『外国企業の在中国常駐代表機構の審査認可及び管理に関する実施細則』（*1）の第5条）

（『外国企業常駐代表機構登記管理規則』（*2）の第3条）

②ご指摘の通りです。常駐代表機構の中国人従業員の採用は、現地法人と異なり直接雇用はできません。中国政府が指定する対外服務機関（FESCOをはじめとする人材派遣会社）から派遣してもらう必要があります。また、対外服務機関と相談の上、駐在員事務所で就労させたい人材について対外服務機関を通じて派遣してもらう形を取ることもできます。

（『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』（*3）の第11条）

③（i）資本金：常駐代表機構は、法人格を有しないため、資本金という概念はありません。

（ii）従業員人数制限：常駐代表機構が FESCO 等の対外服務機関から受け入れる派遣従

業員の人数について特に制限する規定はありません。

(iii) 外国人派遣制限：駐在員（首席代表及び代表）の人数は、一部の業種を除いて4名以下とされています。根拠法規は『外国企業常駐代表機構登記管理を更に強化することに関する通知』（*4）です。同通知では上記内容のほか、現在4名を超えている常駐代表機構については、原則として駐在員の登記抹消を許可し、新たな増員は許可しない旨、示されています。

【根拠法規】

(*1) 『外国企業の在中国常駐代表機構の審査認可及び管理に関する実施細則』

（対外貿易経済合作部[1995]第3号 1995年2月13日公布・施行）

(*2) 『外国企業常駐代表機構登記管理規則』

（国务院承認 国家工商行政管理局 1983年3月5日公布、同年3月15日施行）

(*3) 『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』

（国务院制定 1980年10月30日公布・施行）

(*4) 『外国企業常駐代表機構登記管理を更に強化することに関する通知』

（国家工商行政管理総局 工商外企字〔2010〕第4号 2010年1月4日公布・施行）

第1章 設立・再編・撤退

Q1-13. 中国での企業の吸収合併について

問： 企業再編に関して、以下の質問についてご教示下さい。

中国でA社、B社の2つの生産工場を100%出資で順に設立しております（A社、B社の順に統一地区に設立）。A社は経常利益を出している一方、B社はまだ経営上には赤字の状態です（資本金額はB社がA社より大きい）。

このたび、B社がA社を吸収合併し、1つの会社にしたいと考えております。

（1）赤字経営のB社を存続会社として、A社を吸収合併する際、中国の法規で、合併を規制する法規はありますか。

（2）存続会社の資本金はA社とB社の資本金額の合計となるのですか。

答：（1）吸収合併について

『公司法』（*1）及び『外商投資企業の合併と分割に関する規定』（*2）の中に、赤字会社の合併を規制する事項は特に見当たらないため、2社の合併（吸収合併）を進めることは可能と考えます。ただし、出資金の払い込み完了前や、生産経営活動開始前の企業の合併は禁止されています。

（『外商投資企業の合併と分割に関する規定』の第9条）

（2）存続会社の資本金について

株式有限公司間の合併、または会社が合併後に有限責任会社に成る場合には、合併後の会社の登録資本金は元の会社の登録資本金の合計となります。

また、有限責任会社と株式有限公司が合併後に株式有限公司に成る場合、合併後の会社の登録資本金は、元の有限責任会社の純資産額を合併しようとする株式有限公司の1株あたり純資産額で換算した株式額と合併前株式有限公司の株式総額の合計となります。

（『外商投資企業の合併と分割に関する規定』の第11条）

尚、B社は経営上赤字の状態ということですが、税務面において、合併による欠損金の引継ぎは、原則禁止とされていますが、一定の条件に合致する場合、特殊税務処理規定に基づき、例外的に欠損金の引継ぎが認められるのが通常と思われます。

（『企業再編業務の企業所得税処理の若干問題に関する通知』（*3）第4条第4項第3号、第5条、第6条第4項第3号）

但し、引き継げる欠損金の額にも限度額がありますので、具体値を持って、一度税務の専門家に確認されることをお勧めいたします。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国公司法』

(中華人民共和国主席令第 42 号 2005 年 10 月 27 日改正・公布、2006 年 1 月 1 日施行)

(*2) 『外商投資企業の合併と分割に関する規定』(改正)

(対外貿易経済合作部・国家工商行政管理総局令[2001]第 8 号 2001 年 11 月 22 日改正・公布・施行)

(*3) 『企業再編業務の企業所得税処理の若干の問題に関する通知』

(財政部 国家税務総局 財税[2009]第 59 号 2009 年 4 月 30 日発布、2008 年 1 月 1 日施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-14. 携帯電話製品の国産化要求について

問：(1) 携帯電話製品について、以前は国産化が義務づけられていましたが、現在(WTO加盟以降)では、国産化要求及び輸出要求は共に撤廃されているという理解でよろしいでしょうか。

(2) 携帯電話については、外商投資奨励産業リストに入っていることもあり、現在では、外資企業が独資で輸入卸売販売・製造販売をすることが可能となっているのでしょうか。

(3) 携帯電話の日本からの輸入時の課税は、以前課税対象であったが、現在は、課税対象からはずれているという理解でよろしいでしょうか。

答：(1) ご理解いただいている通り、携帯電話製品の国産化要求及び輸出要求とも、2001年12月のWTO加盟に伴って撤廃されております。

(2) 携帯電話の製造はご指摘の通り、『外商投資産業指導目録』(2007年改正)(*1)で、外商投資奨励産業リストに含まれており、独資で中国国内において製造することは可能です。また卸売販売分野への独資進出についても、『外商投資商業分野管理弁法』(*2)により可能となっております。

(3) 中国の関税率が記載されている『中華人民共和国海関進出口税則 2009』(経済日報出版社)によると、携帯電話を輸入する際の関税は0%です(1974年の日中貿易協定の発効以降、日中両国は相互に最恵国待遇を与えています)。尚、増値税17%が別途、課せられます。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資産業指導目録』(2007年改正)

(国家発展改革委員会・商務部[2007]第57号 2007年10月31日公布、同年12月1日施行)

(*2) 『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布、同年6月1日施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-15. コンサルティング会社の設立

問：投資企業間の原材料調達や物流機能体制構築等に関するコンサルティング業務を行う会社を、独資で設立することは可能ですか。

答：結論から申し上げますと、独資によるコンサルティング会社の設立は可能です。

2007年に改正された直近の『外商投資産業指導目録』(*1)では、「外商投資制限産業リスト一九. リースおよびビジネスサービス業-2. 市場調査（合弁・合作に限る）」と記載されていますが、これは記載の通り、「市場調査」業を対象にしており、コンサルティング会社全般を対象にしたものではありません。

一方、同目録の「外商投資奨励産業リスト一七. リースおよびビジネスサービス-2. 国際経済、科学技術、環境保護情報コンサルティングサービス」という記載もあります。

以上より、コンサルティング会社については、独資を不可とする根拠はないものと考えられます。

また実際に、独資によるコンサルティング会社は多数存在しています。

ご検討されている「投資企業間の原材料調達や物流機能体制構築等に関するコンサルタント業務」については、同目録の「奨励産業リスト」、「制限産業リスト」、「禁止リスト」のいずれにも明確に当てはまる記載はなく、外商投資ガイドライン上の許可類と考えてよいものと思われます。

尚、コンサルティング会社の設立については、それを特別に定めた法規はありません。「独資」での設立の場合は、下記の法規に基づいて行うこととなります。

- ・『中華人民共和国外資企業法』(改正)(*2)
- ・『中華人民共和国外資企業法実施細則』(*3)
- ・『中華人民共和國公司法』(2005年改正)(*4)
- ・『外商投資方向指導規定』(*5)
- ・『外商投資産業指導目録』(2007年改正)

また、有識者からは「審査部門の傾向として、コンサルティング業務の内容を営業範囲の中で、ある程度明記させようとしているが、極端に特定業界に絞った表現だと認可されない可能性もあり、物流関連でいえば『物流コンサルティング』というよりは、『物流情報コンサルティング（物流情報諮詢）』などの柔らかい表現の方がよいかもしれない」とのご意見をいただいております。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資産業指導目録』（2007年改正）

（国家発展改革委員会・商務部[2007]第57号 2007年10月31日公布、同年12月1日施行）

(*2) 『中華人民共和国外資企業法』（改正）

（1986年4月12日第6期全国人民代表大会第4回会議採択。2000年10月31日第9期全国人民代表大会常務委員会第18回会議での『「中華人民共和国外資企業法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定』にもとづき改正）

(*3) 『中華人民共和国外資企業法実施細則』

（1990年10月28日國務院認可 同年12月12日対外貿易經濟合作部公布 2001年4月12日

の『國務院の「中華人民共和国外資企業法実施細則」改正に関する決定』にもとづき改正）

(*4) 『中華人民共和国公司法』（2005年改正）

（中華人民共和国主席令第42号 2005年10月27日改正・公布、2006年1月1日施行）

(*5) 『外商投資方向指導規定』

（國務院令第346号 2002年2月11日公布、同年4月1日施行）



『外商投資産業指導目録』

中国は、外資の投資分野・業種を直接規制する法規として、『外商投資方向指導目録』（國務院令第346号 02年2月11日公布、02年4月1日施行）と『外商投資産業指導目録』（商務部令第57号 07年10月31日公布、07年12月1日施行）を定めています。公布官庁は国家発展改革委員会と商務部で、中国政府が外国企業の中国投資プロジェクトを認可する際の基準となります。業種は「奨励」「許可」「制限」「禁止」の4分類に分かれ、奨励・制限・禁止に属する業種が『外商投資産業指導目録』に記載されています。それ以外の業種が許可類になります。

<奨励類>：生産性・品質の向上など中国の経済・産業の発展に寄与し、省エネ・環境に資する技術・設備を有したプロジェクトが対象。

<制限類>：技術水準が低く、経済的・環境的に好ましくなく、国家の保護が必要な分野が対象。

<禁止類>：国の利益を著しく損なうか、甚大な被害を及ぼすもの、あるいは機密性の高い分野が対象。

第1章 設立・再編・撤退

Q1-16. 中国へ輸出しない金型の代金回収

問： 弊社の販売会社 A 社（保税区内企業）は、保税區外に立地する製造業者 B 社に、A 社の日本の親会社で製造した部品を中国に輸入・供給します。部品の供給は数年にわたると予測されています。

日本で部品を製造するにあたっては、金型作成が必要となり、B 社より金型代金を一括で受領したいと考えています。金型自体は A 社の日本の親会社で使用・保管され、中国国内には入ってきません。以下の質問について、ご教示下さい。

1. このような場合、一括で金型費用を B 社に請求し、為替送金を受けることは可能でしょうか。
2. 金型費用の請求ができない場合、A 社は B 社からの金型費用を分割で部品代に上乗せして回収し、A 社の親会社に対しても、部品代に上乗せして支払う事になります。

この場合、親会社への金型費の支払完了後には、輸入価格は部品代だけになりますが、製品代に対する金型費の比率が比較的高いため、償却終了後の輸入価格は償却費込みの価格と比べて 20%程度下がることとなります。

支払完了後に、A 社の輸入時の償却後価格が認められず、償却費込みの輸入価格で、引続き関税評価されることを懸念しております。これを回避するため、金型償却費込みの輸入インボイスに、金型償却費分の金額を明記し、この償却がなくなったので、輸入価格が変更になるという説明をすることは現実的でしょうか。

答： 有識者にも確認いたしましたが、金型費用を単独で処理する場合、その取引の実態に合わせ処理しようとしても、現行の中国の為替規制下では、為替送金を行うことは極めて難しいというのが結論です。

但し、有識者には、あくまで一般論として確認しており、具体的な金額規模や対象期間・品目・その他契約条件等を言及せずに確認した際の回答です。一度詳細条件を提示の上、現地の銀行にその実務対応上の可否を再確認されることをお勧めします。

今回、為替送金について、以下の 4 通りのケースを検討しました。

- (1) 金型買取代金として為替送金する場合、貨物輸入に関する為替決済手続きを処理する必要があるが、実際の輸入は行われず通関に関する文書（通関書）がないと銀行で貨物代金の為替決済送金ができない。
- (2) B 社（又は A 社）が自己の金型として費用を負担し日本で金型制作を行うべきところを、当該費用を日本の親会社が立替えた上で、B 社（又は A 社）が立替金弁済を理由と

して為替送金を行う場合、国外企業の立替金の為替送金は、基本的に禁じられており、銀行で為替決済送金はできない。

(3) 部品の継続的取引に当たり、製造準備のための費用(準備金等)負担として、B社(又A社)が為替送金を行う場合、現行制度の中で取引として定型化されておらず、外貨為替管理局の承認を取得する必要があるが、取得可能性は極めて低いと思われる(その必然性が理解を得られない)。

(4) 技術役務提供契約等を結び、技術対価をして為替送金することは可能と考えられますが、それは取引実態に合わず、虚偽取引と看做される恐れがあります。

2. 金型償却費変動に伴う価格変動に対する税関への説明ですが、税関での部品の課税評定価格に対する影響は、明確な判断が困難です。考え方としては、金型の償却費用が当初の部品において製造原価として加算されていたが、償却後はこの加算がなくなり部品価格が20%下がったということだと思います。

売買契約としては、当事者の合意で上記の価格変更を有効に行うことができますが、課税当局の輸入品の課税評定価格は合意の有効性とは別次元の問題です。

金型代金をどの程度の期間で(実際に)償却するのかにもよると思うのですが、対税関とのやり取りは、基本的には、真実合意を前提として、必要な説明をして理解を得るほかないと思います。

一方、説明する際には、価格を構成する情報を細かく開示することを求められたり、他の価格変動時にもその要因(例:為替変動、原材料・資材の高騰、人件費の上昇、金利の上昇等)をその都度説明を求められる恐れがあります。

そういったケースも想定し、あらかじめ部品供給の期中適用価格(期間案分)を設定し変動させない等の対応もあろうかと思えます。

第1章 設立・再編・撤退

Q1-17. パートナー企業について

問： 2009年11月25日公布、2010年3月1日施行の『外国の企業或いは個人の中国国内におけるパートナー企業設立管理弁法』について、以下の4点についてご教示下さい。

1. パートナー企業とはどういった企業のことを指すのでしょうか。
2. パートナー企業設立にあたり審査はなく、登記申請を行う理解でよいのでしょうか。
3. パートナー企業設立によるメリットは何でしょうか。
4. 実際、中国でのパートナー企業の設立は進んでいるのでしょうか。

答： 1. パートナー企業とは、『私営企業暫定条例』(*1)の第8条により、下記の通りに定められております。

「パートナー企業とは、2人以上が協議に従って投資し、共同で経営し、共同で損益の責任を負う企業を指す。パートナー企業は書面による協議がなくてはならない。パートナーは、企業の債務に対し連帯無限責任を負う」

また、『パートナー企業法』(*2)、『パートナー企業登記管理弁法』(*3)により、細則が規定されております。

外国の企業或いは個人の中国国内において設立したパートナー企業（以降、外商投資パートナー企業）については、『外国の企業或いは個人の中国国内におけるパートナー企業設立管理弁法』(*4)、『外商投資パートナー企業登記管理規定』(*5)にて、細則が規定されています。

尚、パートナー企業は、中国語原文では「合伙企業」と表記されており、これを日本語で「合名会社」と訳されている例もありますが、社員の責任、業務執行携帯、構成員課税可否等を考えると、一概に等しいとは言えないと思われま

2. 外商投資パートナー企業設立にあたっては、上記規定により、登録申請が必要です。三資企業を設立する際には、商務主管部門の批准が必要ですが、外商投資パートナー企業設立にあたっては、要件とされていません。

但し、『外商投資産業指導目録（2007年改正）』(*6)における、禁止類並びに「合資に限る」、「合作に限る」、「合資及び合作に限る」、「中国側が株式/特分支配する」又は「中国側が相対的に株式/特分支配する」と注記され、及び外資比率要求があるプロジェクトについては、外商投資パートナー企業を設立してはならないとなります（『外商投資パートナー企業登記管理規定』の第3条）。

また、『外商投資パートナー企業登記管理規定』の第 12 条により、企業の経営範囲の中に、登記前の認可取得を要する項目に該当するものがある場合には、認可文書を提出しなければなりません。

3. パートナー企業設立のメリットの一つとしては、パートナー企業には、企業所得税の納税義務がないことが挙げられます。パートナーが、パートナー企業の生産経営所得及びその他の所得について、国家の関係税収規定に基づき、それぞれの所得税を納付します。（『パートナー企業法』の第 6 条）これにより、企業と構成員の二重課税を防ぐことができます。

4. 2009 年 12 月時点での報道によれば、パートナー企業法を根拠として設立されたパートナー企業は 6 万社弱ということですが、ただし、外商投資パートナー企業に関しては、『外国企業或いは個人の中国国内におけるパートナー企業設立管理弁法』公布までは数えるほどしかなかったようです。

その時点の外商投資パートナー企業は、2007 年のパートナー企業法の改正で、有限パートナー企業の設定が認められたことで、個人投資ファンド（Private Equity Fund）が設立できる可能性が生まれ、更に今年に入って投資管理会社が認められるようになって以降、それが発起人の 1 社となって内資企業として認められたものと思われます。

2010 年 3 月に、『外国企業或いは個人の中国国内におけるパートナー企業設立管理弁法』が施行され、外国企業或いは個人が直接パートナー企業の発起人になることが可能となりましたので、今後外商投資パートナー企業は増加すると思われます。これらの法整備は、投資ファンドの設立等を意識したものと思われます。

尚、当機構会員ネット内のデータライブラリーに既に掲載されている“国务院法制弁公室の責任者の『外国企業或いは個人の中国国内におけるパートナー企業設立管理弁法』に関する記者 Q&A”にも記述がありますので、そちらもご参照ください。

掲載場所は以下の通りです。

データライブラリー→資料類→法令政策解説→国务院法制弁公室の責任者の『外国企業或いは個人の中国国内におけるパートナー企業設立管理弁法』に関する記者 Q&A。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国私営企業暫定条例』

（国务院令第 4 号 国务院 1988 年 6 月 3 日制定、同年 6 月 25 日公布、同年 7 月 1 日施行）

(*2) 『中華人民共和国パートナー企業法』

（中華人民共和国主席令第 55 号 全国人民代表大会常務委員会 1997 年 2 月 23 日制定・公布、

同年 8 月 1 日施行 全国人民代表大会常務委員会 2006 年 8 月 27 日改正・公布、2007 年 6 月 1

日

施行)

(*3) 『中華人民共和国パートナー企業登記管理弁法』

(国務院令第 497 号 国務院制定、1997 年 11 月 19 日公布・施行。国務院 2007 年 5 月 9 日改正・公布、同年 6 月 1 日施行)

(*4) 『外国の企業或いは個人の中国国内におけるパートナー企業設立管理弁法』

(国務院令第 567 号 2009 年 11 月 25 日公布、2010 年 3 月 1 日施行)

(*5) 『外商投資パートナー企業登記管理規定』

(国家工商行政管理総局第 47 号 2010 年 1 月 29 日公布、2010 年 3 月 1 日施行)

(*6) 『外商投資産業指導目録』(2007 年改正)

(国家發展改革委員会・商務部令第 57 号 2007 年 10 月 31 日公布、同年 12 月 1 日施行)

第1章 設立・再編・撤退

Q1-18. 建設業関連企業の進出について

問：ゼネコンの下請として、空調設備、電機設備、給排水などの設計、施工、監理等を従事する専門工事業者（所謂サブコン）が中国へ進出する場合、一般企業の設立とは規制が異なると思いますが、下記3点に関してご教示下さい。

1. 進出形態（現法設立の可否、可能な場合の独資設立の可否等）
2. 法律規制（業務範囲の制約、関連規定等）
3. 資格取得（業務に応じた資格取得の要否、資格認定機関等）

答：中国においては、外資が建設業に進出する活動の内容に応じて、外商投資の建設業関連企業を外商投資建設工事設計企業、外商投資建築業企業（施工企業）及び外商投資建設工事サービス企業（監理企業等）に分類され、それぞれの設立及び資格（中国語で「資質」と呼びます。以下では当該呼び方を使用します。）認定などに関する部門規則が制定されております（『外商投資建設工事設計企業管理規定』（*1）、『外商投資建築業企業管理規定』（*2）及び『外商投資建設工事サービス企業管理規定』（*3））。

以下では、本件と最も関連性を有すると思われる外商投資建築業企業を前提にして、ご質問に回答いたします。

1. 2002年12月1日に施行された『外商投資建築業企業管理規定』により、外資100%出資の独資建設企業の設立は認められました。

ちなみに、同規定の施行以前では、外国の建設業者はプロジェクトごとに登録を行えば、中国国内に現地法人がなくても、直接、工事を受注することができました。

2. 『外商投資建築業企業管理規定』の第15条において、外資建築業企業に許可されている工事の請負範囲が以下4つのプロジェクトに限定されています。

- (1) 全て外国投資や外国無償援助並びに外国投資及び無償援助による建設プロジェクト
- (2) 国際金融機関の資金融資、しかも融資条項に定められた国際入札を通じて授与される建設プロジェクト
- (3) 外資の出資率が50%またはそれ以上の中外共同建設プロジェクト。あるいは外資の出資率が50%以下でも技術的に困難なため、中国企業単独で実施できない省・自治区・直轄市人民政府の建設主管部門の批准を得た建設プロジェクト
- (4) 中国国内からの投資による建設プロジェクトであっても、技術的に困難なため、中

国企業単独で実施できない建設プロジェクトの場合、省・自治区・直轄市人民政府の建設主管部門の批准を経て中国建設企業との共同請負ができる。

3. 中国において外商投資建築業企業が建築業企業資質を申請する場合には、『外商投資建築業管理規定』、『建築業企業資質管理規定』(*4)、『建築業企業資質管理規定実施意見』(*5)、『建築業企業資質等級標準』(*6)並びに建築業企業資質管理に関する規則及び規範性文書に従わなければなりません(『外商投資建築業企業管理規定における資質管理に関する実施弁法』(*7)第3条)。そこで、2007年に改訂された『建築業企業資質管理規定』の第5条によると、総合請負「総承包」、專業請負「專業承包」、建築業労務下請負「建築業労務分包」の3つの系列に分けられます。所謂「サブコン」は專業請負に該当するかと思われます。

專業請負は各種工事のうち、一部の限定された範囲・種類の工事を専門に請け負うことができる業種で、現在60業種に分類されています。例えば、内装・外装工事や装飾工事は「建築裝修裝飾工程專業承包」に資格を有する專業請負企業が工事を行うことができ、資格は登録資本、純資産、専門技術者の人数、設備の規模・レベル、工事实績などによって1級、2級、3級の3等級に分けられています。

『建築業企業資質管理規定』の第10条で、鉄道、交通、水利、情報産業及び民間航空分野を除く専門請負の1級、2級の資質(ライセンス)は企業工商登記所在地の省・自治区・直轄市人民政府の建設主管部門が授与するとあります。また同規定の第11条で、3級の資質は企業工商登記所在地の市人民政府の建設主管部門が授与するとあります。

尚、2001年4月に建設部、鉄道部、交通部、水力部、情報産業部、民航総局が共同で『建築業企業資質等級標準』を公布し、各資質の等級基準の詳細について規定されています。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資建設工事設計企業管理規定』

(建設部 対外貿易經濟合作部令[2002]第114号 2002年9月27日公布、同年12月1日施行)

(*2) 『外商投資建築業企業管理規定』

(建設部 対外貿易經濟合作部令[2002]第113号 2002年9月27日公布、同年12月1日施行)

(*3) 『外商投資建設工事サービス企業管理規定』

(建設部 商務部令[2007]第155号 2007年1月22日公布、同年3月26日施行)

(*4) 『建築業企業資質管理規定』2007年改訂版

(建設部 建設部[2007]第159号 2007年6月26日公布、同年9月1日施行)

(*5) 『建築業企業資質管理規定実施意見』

(建設部 建弁建[2001]第24号 2001年5月28日公布・施行)

(*6) 『建築業企業資質等級標準』

(建設部 建建[2001]第82号 2001年4月20日公布、同年7月1日施行)

(*7) 『外商投資建築業企業管理規定における資質管理に関する実施弁法』

(建設部 建市[2003]第 73 号 2003 年 4 月 8 日公布・施行)

第2章 企業経営

第2章 企業経営

Q2-1. 監事及び監事会について

問： 1. 文書の作成義務（監事の場合）

監事会を設置している会社では、年1回監事会を開催し、その議事録を残さなければならないと、公司法に明記されていますが、監事のみを置いている会社では、監事として、一定の期間に何か文書等を残す必要があるのでしょうか。

2. 董事会への出席義務及び董事会決議書への署名

実際に開催する董事会や書面で持ち回って署名決議する董事会決議書に、監事の出席、承認や署名がなくても問題ないでしょうか。或いはそれは決議する内容によるのでしょうか。（基本的に100%子会社を想定しています）

3. 監事の活動

極端な話ですが、監事をポストだけのものとし、実際の活動がなくても、通常の経営状況下では問題ないと言えるのでしょうか。

4. 監事（会）の役割や業務

日系企業（特に100%独資会社）における監事の役割や業務は何でしょうか。

5. 監事の事例

社内的な監査体制は別途構築している為、実際に監事としてはあまり活動していない会社もあるのでしょうか。

6. 監事の設置義務

日中合弁会社であっても、2006年以降に会社を新規設立或いは定款の大幅な変更をされる場合は、監事会或いは監事を設置しなくてはならないという理解で正しいでしょうか。

7. 少数株主の場合

中国で非上場且つ、出資者が中方1社、日方1社であれば、監事会とせず、監事の設置で問題ないという理解で正しいでしょうか。

8. 日系合弁企業の監事会設置割合

前問の理解が正しい場合、日系合弁企業では、監事会を設置されている会社が多いでしょうか。それとも監事でしょうか。

9. 監事の選任や運営

その選任（監事の人数や派遣元）や運営等どのようにされておられるのでしょうか。

答： ご質問への回答に先立ち前提条件ですが、監事に関する規定は「有限責任会社」と「株式会社」によって一部取り扱いが異なります。ご質問を拝見した限りでは、有限責

任会社において定めた規定を引用されておられることから、質問全体について有限責任会社であることを前提にそれぞれご回答いたします。

1. 文書の作成義務（監事の場合）

結論から申し上げますと、監事の場合もその活動について文書による記録を残す事が望ましいと思われまます。

ご質問にあるように『公司法』^(*) 56条により、監事会は毎年少なくとも1回開催し、議事録を作成することが義務付けられています。監事のみを1~2名置く企業については、文書作成の義務は明記されていませんが、そもそも監事が、少数株主若しくは規模が小さい企業における監事会設置の代替措置であることを考えれば、監事に課せられる義務は、監事会に準ずるものと考えられます。また、監事としての責務を果たしたことを証明する意味でも記録は必要と考えられます。

2. 董事会への出席義務及び董事会決議書への署名

監事会、監事の役割は後述しますが（4参照）、主な責務は企業を監査することにあります。従って、その責務を十分に果たすためには、董事会への出席や決議書への承認、署名は行うことが望ましいと言えます。

3. 監事の活動

『公司法』^(*) 改正により、新たに監事（会）の設置が義務付けられた背景には、企業の内部管理体制を強化させる目的が考えられるため、監事（会）を設置する以上、形式的な設置だけではなく、監事（会）を活用されることをお勧めします。

4. 監事（会）の役割や業務

監事会は、董事会や総経理等の経営陣の活動が株主の意向に沿って行われているかを監査するためのものであり、董事会や総経理等から独立した株主のための存在として専門的に経営執行に関する監査・指導を行います。

また、『公司法』^(*) 54条に「監事会又は監事会を設けない会社の監事は、次に掲げる権限を行使する」として会社の財務の検査など7つの権限が明記されており、それらを行えることが監事（会）の役割と言えます。

さらに同法 55条によれば、監事は董事会会議に列席し、董事会の決議事項に対し質問又は意見を提出することができるほか、会社の経営状況に異常を見つけた場合には、調査を行うことができ、必要な場合は企業の負担で会計士を招聘して協力を仰ぐこともできます。

なお、独資企業の場合では、出資者が董事も総経理も任命するため、同じく出資者が任命する監事（会）は形式だけの存在になるのが普通（自然）です。

5. 監事の事例

別途、監査体制を構築しておられるという点では、監事（会）設置の必要性は感じられないかも知れませんが、『公司法』^{(*)1}では、その監査体制を監事（会）の設置によって行うよう求めているため、やはり監事（会）によって実行するべきだと思われます。なお、『公司法』が求める監査体制は、あくまで現地法人に所属する監事（会）によって行われるべきものであり、日本の親会社によるものとは異なる点にご留意下さい。

6. 監事の設置義務

結論から申し上げますと、中外合弁企業においても『公司法』施行後（2006年1月1日以後）に法人を新規設立した場合は、監事（会）を設置しなければならず、また、定款の修正時には、監事（会）の設置を当局から求められる可能性があります。

『「外商が投資する会社の審査登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の重点条項解説』^{(*)2} 2条には、「監事制度は『公司法』で設立を強制要求するもので、外商投資に関する法律にはこれに対して別途規定がないことから、法律の適用原則にもとづき、すべての種類の外商が投資する会社も監事制度を設立しなければならない」と規定しており、外商独資企業だけでなく、中外合弁企業を含む全ての種類の外商投資企業は、監事（会）を設置しなければなりません。

なお、『公司法』施行前（2006年1月1日以前）に設立された会社が監事（会）を設置すべきかどうかについては、同項に公司登記機関が強制的に要求するのではなく、会社が自ら決定できる旨規定されていることから、既存の外商投資企業は必ずしも監事を設置しなくてもよいはずで

しかし、上記の規定にもかかわらず、2006年1月1日より前に設立された外商投資企業は定款の修正その他の届出の際に、監事又は監事会を含む上記会社法所定の組織機構の設置を併せて行うよう当局（特に上記規定の発布主体である工商行政管理局）から要求される余地も皆無ではないといえます。例えば江蘇省においては、『国の4部委の「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」を徹底実行することに関する通知』^{(*)3} という地方行政規定が制定され、その中の10条にて「2005年12月31日までに登記している外商が投資する会社が、2006年1月1日以降に改めて定款を修正する場合、新しい定款は現行の法律、行政法規に合致しなければならないが、会社が定款の一部の条項についてのみ修正を行い、定款の修正案のみを提供する場合は、定款のすべての条項について規範化するよう会社に求め

ない」とあることから、『公司法』施行後の定款変更時には監事（会）の設置が求められる場合があり、その判断は当局（特に工商行政管理局）次第となります。なお、実務上の状況においても、地方によっては、定款変更等の審査認可を申請した際に、当局から監事（会）の設置するようにと「指導」され、当該「指導」に応じなければ認可又は登記をしないというケースが少なからず見られています。

7. 少数株主の場合

『公司法』^(*) 52 条によれば、「株主の人数が少ない、或いは規模が小さい有限責任会社は、1名ないし2名の監事を置き、監事会を設置しなくてもよい」とありますが、どういった企業が「株主の人数が少ない」、「規模が小さい」に該当するのかといった具体的な定義は明確にはされていません。

但し、昨年夏頃までの実務では、2~3社の出資で、外商投資、中外合弁を設立し、「監事」を設置したケースについて、当局から「監事会」の設置が求められるといった状況は発生していないようです。詳しくは、現地法人登記先の工商行政管理局にご確認ください。

8. 日系合弁企業の監事会設置割合

設置されるのが監事会か監事かは、出資者の数などにより各企業の個別判断となります。申し訳有りませんが、統計は取っておりませんので、どちらが多いかというのには分かりかねます。但し、監事会を設置する場合、少なくとも1名は従業員代表を入れることが義務付けられているため、一般的に経営期限があり、出資者の利益を最優先して設立する合弁企業が、わざわざ従業員代表を含む監事会を設置しようとすることは考えづらいと言えます。これは合弁企業の中国側出資者も同じ発想です。

9. 監事の選任や運営

監事の人選にあたっては、その役割を考え、董事会や総経理等の経営陣と利害関係のない人物であることが求められます。また、効果的な監査のためには、社外の経営、法律等の専門家（弁護士、会計士等）や業務を熟知した社内の業務経験者が相応しいと考えられます。なお、人選について制約はありませんが、監事会を設置する場合は株主代表と従業員代表を含まねばならず、そのうち従業員代表は全体の3分の1を下回ってはならないとされています。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国公司法』

(主席令第 42 号 2005 年 10 月 27 日改正・公布 2006 年 1 月 1 日施行)

(*2) 『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の重点条項解説』

(国家工商行政管理総局外資局 2006 年 9 月 22 日公布)

(*3) 『国の 4 部委の「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」を徹底実行することに関する通知』

(江蘇省工商行政管理局・江蘇省対外貿易経済合作庁・南京税関・国家外為管理局江蘇省分局・蘇工商外[2006]188 号 2006 年 7 月 21 日公布 同日施行)

第2章 企業経営

Q2-2. 独立非執行董事

問：現在、広東省深セン市にある H 株上場の企業について調べています。

董事会のメンバーの役職に「独立非執行董事」なるものがありますが、この董事の前についている「独立」「非執行」という言葉の意味は何でしょうか？

また、これらは上場に関する規定か何かの要求で付与されたものでしょうか？

答：まず前提として、本件は H 株上場の企業が対象ですので、香港の証券取引所の上場基準に基づいたものとなります。

香港『証券上市規則』^(*)によれば、「独立」というのは、当該企業との取引関係がないことを意味し、具体的には、

- ① 当該企業の発行済株式を大量に保有する者
- ② 当該企業から利益供与を受けている者、或いは当該企業にサービスを提供している者

等に該当する者は、当該企業との取引関係があるとみなされ、「独立非執行董事」になることはできません。

また「非執行」というのは、担当業務を持たないことを意味し、取締役会（董事会）の決定に伴った業務遂行の責任と権限は持っていません。

ちなみに上記規則の中で「独立非執行董事」について書かれた箇所は下記の通りです。ご参照下さい。

- ① 董事会に「独立非執行董事」を少なくとも 3 人含めなければならない。
うち少なくとも 1 人は会計・財務・経営の知識が豊富な者（例：公認会計士、会計検査官）にしなければならない。董事会は「独立非執行役員」を責任を持って選定し、また欠員が出た場合は 3 カ月以内に補充する必要がある。
- ② 当該企業の発行済株式を 1%以上 5%未満保有する者を「独立非執行董事」に指名する場合、証取を納得させる理由がないと就任することはできない。
また、5%以上保有する者は一切就任できない。また、当該企業から利益供与や援助を受けている者、逆に、当該企業やそのグループ企業に財務、法律、コンサルタント等のサービスを提供する者も「独立非執行董事」に就任できない。

- ③ 董事長をはじめとする当該企業経営陣の家族及び親族を「独立非執行董事」にするためには、証取を納得させる妥当な情報を当該企業は準備しないと就任することができない。

【根拠法規】

(*1) 『証券上市規則』

(香港聯合交易所有限公司 主板：2009年1月1日 第90次修訂、創業板：2009年4月1日 第29次修訂)

香港唯一の証券取引所である香港聯合交易所 (Hong Kong Exchange and Clearing) には、Main Board (主板) と Growth Enterprise Market (創業板) という2つの取引市場があります。両取引市場の『証券上市規則』^(*1) では、「独立非執行董事」(independent non-executive directors) について同じ内容が記されています(主板は第3章の第10~20A条、創業板は第5章の第5~13条で言及)。

第2章 企業経営

Q2-3. 合弁会社における三項基金

問：「三項基金は2006年に廃止された」旨の情報を入手し、その根拠を探しましたが見つかっておりません。

合弁会社における三項基金の積み立ては、『中外合弁経営企業法実施条例』^{(*)1} 76条にも義務として定められておりますので、弊社の中国子会社はこれに従い、基金の積み立てを継続しております。大雑把な質問となり大変恐縮ですが、三項基金の廃止について何か情報をお持ちでしたらご教示いただきたく、宜しくお願いいたします。

答：三項基金とは、「従業員奨励および福利基金」「予備基金」「企業発展基金」という法定積立金のことを指します。そして結論を先に申しますと、2006年『公司法』^{(*)1}の公司法の改正に伴う三項基金の積立義務についてはそれぞれ以下のようになっております。

- ・「従業員奨励および福利基金」は積み立て不要です。
- ・「企業発展基金」については合弁企業の場合には積み立てが義務付けられています。但し額は任意です。なお独資企業においては積立不要です。
- ・「予備基金」は積立が義務付けられています。額は、合弁企業においては董事会の決定に基づき任意で、独資企業においては利益の10%を積み立てることが義務付けられています。以下で個別に解説いたします。

1. 「従業員奨励および福利基金」について

改正『公司法』第167条には“企業の利潤分配”について述べられており、本法施行後、企業はこれに従って利潤分配をすることとなりました。しかし、ここには“利潤分配前の法定公益金^{(*)注}積立”についての言及はなく、この問題を明らかにするため、財政部より2006年3月15日付で『「公司法」施行後の企業財務処理問題に関する通知』^{(*)2}（以下『通知』）が出されました。

（*注：公益金・・・企業・生産単位が文化・公共福祉事業を行う資金）

『通知』第2条によると、改正『公司法』施行日より、企業は公益金積立を停止することとされました。外商投資企業でこの公益金積立に該当するのは「従業員奨励および福利基金」の積立ですが、『通知』の中では、「企業が公益金制度の実行を停止した後、外商投資企業の従業員奨励および福利基金は、董事会を経て引き続き引き当てると確定した場合、その用途、使用条件および手続きを明確にし、負債管理としなければならない。」という形で触れられています。つまり、積立不要であるが、継続しても構わないということです。

但し、外商投資企業は従業員奨励及び福利基金を既に積み立てている場合、その積

立てを停止することと労働者の既得権益侵害の問題が生じますので、『労働契約法』^(*)において労働組合又は従業員代表との協議などを明確に義務付けられている(第4条第2項)ことにご留意ください。

2. 「企業発展基金」積立について

「企業発展基金」積立が、元来、外商独資企業については“任意”、中外合弁企業については“義務”とされている根拠はご指摘の通り以下の法規になります。

『中外合弁経営企業法』^(*) (主席令第48号 2001年3月15日改正・公布 同日施行)

第8条

「合弁企業が取得する粗利益について中華人民共和国の税法の規定に従い合弁企業の所得税を納付した後に、合弁企業定款所定の予備基金、従業員奨励および福利基金並びに企業発展基金を控除し、純利益については、合弁各当事者の登録資本の比率に基づき分配をする。(以下略)」

『中外合弁経営企業法实施条例』^(*)

(国務院令 第311号 2001年7月22日第二次改正、同日公布、施行)

第76条

「合弁企業が『中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法』に従って所得税を納付した後の利益分配の原則は以下の通り。

- (1) 予備基金、従業員奨励および福利基金、企業発展基金を積立するものとし、積立比率は董事会が確定する。(以下略)」

改正『公司法』第167条には「従業員奨励および福利基金」と同様、「企業発展基金」についての記載はありませんが、三資企業の設立・運営に関する特別法である『中外合弁経営企業法』で外商投資企業の利益計算について明確な規定がある以上、これを否定する根拠がなければ、当該特別法の規定に従い、企業発展基金の積立処理をすることが原則的な考え方になると考えます。

そして「従業員奨励および福利基金」については先の回答で出ました『通知』で積み立て不要と明記されているのに対し、「企業発展基金」についてはそれに相当する根拠がないため、上記『中外合弁経営企業法』第8条などが依然有効で、引き続き積み立てが義務付けられていると考えられます。但し、地方の税務部門で扱いが異なる可能性はあるようです。

3. 「予備基金」

「企業発展基金」と同様に、合弁会社においては『中外合弁経営企業法』第8条な

どに基づき、董事会の決定に基づいた積立が課されます。

また、独資企業については『外資企業法実施細則』^(*6) 第 58 条に「外資企業が中国の税法の規定により所得税を納付した後の利益については、予備基金及び従業員奨励および福利基金を控除しなければならない。予備基金の控除比率は、税引後利益の 10%を下回ってはならず、累計控除金額が登録資本の 50%に到達した場合には、控除しないことができる。(以下略)」とあり、利益の 10%以上の積立が義務付けられています。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国公司法』

(主席令 第 42 号 2005 年 10 月 27 日改正・公布 2006 年 1 月 1 日施行)

(*2) 『「公司法」施行後の企業財務処理問題に関する通知』

(財政部 財企[2006]67 号 2006 年 3 月 15 日公布、施行)

(*3) 『労働契約法』

(主席令 第 65 号 2007 年 6 月 29 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)

(*4) 『中外合弁経営企業法』

(主席令 第 48 号 2001 年 3 月 15 日改正・公布 同日施行)

(*5) 『中外合弁経営企業法実施条例』

(国务院令 第 311 号 2001 年 7 月 22 日第二次改正、同日公布、施行)

(*6) 『外資企業法実施細則』

(国务院令 第 301 号 2001 年 4 月 12 日改正、同日公布、施行)

第2章 企業経営

Q2-4. 保税区内企業の投資

問： 上海外高橋保税區に登録している外商投資公司（100%独資、資本金 300 万米ドル）についてお聞き致します。

1. 同公司在生産設備を中国企業に貸与し、賃貸料を得ることは可能でしょうか？
（定款には、リース業は入っておらず、またこの生産設備を使用し生産する商品の売買には関与しません）
2. 同公司在中国企業に出資する場合、どのような規制がありますか？
（自身の剰余金の範囲内であれば、自由に投資することは可能でしょうか？）
3. 上記 1 及び 2 が可能な場合：同公司在中国企業と合弁会社を設立し、この生産設備を“出資金”とすることは可能でしょうか？

答： 前提：関連規定として、『外商投資リース業管理規則』^(*)があります。同規則には、以下の 2 つの業務が規定されており、文脈から本件はケース①を前提に回答します。

- ① 外商投資リース会社のケース
（レッサーが自己保有の財物をレシーにリース。リース期間後も所有権はレッサー）
- ② 外商投資ファイナンスリースのケース
（レシーの要望に基づき、レッサーが財産を買い入れレシーにリースし、リース期間後、所有権はレシーに移転）

1. 同公司在リース業務（上記前提①）を可能とするためには、以下 2 つの手続きを進める必要があると思われます。

手続き 1：リース業申請

外商投資リース業管理規則第 11 条（設立手続）に従い、リース業の新規従事を申請・認可取得し、且つ、定款の経営範囲の変更申請・認可取得が必要。（申請には、事前に保税區管理委員会に相談されることをお勧めします。）

▽設立条件として、以下の総資産額の規定や資格要件が規定されています。

第7条 総資産は、500万米ドルを下回ってはならない。

第8条 資格要件（会社法の関連規定に合致。外商投資企業の登録資本、総投資額の関連規定に合致。有限の場合は、期間30年以内 など）

第11条(1) 設立手続き

既設外商投資企業がリース業を申請する場合、(1)の手続きと経営範囲の変更が必要

手続き2：国内販売権の取得。

保税区内企業が、保税区分外企業と取引（国内販売活動）を行うための手続きとして、『保税区分外および保税物流園区貿易管理の関連問題に関する通知』^{(*)2}他の規定に従い、国内販売権を申請し許可を取得しなければならないと考えます。また、免税設備を保税区分外（国内）に持ち込む等の行為が発生する場合、税金の扱い等を保税区分管理委員会と対応を事前確認が必要と思われる。

2. 『会社法』^{(*)3}の第15条 規定より出資は可能と思われる。

但し、『外商投資企業の外貨資本金支払振替管理業務を改善するための手続きに関する通知』^{(*)4}の規定内容より、事業利益での出資のみ認められております。従前は、再投資に対する制限がありましたが、06年4月になりました。参考までに関連規定を以下に記載します。

<関連規定>

『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』^{(*)5}

『外商投資企業の審査認可、登記管理にかかる法律適用の若干問題に関する実施意見』^{(*)6} 他

3. 『会社法』^{(*)3}第27条規定（出資）より、現物（生産設備等）を持って出資金とすることは可能と思われる。同条規定では、現物出資物件の資産評価を行うことや登録資本の70%まで現物出資が認められております。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資リース業管理規則』

(商務部令 2005 年第 5 号 2005 年 2 月 3 日公布、同年 3 月 5 日施行)

(*2) 『保税區および保税物流園區貿易管理の関連問題に関する通知』

(商資字 [2005] 76 号 2005 年 7 月 13 日公布、施行)

『税関の保税物流園區に対する管理弁法』 税関総署令

(第 134 号 2005 年 11 月 28 日公布、2006 年 1 月 1 日施行)

『外高橋保税區企業工商管理の若干の問題に関する通知』

(上海市外高橋保税區管理委員會經貿處 2006 年 5 月 15 日公布、施行)

(*3) 『会社法』

(主席令第 42 号 2005 年 10 月 27 日改正・公布、2006 年 1 月 1 日施行)

(*4) 『外商投資企業の外貨資本金支払振替管理業務を改善するための手続きに関する問題の通知』 (国家外貨管理局 匯総発 [2008]142 号 2008 年 8 月 29 日公布、施行)

(*5) 『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』

(対外貿易經濟合作部・国家工商行政管理局令 2000 年第 6 号 2000 年 7 月 25 日公布、同年 9 月 1 日施行)

(*6) 『外商投資企業の審査認可、登記管理にかかる法律適用の若干問題に関する実施意見』

(国家工商行政管理局、商務部、税関総署、国家外貨管理局 2006 年 4 月 24 日公布、施行)

『貸金通則』

(中国人民銀行令 1996 年第 2 号 1996 年 6 月 28 日公布、同年 8 月 1 日施行)

第2章 企業経営

Q2-5. ネット通販について

問： 機構主催「中国ビジネス実務セミナー」にて、無店舗販売（インターネットや通販等）についての解説がありましたが、弊社でも投資性会社が淘宝网（タオバオ）のサービスを利用してインターネット通販を行うことを検討しています。

淘宝网のサービスを利用してネット通販を行う場合にも、経営範囲に「小売」を加えるほか、「ICP届出」又は「ICP許可証の取得」が必要でしょうか。

投資性会社の経営範囲には「傘下会社が生産した製品の国内外における販売についての協力、代行または仕入販売の形の販売」「親会社商品の輸入販売の実施（小売を除く）」があり、現在、傘下会社の製品の仕入れ販売や輸入販売を実施しています。

答： 中国におけるインターネット情報サービス（ICP）は、『インターネット情報サービス管理弁法』^(*)に基づく規制を受けます。

この弁法によればICPは「経営性ICP」と「非経営性ICP」に分類されます。

そして、「経営性ICP」は「インターネットを通じてネットユーザーに対し、情報又はHPの製作等を有償で提供する行為」と定義され、許可制度が採られる一方で、「非経営性ICP」は「インターネットを通じてネットユーザーに対し公開性、共有性を有する情報を提供する行為」と定義され、届出制度が採られています。

本件お問い合わせの焦点は、淘宝网を通じて出店する行為が上記の「経営性ICP」或いは「非経営性ICP」に該当するかということになると思います。

淘宝网に出店する際に掲載する「お店」の情報は、商品の宣伝として無料で公開されるので、該当する場合には「非経営性ICP」になると思われます。

「非経営性ICP」の届け出要件を見ると、

- ① 主な運営単位及びウェブサイト責任者の基本状況
- ② ウェブサイトアドレス及びサービス項目
- ③ サービス項目が本弁法第五条に定める範囲（新聞報道、出版、教育、医療保険、薬品及び医療機器等）に該当する場合、関係主管部門より取得した承認文書とあり、ウェブサイト運営者が対象であると読み取れます。

一方で淘宝网に出店する場合、体裁としては「お店」となっていますが、内容的には淘宝网が運営するウェブサイトに対するコンテンツの提供であり、御社自身がウェブサイトを運営する訳ではないということになると思いますので、「非経営性 ICP」の届け出は不要だと思います。

また経営範囲について、淘宝网は仲介するだけで御社から消費者に直接販売ということであれば「小売」を追加する必要がありますが、御社が直接消費者に販売するのではなく、淘宝网に販売し、そこから消費者に販売するという形態を取るということであれば、「小売」の経営範囲は必要ないと思います。

なお、実務セミナーで本件についての講師を務められました楊樂陽先生にも確認し、同様の見解を得ております。

【根拠法規】

(*1) 『インターネット情報サービス管理弁法』

(国务院令第 292 号 2000 年 9 月 25 日公布、施行)

日本語訳は以下↓をご覧ください。

http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/pdf/invest_036.pdf

第2章 企業経営

Q2-6. 利益取得の方法について

問： 以下の状況における利益取得方法についてご教示願います。

■状況：

本社は日本にあり、中国に生産子会社を持っている会社です。

本社設計⇒中国の子会社で生産⇒本社へバイバック⇒本社よりお客様へ販売
商流が本社を通るため、利益を本社に残せる。

■教示いただきたいこと：

これから、本社設計⇒中国の子会社で生産⇒中国の顧客へ販売（本社が紹介した顧客）
へ商流を変更する予定です。この場合、商流が本社を通らなくなるため、利益をどの
ようにすれば合法的に本社へ送ることができますか。

ロイヤリティ、支給する部品の利益以外に方法がありましたら、教えて下さい。

答： ご質問の件は、今後のビジネスの形態を「現地法人子会社に委託生産し、日本本社が輸出販売していたものを、現地法人委託生産先が生産、現地法人委託生産先が自社で中国国内での販売に切り替える」と解釈できると思います。

この場合、基本的にはお考えのとおり、

1. 現地子会社との間で、「商標使用許諾契約」、「特許使用許諾契約」等を締結してロイヤリティ形式で回収する。

2. 支給する部品の利益等で利益を確保する。

の2通りがまず考えられます。

これ以外には、

3. 単独の技術者派遣による役務提供に基づき報酬を回収する。

という方法が考えられますが、この場合は、設定期間によっては PE 認定のリスクを考慮する必要があります。その他の方法であれば、現地子会社からの配当という形での受け取りや現地子会社から設計業務を親会社に委託し、その対価を取得することが考えられます。

第2章 企業経営

Q2-7. 契約の準拠法

問： 弊社は弊社の中国合資企業（弊社側 50%、中国側 50%）と技術援助契約を締結することで調整にはいっております。許諾者は弊社、被許諾者は中国合資企業です。

そこで技術援助契約のなかで「準拠法」についてお伺いします。弊社は（許諾者でもあるので）日本の法律を希望しておりますが、合資企業側は中华人民共和国の法律を希望しております。合資会社に係わる契約の準拠法は何か規定がありますでしょうか。

（例：すべて中国の法律とする等）

答： 技術援助契約における準拠法を「中国法とする」と定めた規定はありません。準拠法を日本法とするか中国法とするかは、当事者間で選択・決定することになります。

『契約法』(*1)の第 126 条第 1 項で、「涉外契約の当事者は契約の争議処理にあたり適用する法律を選択することができる。但し法律で別途定める場合を除く(後略)」と規定しており、原則契約当事者間で準拠法を自由に選択することを認めています。

但し、技術援助契約に関するロイヤリティの外貨送金をするために、関係主管部門において当該契約の登記を行うことが必要とされているところ、登記審査にあたって中国法を準拠法としていないと受け付けてくれないケースが実務上少なくありません。このように、法律上外国法とすることができるような場合にも拘らず、事実上中国法が強制されることは、ある程度覚悟しておく必要があると思われま

す。尚、合弁契約の場合は、その準拠法は中国法である必要があります。それは、『契約法』の第 126 条第 2 項が「中国内で履行される中外合弁企業契約、中外合作経営企業契約、中外合作自然資源調査探索開発契約については、中国の法律を適用する」と規定しているからです。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国契約法』

(中華人民共和国主席令第 15 号 1999年 3 月 15 日制定・公布、同年 10 月 1 日施行)

第2章 企業経営

Q2-8. 独資企業の配当比率について

問： 現在、日本 A 社、日本 B 社がそれぞれ 50% 出資して、中国に外商投資企業を設立しております。この中国での外商投資企業は企業分類上では、独資企業に該当すると思いますが、董事会での了承を前提に配当比率は出資割合に拠らず、例えば A 社 60%、B 社 40% とすることはできるという理解でよろしいでしょうか。今回は合弁企業（中国企業と中国国外企業との合弁）ではないので、出資比率と配当比率は一致する必要はないと理解しております。

答： まずご質問の前半部にある本企業が独資企業かどうかについてですが、独資企業とは、『外資企業法』(*1)の第 2 条により、中国国内において設立され、資本の全部が外国投資家によって出資される企業をいい、外国の企業その他経済組織の中国国内における分支機構を含まないとされています。したがって、本企業は外資共同出資による独資企業にあたりません。

次に質問の後半部にある配当比率の件ですが、『公司法』(*2)の第 218 条には、「外国投資家の投資による有限責任会社及び株式有限会社には、この法律を適用する。外国投資家投資に関する法律に別段の規定がある場合には、当該規定を適用する」と規定されています。『外資企業法』及び『外資企業法実施細則』(*3)には、独資企業の利益分配の方法について規定がありませんので、独資企業の利益分配の方法については、『公司法』の規定が適用されることとなります。

『公司法』の第 35 条に「株主は、実際に払い込んだ出資比率に照らして配当金を受け取る。会社が増資する場合、株主は実際に払い込んだ出資比率に照らして、優先的に出資を引き受ける権利を有する。ただし、株主全体が、出資比率に照らして配当金を受け取らない、あるいは出資比率に応じて優先的に出資を引き受けないと約定するものは除く。」とあり、出資者間であらかじめ合意しておれば、配当比率を A 社 60%、B 社 40% にすることは可能であると思われます。また、出資者間の合意により、以後すべての利益配当に関する配当比率を一律に定めることのほか、個々の利益配当について、その都度、配当比率を決定することも可能であるものと考えられます。

合意の方法としては、まず、利益の問題は株主の問題となるため、董事会ではなく、株主会での審議承認が必要となります（『公司法』第 38 条）。また、『公司法』の第 35 条において、配当比率の変更は株主全体の約定が必要であると読むことができます。したがって、配当比率の変更については、定款所定の株主会の議決方法にかかわらず、株主会の

全員一致決議が必要となるものと思われます。（仮に配当比率を株主会において多数決で決すると、少数株主の利益配当を受ける権利が不当に害される恐れがあります。）

※2006年1月1日以降に設立された外資共同出資の独資会社については、『公司法』に基づき株主会を設けなければならないことになっています。また、施行前に設立された外資共同出資の独資会社についても、定款変更時に登記機関より株主会設置を要求されているようです。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国外資企業法』

（1986年4月12日第6期全国人民代表大会第4回会議採択。2000年10月31日第9期全国人民代表

表大会常務委員会第18回会議での『「中華人民共和国外資企業法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定』にもとづき改正）

(*2) 『中華人民共和国公司法』（2005年改正）

（中華人民共和国主席令42号 2005年10月27日公布、2006年1月1日施行）

(*3) 『中華人民共和国外資企業法実施細則』

（1990年10月28日国務院認可、同年12月12日対外貿易経済合作部公布、2001年4月12日『国務院の「中華人民共和国外資企業法実施細則」改正に関する決定』にもとづき改正）

第2章 企業経営

Q2-9. 経営会議への非常勤董事出席可否

答： 合弁会社が月例開催する「経営会議」に、日方の非常勤董事が出席することは、中国の関連法規により何らかの制約があるのですか。或いは法律による規制はなく、企業が独自に判断・運営すればよいのでしょうか。

「経営会議」とは、総経理以下の高級幹部数名だけが出席するもので、そのメンバーに董事を兼ねる者もいますが、日方出資企業に在席する非常勤董事は、過去に出席はしていません。

今般、この経営会議に、日方非常勤董事（当然、合弁企業での職位はなし）が出席の可否を打診したところ、中方より「内政干渉となるゆえ、出席を認めない」との回答がありました。日方は60%出資し、董事会での決定権は持っていますので、最終的には強硬手段も考えられますが、その前に法律ではどのように、あるいは一般的実情としてはどう運営されているのか、お伺いするものです。

答： 中国では『公司法』により有限責任企業の機関として株主会、董事会、監事会の設置を要求しております。

中外合弁企業の場合、董事会が最高意思決定機関である一方、株主会は設置する必要がありません。また、規模の小さな企業では、監事会ではなく監事の設置で可です。これ以外の機関は法定されておらず、ご質問の「経営会議」は、当事者間で合意した任意の機関となります。

『中外合弁経営企業法実施条例』(*1)の第13条第5項及び第6項において、董事会の構成、職権、議事規則、董事の任期、董事長、副董事長の職責、また管理機構の設置、事務規則、総経理、副総経理及びその他高級管理者の職責と任免方法について合弁企業の定款に含まれなければならないと規定されています。一般的には、「経営会議」等の重要な管理機構の運営は、定款もしくはその他の社内規則で管轄範囲、出席者、開催頻度、意思決定方法等を規定し、それに沿って運営されていると思います。

但し、合弁企業の定款を変更する（本件では、日方の非常勤董事が「経営会議」に出席できるなどの内容を定款に追加することが考えられます）場合には、董事会の多数決ではなく、出席董事の全員一致による決議が必要となりますので、結局、合弁の相手方（中方）の同意がなければ上記の定款変更を実現できない可能性が高いことをご留意下さい。

（『中外合弁経営企業法実施条例』の第33条）

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』

(2001年7月22日改正・公布・施行 1983年9月20日国務院公布、1986年1月15日、1987年

12月21日国務院修正、2001年7月22日『国務院の「中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例」改正の決定』にもとづき改正)

第2章 企業経営

Q2-10. 生産会社の卸売業兼業について

問： 1. 生産型会社が経営範囲を拡大し卸売業を兼業する場合

(1) 従来、2免3減等の税制上の優遇を享受するために、生産型会社のステータスを維持する必要があった（所謂50%基準）と思いますが、2008年1月の税制改正により、優遇税制が廃止されたため、仮に卸売業の収入が50%超となった場合でも、会社運営上特段の問題はないが、過渡優遇政策を享受している場合や進出先の開発区等から何らかの優遇を享受している場合には、引き続き50%基準が有効であると理解しております。現在も上記の理解で正しいでしょうか。

(2) 卸売業を兼業されている生産型会社で、卸売業収入の方が生産型収入を上回っている、或いは実態として卸売業務の方が業務比率が高いという実例はございますか。

(3) 卸売業を申請する場合、その取扱品目について当該企業に関連のある製品であることや、品目数は2、3品目といった制限があったかと思いますが、現在でも品目制限はありますか。

(4) 販売会社が委託加工（OEM生産）を経営範囲に含めることについては、認められないケースが多いといった話を聞いたことがありますが、生産型会社が卸売業を兼営する場合には、OEM品を販売することは可能でしょうか。

(5) 仮に、既存の販売会社を清算し、生産型会社の経営範囲を拡大することにより、販売機能を移管とした場合、販売会社が保税貨物を扱える貿易会社であった場合には、生産型企業では保税は扱えないといった問題はあるかと思いますが、他に問題となるようなことは考えられますか。

2. 事業統括について

日本の親会社の持分を、中国の一般事業会社に付け替えるといったことが可能になるかもしれないといった内容が貴機構の報告書にあったかと思いますが、その後、何か動きはございますか。例えば、販売会社1社、生産型会社が複数社あった場合、親会社の生産型会社の持分を販売会社に付け替えて（現物出資による増資となる？）、販売を行う統括会社的役割を持たせるようなことが可能となる見通しがありますか。

3. 増値税還付計算について

生産型会社が卸売業を兼業する場合、製品（あるいは商品）を輸出した際の増値税還付計算において、生産型企業方式または貿易企業方式のいずれかを選択する必要があるという問題があったかと思いますが、この点は現在も変わっていないのでしょうか。

答： 1. 生産型企業が経営範囲を拡大し卸売業を兼業する場合

(1) ご理解の通りです。『企業所得税法』(*1)の施行に伴い、「生産型企業」と「商業型企業」を分ける意味は小さくなってきています。但し、生産型企業としての優遇税制を受けているのであれば、「生産型企業」である必要があります。

(10年間の経営期間などの条件もございますのでご注意ください)

また、卸売業収入が生産型収入を上回った場合、工商行政管理局から社名を変更するよう求められる可能性もあります。

(2) 当機構では承知しておりません。有識者にも確認しましたが、具体的な事例は知らないということでした。

(3) 従来は生産している商品に関係あるものだけしか扱えませんでした。現在は緩和されています。『商業分野管理弁法』(*2)に基づき国内分銷権を取得しているのであれば、扱う品目が自社で生産している製品と関連があることや2、3種類に制限されるといったことはありません。

(4) 御社が生産している製品に関連した製品をOEMで販売することは問題ないと思います。販売会社が経営範囲に「委託加工」を追加することなくOEM生産を行うことは、経営範囲を超える活動を行うことになるため、問題があるのですが、生産型企業が自社製品に関連してOEMを行うことは、生産型企業としての活動の一環として認められます。そのことは、当該生産型企業が卸売業を兼務しても変わりません。

尚、有識者の見解によりますと、販売会社でも「委託加工」ではなく、商標や仕様を特定することで実質的にOEMを行うことは可能とのことでした。

(5) 基本的にはないと思います。但し、経営範囲の中で取り扱いの販売品目について細かく記載されることが必要になります。経営範囲の内容が、取り扱い品目と一致しているかどうかをご確認ください。また一部の製品については取り扱いに際して個別にライセンスが求められることがあります。(例えば食品の販売には食品衛生許可証などが必要です)元の販売会社がそうしたライセンスを持っており事業を行っていた場合に、ライセンスを持たない生産型企業にその業務を引き継がせることはできません。

また、経営範囲を拡大して新しい事業を加えるということは、その事業を行うための資金が必要になるはずだという観点から、増資を求められることもあるようです。

2. 事業統括について

本件につき有識者にも確認しましたが、法律的には可能ですが、実務的には難しいと思われれます。

以下、有識者の見解を踏まえて説明します。

(1) 法律的に可能な根拠

2006年に改正される以前の旧『公司法』(*3)では、現物出資の対象を実物、工業所有権、非特許技術、土地所有権に限定列挙して規定していた、つまり上記以外の財産(持分等)を現物出資することについては否定的に解されていたのに対し、新『公司法』(*4)ではこれ

を改め、「実物、知的財産権、土地使用権等の貨幣を用いて評価することができ、法により譲渡することができる非貨幣財産を価額評価して出資することができる」として、原則として、評価可能かつ譲渡可能な財産であれば広く現物出資財産とすることができる旨を明記するようになったことが挙げられます。

即ち、持分は、「貨幣を用いて評価する」ことができ、かつ「譲渡する」ことも可能な財産であるため、この新『公司法』の規定によれば、広く一般の企業も、持分現物出資を行うことができるように理論上は解することができるというものです。

更に、新『公司法』のもとで制定された『公司登録資本登記管理規定』(*5)の第8条第2項には、出資者又は発起人が貨幣、実物、知的財産権及び土地使用権以外のその他の財産を出資する場合には、国家工商行政管理総局が国务院の関係部門と共同で制定した関係規定に適合しなければならない」と規定され、当該規定を踏まえ、2009年に国家工商行政管理総局が出資持分を現物出資する方法を定める『持分出資登記管理弁法』(*6)を公布し、当該弁法において外資系企業に対する出資持分を現物出資の対象とする可能性を否定していませんので、同弁法に基づいても持分の現物出資は可能であるものと思われま

(2)実務的に困難であることの理由

外商投資企業の設立はプロジェクト毎の認可であり、「投資業務」が経営範囲の中にな

い一般事業会社が複数の現地法人を資本傘下に収めて統括業務を行うことは認可したプロジェクトの活動範囲を超えるという考え方、ひいては、これを認めると投資性会社との差がわからなくなることにもなるという考え方があると思われま

す。また、持分現物出資は関係者が多く登場するため、持分の適正な移転を実施するためには通常の現物出資と異なる利害の調整に配慮を要するという点等もあると思いま

3. 増値税還付計算について

現在でも生産型企业と貿易型企业では、輸出の時の増値税還付の計算が異なります。生産型企业の増値税還付の計算方法は以下の法律に記載されています。

『輸出貨物に対する免税、控除、還付方式の実行をさらに推進することに関する通知』（財税[2002]第7号）(*7)

当機構会員ネットのデータライブラリーに生産型企业と貿易型企业の増値税還付申告の流れについての説明もございますので、そちらもご参照下さい。

尚、生産型企业がOEM製品以外の他社製品を輸出する場合には、仕入増値税還付は適用されま

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国企業所得税法』

(中華人民共和国主席令第63号 2007年3月16日公布、2008年1月1日施行)

(*2) 『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令[2004]第8号 2004年4月16日公布、同年6月1日施行)

(*3) 『中華人民共和国公司法』 (旧)

(2004年8月28日改正・公布・施行⇒2006年1月1日廃止)

(*4) 『中華人民共和国公司法』 (新)

(中華人民共和国主席令第42号 2005年10月27日改正・公布、2006年1月1日施行)

(*5) 『公司登録資本登記管理規定(改正)』

(国家工商行政管理総局令 第22号 2005年12月27日公布、2006年1月1日施行)

(*6) 『持分出資登記管理弁法』

(国家工商行政管理総局令 第39号 2009年1月14日公布、同年3月1日施行)

(*7) 『輸出貨物に対する免税、控除、還付方式の実行をさらに推進することに関する通知』

(財税[2002]第7号 2002年1月23日公布、同年1月1日施行)

第2章 企業経営

Q2-11. 小売業に対する規制について

問： 中国国内で小売業（店舗）を展開するにあたり、

①外資系企業として展開（日本から出資）

②内資企業として展開

の2通りを考えた場合、次の点についてそれぞれご教示をお願いいたします。

1. 法的規制

①の外資系企業として展開した場合は、『外商投資商業領域管理弁法』の適用を受け、企業としての許認可はもちろん、店舗面積など弁法の規定に従わねばなりません。

一方、②として展開する場合、中国国内で内資の小売業に対する法的規制などがあるでしょうか。取扱商品の個別免許などではなく、資本金や店舗面積などについて、規制があるかどうかを知りたいと思っております。

2. 外商投資企業の国内再投資

②の場合、中国に設立済の外商投資企業から出資（国内再投資）することが想定されます。この場合、出資額は未処分利益の範囲内のみといった制限があるでしょうか。

例えば、1億元出資したいが、未処分利益額は5千萬元しかない場合、中国国内で人民元を借りて出資などとはできないと理解していますが（あくまで株主資本が前提）、それで正しいでしょうか。

3. 対外送金

中国での小売展開にあたって、日本の本社もそれなりの応援をするために、小売の新企業と「業務委託契約」を調印し、業務委託料の外貨送金を受けたい場合、小売企業からみて①の外資系企業と②の内資企業のどちらが有利（送金しやすい）ですか。対外送金面での違いについてご教示下さい。

答： 1. 法的規制

店舗面積が『外商投資商業領域管理弁法』(*1)の規定に従うというのは、認可手続上の区分で、認可自体の可否ではありません。つまり、店舗面積によって認可されないということではありません。店舗に対する規制は、今のところ国の法令ではなく、地方の都市計画や商業計画に関する法令で、地区毎に開設可能な面積や業態が定められています。これは内資企業・外資企業の両方が対象です。尚、内資企業の場合は、個別規定としての資本金の規制はありません。

2. 外商投資企業の国内再投資

『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』(*2)によれば、投資資金の出所については、資本金及び経営性収益（販売やサービス提供などの経常業務から得られた利益）であれば実務上可能です（投資性会社を除く）。

なお、借入金での投資は、外貨については、『外商投資企業の外貨資本金の支払及び人民元転管理の関係業務取扱事項を整備することについての国家外貨管理局綜合司による通知』(*3)で不可、人民元についても、『貸付通則』(*4)により不可とされています。

また、当機構で取り纏めた『投資環境に関する調査報告書 2009/01（事業統括について）』にも関連情報が掲載されていますので、ご参照下さい。

3. 対外送金

この面での外為規制は、内資・外資とも同じです。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資商業分野管理弁法』

（商務部令[2004]第 8 号 2004年 4 月 16 日公布、同年 6 月 1 日施行）

(*2) 『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』

（対外貿易経済合作部 国家工商行政管理总局令[2000]第 6 号 2000年 7 月 25 日公布、同年 9 月 1 日施行）

(*3) 『外商投資企業の外貨資本金の支払及び人民元転管理の関係業務取扱事項を整備することについての国家外貨管理局綜合司による通知』

（国家外貨管理局 匯綜発[2008]142 号 2008年 8 月 29 日公布・施行）

(*4) 『貸付通則』

（中国人民銀行令[1996]第 2 号 1996年 6 月 28 日公布、同年 8 月 1 日施行）

第2章 企業経営

Q2-12. 業務委託契約

問：日本に本社がある企業が、中国在住の中国人（個人）と業務委託契約（1年更新）を締結する場合、①契約書は中国語である必要があるか、②業務委託された個人の所得税は個人で支払うのか、③この他に何か問題はあるのか、以上3点をご教示願います。

答：①契約書の言語

結論から申し上げますと、中国語でなくても「法的には」問題ありません。

但し、紛争発生時に中国で裁判を行う際には、中国語で翻訳された契約書をもとに審理されるため、実務上は契約書作成時点において信頼できる専門機関に依頼し、日本語及び中国語を用いた契約書を使用することが望ましいと思われれます。

根拠法規としては、『中華人民共和国契約法』(*1)の以下の条文から契約書に使用する言語は中国語に限らず、当事者間の合意により決めることができると理解できます。

(第125条)

「契約書を2種類以上の言語を用いて締結し、かつ同等の効力を有すると契約で定めている場合、各契約書で使用される語句については、同一の意味を有するものと推定する。各契約書で使用される語句が一致していない場合、契約の目的に基づいて解釈する」

②個人所得税の納税義務者

業務委託された中国人（個人）の方が納税することになります。

尚、当該個人が以下の『中華人民共和国個人所得税法』(*2)の第1条に定めた納税義務者であり、業務委託契約による所得が第2条に定める課税対象となる所得であることをご確認ください。

(第1条)

納税義務者：「中国国内に住所を有する個人、又は住所を有しないが国内居住期間が満一年に達する個人が、中国国内及び国外から取得する所得については、本法の規定に従い、個人所得税を納付する」

(第2条)

課税対象：「次の各号に規定する個人所得については、個人所得税を納付しなければならない」

(1)賃金、個人所得

- (2)個人商工業者の生産、経営所得
- (3)企業、事業単位に対する請負経営、リース経営所得
- (4)労務報酬所得
- (5)原稿報酬所得
- (6)ライセンス使用料所得
- (7)利子、配当、割増配当所得
- (8)財産賃貸所得
- (9)財産譲渡所得
- (10)一時所得
- (11)国務院財政部門が課税を定めるその他の所得

③その他問題・留意点

・「業務委託」の範囲

ご質問にある「業務委託」契約についてですが、一般に使用される「業務委託」の用語の範囲は幅広く用いられております。

『中華人民共和国契約法』では、以下のように契約類型毎に内容が規定されているため、「業務委託」契約書を作成する場合、実際になされようとしている業務委託の内容が契約法上どの類型に分類されるかを十分に検討した後、適切に各契約条項を定められることをおすすめします。

『契約法の分類』：請負契約、建設工事契約、運送契約、技術開発契約、技術コンサルティング契約・技術サービス契約、寄託契約、倉庫保管契約、委任契約、あっせん契約、仲介契約

・印紙税

経済活動に関わる契約書のため印紙税が課税されます。具体的な課税対象、税率は契約の性質によって異なるため、業務委託契約の内容と照らし合わせご確認ください。

(参考：『中華人民共和国印紙税暫定条例』(*3))

・営業税

役務提供取引に関して取得する報酬に対しては営業税が課税されます（『中華人民共和国営業税暫定条例』の第1条(*4)）。

尚、『個人の金融商品売買など営業税の若干の免税政策に関する通知』(*5)により、海外での役務提供活動は原則免税となるため、当該中国在住の中国人の方が日本で役務提供を行う場合は、同通知の範囲内で原則免税となります。

・その他

有識者に伺ったところ、その他の留意点としては損賠賠償や違約金の定め、契約解除条件などを具体的かつ現実的な内容で記載しておくことが重要とのことでした。

また、今回の業務委託契約に伴い発生する税の納税義務者、納付者等については確認のため契約書内に補記しておくことも後日のトラブルを避ける上で有効かもしれません。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国契約法』

(全国人民代表大会 主席令第 15 号 1999 年 3 月 15 日制定・公布、同年 10 月 1 日施行)

(*2) 『中華人民共和国個人所得税法』(2008 年改正)

(中華人民共和国主席令第 85 号 2007 年 12 月 29 日公布、2008 年 3 月 1 日施行 2007 年 12 月 29

日 10 期全国人民代表大会常務委員会第 31 回会議の『「中華人民共和国個人所得税法」改正に関する決定』にもとづき第 5 次改正)

(*3) 『中華人民共和国印紙税暫定条例』

(国務院令第 11 号 1988 年 8 月 6 日公布、同年 10 月 1 日施行)

(*4) 『中華人民共和国營業税暫定条例』

(国務院令第 540 号 国務院 1993 年 11 月 26 日制定、2008 年 11 月 5 日改正、同年 11 月 10 日公布、2009 年 1 月 1 日施行)

(*5) 『個人の金融商品売買など營業税の若干の免税政策に関する通知』

(財政部 国家稅務總局 財稅[2009]第 111 号 2009 年 9 月 27 日公布、同年 1 月 1 日施行)

第2章 企業経営

Q2-13. 債権譲渡について

問：取引先への販売決済条件が、納入時 90%、納品後 1 年後に残り 10%

回収と予定しているものがあります。

しかし、近々会社を別会社（現在は分公司であり、これを子会社に変更）にしようとして計画しており、この場合、残り 10%を回収する前に企業が存在しなくなりますが、債権譲渡を新しい企業に行い、新企業宛に残金 10%を支払ってもらうような方法はあるのでしょうか。

発票は 100%代金分を分公司名義で発行してしまうため、取引先としては他の企業に支払うことができないと思うのですが、いかがでしょうか。

また、このようなケースについて、何かよい方法がございましたらご教示下さい。

答：分公司は、そもそも独立した法人格を有しないため（『公司法』(*1)の第 14 条第 1 項）、分公司が販売した製品に関する代金債権は法的には本社に帰属します。

したがって、分公司の終了後も、当該債権は引き続き本社が有していますので、新たに設立する子会社に当該債権を帰属させることに積極的な理由がないのであれば、そもそも当該子会社に対し債権を譲渡する必要はありません。もちろん、債権譲渡しないとしても、本社と取引相手との間で、本件の処理に関して契約を結ぶことは考えられますが、その場合においても債権譲渡について約定する必要はないといえます。

他方、子会社に当該債権を帰属させることに積極的な理由がある場合には、上記に述べたとおり、当該債権の帰属主体は本社であることから、分公司の終了時期の前後にかかわらず、子会社が設立された時点から、本社は子会社に対して、分公司が販売した製品に関する代金債権を譲渡することができ、具体的には、親会社と新子会社間において債権譲渡契約を結ぶとともに、債務者に通知すること（『契約法』(*2)の第 80 条第 1 項）によりこれを行うこととなります。

また、中国の法律上、債権の一部譲渡も原則として認められていますので（『契約法』の第 79 条）、本社は取引相手との契約上、一部譲渡が禁止されていない限り、子会社に対して、分公司が販売した製品に関する代金債権の 10%分のみを譲渡することも認められるものと考えます。

また、独立採算制の分公司であることを前提にすると、税務処理のための証憑としての発票の処理に関しては、「発票」を既に分公司名義で、100%で発行してしまっている場合

には、発行した発票を消し込むための 100%の赤発票を発行したうえで、再度 90%（分
司名義）と 10%（親会社名義）に分けて（またはそもそも親会社名義 100%で）発行する
ことになるかと思えます。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国公司法』 (2005年改正)

(中華人民共和国主席令第 42 号 2005年 10 月 27 日公布、2006年 1 月 1 日施行)

(*2) 『中華人民共和国契約法』

(全国人民代表大会 主席令第 15 号 1999年 3 月 15 日制定・公布、同年 10 月 1 日施行)

第2章 企業経営

Q2-14. 営業許可証について

問： 中国にある企業は、営業許可証等を「事務所内の目立つ場所」に掛けておくといった内容の規定があったと思いますが、具体的に規定の名称をお教え下さい。また、掛けておくべきものは、営業許可証以外にもあるのでしょうか。

答： お問い合わせの規定は以下の通りです。

『公司登記管理条例』(*1)の第 63 条

(前略)

「企業法人営業許可証」の正本或いは「営業許可証」の正本は、会社の住所或いは分公司営業場所の目につく所に置かなければならない。

(後略)

その他について、例えば食品衛生法など、業種別の法律をいくつか見てみましたが、表示を義務付ける規定は特に見当たりませんでした。実際には税務登記なども掲げているようです。

また有識者に確認したところ、営業許可証のほかに表示が義務づけられているのは、業務に関わる許可証や合格証で、他は各部門の指導に従えばよいと思います。規定では、こういうところまではあまり定めていないとのことでした。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国公司登記管理条例 (改正) 』

(国务院令第 451 号 2005 年 12 月 18 日改正・公布、2006 年 1 月 1 日施行 1994 年 6 月 24 日

中華人民共和国国务院令第 156 号發布、2005 年 12 月 18 日『国务院の「中華人民共和国公司登記管理条例」改正に関する決定』にもとづいて改正)

第 3 章 通関・物流・貿易(加工貿易含む)

第3章 通関・物流・貿易（加工貿易含む）

Q3-1. eコマース（電子商取引）

問：最近、中国の消費者と日本の企業を結ぶ e コマース（電子商取引）に関する記事を新聞や業界誌などでよく見かけます。

個人輸入や海外決済などに問題がないか疑問に思いますが、どの記事も肝心の部分に記載されておらず、結局 B to B での輸入後に各個人に配送され、決済も個人と在中国の商社が決済、その商社と日本の企業が決済しているのではないかと考えています。

一方で、銀聯などのクレジットで直接決済が可能との記事もあります。

お手数をおかけしますが、以下の点ご教授いただきたくお願いします。

- ① 電子商取引で中国の個人は、個人名で海外から商品を輸入することができるのでしょうか？ できるとした場合、その根拠となる法律を教えてください。
- ② 電子商取引で、クレジットカードなどで直接海外と決済できるのでしょうか？（通常輸入時の報関単が決済に必要ですが、不要なのでしょうか？）その根拠となる法律を教えてください。

答：1. 個人名での輸入

(1) 個人名での輸入ですが、以下のように「経営性」と「非経営性」の2つの分類によって、扱いが異なります。

- ① 経営性の輸入：個人名義では輸入できないため、対外貿易経営者の届出登記を行うか、輸入業者を介することになります。またそうしたスキームでなければ決済も出来ません。
- ② 非経営性の輸入：一定の条件下で、個人輸入ならびに関連する決済は可能です。ここでいう一定条件ですが、以下を挙げる事が出来ます。
 - (i) 郵便であること
 - (ii) 香港・マカオからであれば 800 元（免税 400 元）回の枠内
その他の国・地域からであれば 1000 元（免税 500 元）回の枠内

(2) 現在以下の法律により郵便で輸送されるものについては認められております。

(*1) 『中華人民共和国税関の入国する旅客手荷物および個人郵便物輸入税徴収に関する弁法』

(国務院関税規則委員会 1994 年 5 月 27 日公布 1994 年 7 月 1 日施行)

(*2) 『中華人民共和国税関総署の輸出入郵便物についての個人物品の限度額及び免税額に関する公告』(税関総署 1994 年 11 月 21 日公布 同日施行)

(*3) 税関総署公告 2007 年第 25 号 (2007 年 6 月 11 日公布 同年 8 月 1 日施行)

入国旅客荷物物品および個人の郵送物品の輸入税税則分類表
入国旅客荷物物品および個人の郵送物品課税価格表

(3) 関連情報：

2009年3月時点で『中華人民共和国税関出入国郵便物監督管理弁法』の意見聴取を行っていたようです。この中で限度額などの見直しが行われるようです。意見聴取稿が掲載されているHPのURLは次の通りです。

<http://taiyuan.customs.gov.cn/publish/portal1176/tab4205/module10866/info162928.htm>

2. クロスボーダーのクレジットカード決済

(1) 海外との電子商取引でのクレジットカード決済については、以下通知等により認められております。

『銀行外貨カードの管理の規範化に関する国家外貨管理局の通知』^{(*)4} 第3条第5項において、国内カード（中国国内の金融機構より発行される外貨カード）は国外において経常項目下における消費支払いに用いることができると規定され、さらに『銀行カードの国外受理業務管理の強化の関連問題に関する中国人民銀行の通知』^{(*)5} 第3条において、「銀行カードは、商品購入、飲食、宿泊、交通、通信、医療、教育等の消費にのみ支払うことができ、証券投資、不動産取引及び賭博等の中国が禁止する取引のために支払ってはならない。」と規定されています。

そして、上記の規定の目的を実行するために、『国内銀行カードの国外使用における商業顧客類別コードの通知の更新に関する国家外貨管理局の通知』^{(*)6} 第2条において、商業顧客が①完全禁止類、②金額制限類及び③完全開放類に分類されているところ、「電子サービス」並びに「コンピュータネットワーク情報サービス」を行なう業者が完全開放類に分類されています。また、当該分類表では、VISAとマスターカードのみがその対象に含まれていました。よって、中国発行のものでもVISAとMASTERの国際カードであれば電子商取引の決済が可能です。

なお『国内銀行カードの国外使用における商業顧客類別コードの通知の更新に関する国家外貨管理局の通知』の第2条第3項よると、完全開放類に分類される取引には取引金額に対する制限がないとなっております。ただし、クレジットカードには個々に限度額が設定されていますので、当然ながらこれに従わなければなりません。

参考までに中国工商銀行牡丹カード（国際カードつき）に関するネット通販決済に関するサイトの URL は以下の通りです。

http://www.icbc.com.cn/ICBC/html/guanggao/2007nian/0929jwWSGWYZ/sy_jwWSGWYZ_070929.html

(2) 根拠法規：

(*4) 『銀行外貨カードの管理の規範化に関する国家外貨管理局の通知』

(国家外貨管理局 匯発[2004]第 66 号 2004年 6月 30日公布 2004年 9月 1日施行)

(*5) 『銀行カードの国外受理業務管理の強化の関連問題に関する中国人民銀行の通知』

(中国人民銀行 銀発[2007]第 273 号 2007年 8月 6日公布、施行)

(*6) 『国内銀行カードの国外使用における商業顧客類別コードの通知の更新に関する国家外貨管理局の通知』

(国家外貨管理局 匯発[2004]第 110号 2004年 11月 8日公布、施行)

(3) 本決済に関しては以下の審査書類が必要になります。

- ・ 本人の身分証明（クレジットカード申請時に登録済み）
- ・ 広告あるいは注文書などの代金証憑（購入時にネット上で作成）

なお輸入代金の支払いにおいて、報関単（輸入通関申告書）の添付が必要なのは通関済みの貨物代金を支払う場合となります。しかしクレジットカード決済では通関後の決済ということにはなりませんので、決済に報関単が必要ということになりません。

第3章 通関・物流・貿易（加工貿易含む）

Q3-2. 出境検査検疫費について

問：中国から製品を輸出する際の税金で「出境検査検疫費（0.15%）」というものと聞きました。複写機、プリンター、複合機の完成品を輸出する際もこの税金が掛かるのでしょうか？

答：輸出入における検査検疫とその費用の徴収（税金ではありません。）については、以下の法律に記載がございます。

『輸出入商品検査法』（全国人民代表大会常務委員会 1989年2月21日制定 2002年4月28日改正公布）

『輸出入商品検査法実施条例』（国務院令第447号 2005年8月31日施行 同年12月1日施行）

『輸出入検査検疫費徴収弁法』

（発改価格[2003]2357号通達 2003年12月31日公布 2004年4月1日施行）

そして

『輸出入検査検疫費徴収弁法』第3条には、

「出入境検査検疫機構は法律に基づき、出入国の者、貨物、輸送手段、コンテナー及び法定の検査検疫物に対し、検査、検疫、鑑定などを行い、本弁法及び本弁法に定められた出入国検査検疫費の徴収基準に従って費用を徴収する。」

と記載されています。

また、

『輸出入商品検査法実施条例』第4条には

「出入境検査検疫機構は、目録に列記する輸出入商品や法律、行政法規で出入境検査検疫機構の検査を経ると規定されたその他の輸出入商品に対して検査を実施する。出入境検査検疫機構は法定検査以外の輸出入商品に対して、国家规定に基づきサンプル抽出検査を行う」とあります。

ここにいう目録とは、

『出入境検査検疫機構が検査検疫を実施する輸出商品目録』（国家品質監督検査検疫総局 2008年第144号 2008年12月24日施行 2009年1月1日施行）を指し、2008年12月24日に2009年度版が出ています。

↓参照

<http://www.szciq.gov.cn:80/n001/ShowArticle.aspx?id=18590>

HSコードで分類されておりますので、それで確認いただきたいのですが、お問い合わせ

せの商品は対象にはなっていないように思います (複写機(9009?)、プリンター(8471?))。

但し対象外であってもサンプル抽出検査を行うとありますのでこれの対象になった場合には検査費用を徴収されることになると思われます。

検査検疫費につきましては内容により変わりますのでこちらをご覧ください。

『出入境検疫収費標準』

<http://www.china-customs.com/customs/data/2930.htm>

又、本件につきまして、有識者より補足のコメントを頂きましたのでご紹介いたします。

<有識者よりの補足コメント>

本件については、実務の実際から見るとしっかりと **data** を出して、事前に **HS CODE** 分類をしていただくことが肝要になると思います。例えば複合機でも「FAX 機能付き」であると所謂”法検商品”に列せられるという運用があります。

但し用いられる原理方式によっては不要な場合もあります。

まず **HS CODE** 分類を明確にしてその「監管条件」を確認して頂き「法定商検」絡みでないことを確認していただくことが肝要です。

事前にできるだけ、詳細 **data** を出して、ご指定の通関業者での **HS CODE** 分類」をしっかりと行うことをお勧めします。

第3章 通関・物流・貿易（加工貿易含む）

Q3-3. 貿易会社の国内設立について

問：以前は、外国企業が中国で貿易を行う場合、保税区内にしか会社を設立できませんでした。

但し、保税区内に会社を設立した場合、貿易権を有することができないため、中国国内に人民元で販売する場合は、保税区管理委員会などが設立した中国系商社を利用して、輸入後国内販売を行っていました。

（増値税発票は交易市场に代理発行していただく）現在でも状況は同じかどうか、以下確認させてください。

1. 保税区企業が、保税区外の貿易権を有し、自身で輸入が可能でしょうか？
2. 保税区外に、貿易権、国内販売権を有した外資企業を設立することは可能でしょうか？
3. もし地域により状況が違えば、天津と上海で確認させてください。

答：結論から申し上げますと、いずれも可能です。以下、時系列で説明いたします。

『外商投資商業分野管理弁法』^(*)により中国国内において外国企業が商業行為（手数料代理、卸売、小売、フランチャイズ経営）に従事する企業の設立が認められました。

第9条

「認可を経て、外商投資商業企業は以下の業務を営むことができる。

(一)小売業務に従事する外商投資商業企業：

1. 商品の小売
2. 自営商品の輸入
3. 買入れた国内製品の輸出
4. その他関連する付随業務

(二)卸売業務に従事する外商投資商業企業：

1. 商品の卸売
2. 手数料代理（競売は除く）
3. 商品の輸出入
4. その他関連する付随業務（以下略）

その後、『保税区及び保税物流園区貿易管理の関連問題に関する通知』^(**)により保税区内や物流園区内の企業にも国内販売権及び貿易権取得申請が認められました。

『外商投資商業分野管理弁法』に基づき販売権及び貿易権を取得すれば、保税区企業も中国国内での国内販売や輸出入を行う事が出来ます。

『保税区及び保税物流園区貿易管理の関連問題に関する通知』

第1条

「保税区や物流園区内の企業及び個人は、『中華人民共和国対外貿易法』、『対外貿易経営者届出登記弁法』、『外商投資商業分野管理弁法』及びその他の関連規定に照らし、法によって貿易権を取得し、販売権を申請することができる。上述の権限を取得した企業及び個人は、法に依って国内の区外企業及び個人と貿易活動を展開することができる。販売権を取得した外商投資企業は、法に依って国内において販売活動に従事することができる。」

よって、

1. 保税区企業が、保税区外の貿易権を有し、自身で輸入が可能でしょうか？
『保税区及び保税物流園区貿易管理の関連問題に関する通知』^{(*)2} に基づき可能です。
2. 保税区外に、貿易権、国内販売権を有した外資企業を設立することは可能でしょうか？
『外商投資商業分野管理弁法』^{(*)1} により可能です。
3. もし地域により状況が違うようでしたら、天津と上海で確認させてください。
共に全国共通の法規であり、この点における地域毎の差はありません。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令 2004年第8号 2004年4月16日公布、2004年6月1日施行)

(*2) 『保税区及び保税物流園区貿易管理の関連問題に関する通知』

(商資字[2005]76号 2005年7月13日公布、施行)

第3章 通関・物流・貿易（加工貿易含む）

Q3-4. 中古医療機器の輸出

問：日本から中国への中古医療機器（CTスキャン等）の輸出についてお尋ね致します。

状況は以下のとおりです。

* 日本側では特に届け、許可は必要ないことは確認済み。

* 輸出する医療機器については、製造メーカーが技術サポートを実施予定。

* 輸入する中国側の企業の資格等

（自社で使用するのか、或いは自社も医療機器を製造販売しているのか）は不明。

1. 中国側が輸入する際、何か規制はありますか？
2. 中国側が輸入するに当たり、事前に何か申請、承認が必要ですか？
3. 医療機器の種類によって、何か異なった対応が行われていますか？
4. 何か他に留意すべきことはありますか？

答： 1. 中国での輸入規制について

中国は中古機器に対して輸入規制を行っており、輸入を禁止している中古機器の品目について、『輸入禁止貨物目録（第2次）』^(*)に記載しています。中古の医療機器については、当該目録に「スキャン装置、心電図記録機、超音波診断機」等の記載があり、ご質問のCTスキャンの輸入は難しいものと思われます。他の医療機器の該当有無については、当該目録をご参照下さい。

<http://wms.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/j/z/200208/20020800036844.html>

2. 事前申告、承認などについて

上記の輸入禁止品目以外の場合であれば輸入は可能ですが、医療機器の輸入については特有の規制があります。

中国では医療機器管理制度が実施されており、医療機器の輸入に際しては、あらかじめ国家食品薬品监督管理局へ登録申請し審査認可を受け、「医療機器登録証書」を取得することが必要となります。

医療機器はその種類によって第1類から第3類までの分類管理が行われますが、外国製医療器械の場合、審査機関はその分類にかかわらず国家食品薬品监督管理局となります。（国産の場合は、第1類が市レベルの食品薬品監督管理機関、第2類が省・自治区・直轄市の食品薬品監督管理機関、第3類が国家食品薬品监督管理局となる。）また種類によって、国家食品薬品监督管理局から認可を受けた試験機関による登録試験が必要となるもの、臨床試験資料の提出が必要になるもの等があります。詳細につきましては、後掲の根拠法規にてご確認願います。^(*)^(*)

3. 機種別の輸入規制について

当該の中古医療機器が機電製品であれば、中古機電製品としての輸入規制もあわせて受けることになります。即ち、国家品質監督検査検疫総局および各地方検査検疫機関による輸入検査を受ける必要があります。具体的には、輸入前の検査検疫機関への届出、積出検査（必要な場合）、着荷検査等です。^(*)^(*)

【根拠法規】

(*1) 『輸入禁止貨物目録（第2次）』

（外経貿部、税関総書、国家質検総局 2001年第37号公告、2001年12月27日公布、2002年1月1日施行）

(*2) 『医療機器監督管理条例』（国务院令第276号 2000年1月4日公布、2000年4月1日施行）

(*3) 『医療機器登録管理弁法』（国家食品薬品監督管理局令第16号 2004年8月9日公布・施行）

(*4) 『機電製品輸入管理弁法』

（商務部、税関総書、質検総局令 2008年第7号 2008年4月7日公布、2008年5月1日施行）

(*5) 『輸入中古機電製品検験監督管理弁法』

（国家質量監督検験検疫総局令第37号 2002年12月31日公布、2003年5月1日施行）



事前商品分類制度

事前分類管理部門により企業が輸出入しようとする商品に対して、事前に分類審査をすること。税関が、商品分類正確性の向上と通関速度の向上という2つの目的の矛盾を解消するために設けた制度で、貨物が実際に輸出入される前に、申請人が規定の書面により必要な資料やサンプルと共に申請し、事前分類決定を行っておくもの。機構 HP にて制度について紹介したものがありますので、以下をご参照下さい。

<http://www.jcipo.org/news/2008/shohinbunrui.pdf>

（税関総署が答える「事前商品分類に起因する行政再審議関連問題」）

第3章 通関・物流・貿易（加工貿易含む）

Q3-5. 24時間ルールについて

問：2009年1月1日より中国全港において導入開始とされていた『中国海関進出境運輸工具艙単管理業法』に基づくいわゆる「24時間ルール」(AMS=Advanced Manifest System)の実施は現状どうなっているのかについて情報を集めております。

聞くとところによりますと、当該ルールはまず試行が行われ、その後正式に導入の運びとなっていると伺っており、その試行の状況（一部の地域や特定業者のみを対象にしているのか？或いは一部の貨物のみを対象としているのか？など）、また全面的な正式導入のタイミング見込み他、目下の最新情報をご教示ください。

答：本件については、物流に詳しい有識者の方にアドバイスを頂きました。

24時間ルールの運用については、明確な規定／文書等は出ておりません。その中で現在は、一部の海運業者が試験的に一部実施している、という状況です。

海運業者のHPを見ると、次のように記載しているものが見受けられますが、前述のとおり当局が明文化しているものはなく、業者の判断、もしくは業者が個別に税関に問い合わせた結果を反映させているのではないかと思われます。

- ・2009年6月末まで：ルールに違反しても罰則なし
- ・2009年7月～12月：ルールに違反しても寛大に扱われる
- ・2010年1月～：本格的に実施

つまり、公式情報の無い中で海運業者がそれぞれ個別に、正式運用開始への準備（顧客への情報提供、各種テスト、内部規定作成等）を行っている、というのが現状のようです。

今後の動きについて、注視していきたいと思います。

「回答後の追記」

この法令は既に施行されていますが、その中心となる24時間前のマニフェストデータの送信に関しては、実施されておらず、実際には延期になっています。

ただ、一部の日本の物流会社には、中国最大の船会社のCOSCO社から、日本側からのテスト送信を開始する、との案内があったとのこと。既に中国側でのデータ送信及び動作確認は進められていたようで、日本側からのテスト送信については‘第二段階’と位置づけているようです。引き続き、今後の動きについて注視していきたいと思います。

第3章 通関・物流

Q3-6. 異地通関

問： 上海外高橋保税区内に登録している商業貿易公司（100%日系）が大連保税区内に分公司を設置した場合、上海の母会社の指示に基づき、分公司が自由に通関業務（保税業務一域外から保税で輸入し、保税貨物のまま大連市内の企業に販売）を行なうことに問題はないでしょうか。特に下記の点につき、教えてください。

- （1）上記分公司が経営型、連絡型のそれぞれの形態で、差異がありますか。
- （2）公章の使用に関して、不都合はないでしょうか。

答： （1）保税区企業の分公司が通関業務を行うに際しては、その指示系統は関係ありません。分公司の判断に基づくものであっても、本社からの指示に基づいても問題なく行うことができます。

ただし、企業の非法人分支機構としての分公司は対外貿易経営者としての資格を単独で取得することはできないのみならず、税関においても通関申告単位の登録登記を行うことはできないものとされているため、本社と独立して自分の名義で通関業務（輸入行為）に従事することはできない（『対外貿易経営者届出登記の関連問題に関する商務部の通知』（*1）の第2条及び『「中華人民共和国税関の通関単位に対する登録登記管理規定」に関する公告』（*2）の第9条）ので、ご注意ください。

（2）分公司が通関業務を行う上で問題となるのは、ご指摘にある印鑑の問題です。上記の通り、分公司は単独の主体として税関登記を行うことはできないため、分公司名義での通関用の印鑑が作れず、よって本社の名義の印鑑を使うこととなります。

従来はこの印鑑が1つしか持たず、分公司に置いておくと業務に支障をきたすと言われていましたが、『税関の通関単位に対する登録登記管理規定』（*3）により、通関用の印鑑を複数個作れることになっているので、こうした問題は解消しています。

また、各企業が通関をする際に使用される報関専用章（通関手続き専用印）は以下の2種類があります。

- ・ 本社名義で本社主管税関に「備案」して1番印、2番印、3番印というように登録する場合
- ・ 分公司が独自でその主管税関で「備案」できる場合

尚、公章とは企業の正式な印鑑を指し、通関専用の印鑑はこれとは別のものです。

【根拠法規】

(*1) 『対外貿易経営者届出登記の関連問題に関する商務部の通知』

(商貿函〔2007〕第122号 2008年1月10日公布・施行)

(*2) 『「中華人民共和国税関の通関単位に対する登録登記管理規定」に関する公告』

(税関総署公告2005年第18号 2005年5月13日公布・施行)

(*3) 『税関の通関単位に対する登録登記管理規定』

(税関総署令第127号 2005年3月31日公布、同年6月1日施行)

第49条

「(略) 通関企業の通関専用印は、その表示される通関地或いは税関の監督管理業務集中地でのみの使用に限り、1つの通関地或いは税関の監督管理業務集中地ごとの通関専用印は、1個のみでなければならない。

輸出入貨物の荷受荷送人の通関専用印は、全国の各通関地或いは税関の監督管理業務集中地において通用することができ、複数の通関専用印がある場合は、順序にもとづいて、通し番号を注記しなければならない」

第3章 通関・物流

Q3-7. 中国通関後の書類訂正

問： 中国からの輸入貨物につき、B/Lの内容に誤りがあったため、修正をしたいのですが、中国サイドの船会社からは、輸出通関後の修正はできないと言われております。

B/Lの訂正ができない場合、輸入申告ができなくなってしまうため、B/Lの訂正をしたいのですが、何か方法はありますか。

答： (1) 輸出通関後の B/L の修正

中国では B/L のデータは中国からの出港に伴い、船会社、税関、通関業者等によるオンライン上に登録されており、原則として修正は難しく、発行した中国の船会社以外、輸出者及び輸入者でも変更することはできないようです。

また、輸出通関後の B/L に誤りがあり、輸入申告ができない場合、どのような対処をするか (B/L の再発行、修正など) は各船会社によって対応が異なるため、一概には言えないようです。

尚、輸入申告ができない場合の損害の補償などについては、輸出入者及び船会社によってあらかじめ定められた契約内容や事後の交渉によるようです。

(2) B/L の修正ができない場合の輸入通関について

税関 HP(*)によれば、B/L の誤りが軽微なものでケアレスミスが原因であると税関管署が判断できる場合 (個数の数え間違いなど) は、その根拠となるもの (インボイス、パッキングリスト、メールのやり取り、契約書等) を提示し、申告時に申し出ることによって、運送の実態通りの通関が認められる場合があるようです。

したがって、輸出者、船会社の協力を得て、根拠となる資料をもって、税関管署の理解を得られるよう説明されることが重要かと思われます。具体的には、利用された通関業者や申告される税関管署に相談されることをおすすめします。

(*)税関 HP <http://www.customs.go.jp/question2.htm>

第3章 通関・物流

Q3-8. 原産地証明書の再発行

問： 上海からの貨物の原産地証明書を紛失してしまいました。

再発行にあたり現地より手続きに時間がかかると聞いております。
どういった理由で時間がかかるのか教えて下さい。

答： (1) 原産地証明書の用途

原産地証明書は、国家間の協定に基づき輸入国の税関において、輸入品に対する関税の減免税が行われる場合の基本的な要件のひとつとなっています。

したがって、関税の減税・免税に用いられる原産地証明書は、輸入国の税関において受理されるに十分な信頼性が確保される必要があります、公的機関が発給を担う公的書類としてその信頼性の確保をするための審査手続きに相応の時間が必要となります。

貿易関連の有識者にうかがったところ、関税の減税・免税に利用される公的書類でもあるため、悪用防止等の観点から紛失理由の確認など、再発行の手続きに相応の時間がかかるとすれば、やむを得ないことだろうとのことです。

(2) 発行機関

今回の再発行に時間がかかる具体的な理由は、当初申請された方等を通じて発行機関及び関連機関にお問い合わせいただくことをおすすめします。

ちなみに、中国における原産地証明書の発行機関は、『輸出入貨物原産地条例』(*1)の第17条によると、以下の通りです。

- ・ 国家質量監督検閲検疫総局 (AQSIQ) に所属する各地の輸出入検閲検疫機関
- ・ 中国国際貿易促進委員会 (CCPIT) 及びその地方分会

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国輸出入貨物原産地条例』

(國務院令第 416 号 2004年 9月 3日公布、2005年 1月 1日施行)

第3章 通関・物流

Q3-9. 増値税還付について

問： 当社は中国と香港にそれぞれ子会社を持っています。中国子会社

(A社)は、輸出入権を持つ保税区分外の製造会社です。香港子会社

(B社)は、A社所在地のそばの中国保税区内に倉庫を保有しています。

このたび、当社はA社の製品在庫を買い取り、B社の保税区分倉庫に保管しようと考えています。製品は、今後半年程度の間、全量中国国外へ販売されます。当社は、A社と製品売買契約を締結し、B社とは当該製品の保管業務および今後半年間の出荷業務にかかる業務委託契約を締結する予定です。

上記スキームにおいて、当該製品の輸出に伴う増値税還付を受けることは可能でしょうか。また還付を受けるためには、B社の保税区分倉庫に運び込む前に、一度通関を経る(中国国外へ運び出す)必要があるのでしょうか。

答： 保税区分外より保税区内にある倉庫に貨物を持ち込む場合の増値税還付の仕組みについてご説明します。

1. 広義でいう保税区分(以下「保税区域」)には保税区分、輸出加工区、物流園区、物流中心、保税港区などがあります。
2. 保税区域内(以下「区内」)に保税区域外(以下「区外」)から貨物を持ちこむ場合、全て輸出通関が必要となります。
3. しかしながら、保税区域の違いによって、増値税還付が受けられるタイミングが異なります。つまり、今回ご質問のスキームの中に登場する保税区分がどのタイプなのかは重要なポイントとなります。

保税区分の場合、貨物が区外から区内に持ち込まれた時点では増値税還付を受けることはできず、実際に国外へ輸出された時点で増値税還付を受けることになります。これに対して保税区分以外の保税区域については、区外から区内に貨物が持ち込まれた時点で増値税の還付を受けることができます。

4. 輸出税還付を受けるには、輸出通関の日より90日以内に手続を行わねばなりません。また、商品によっては還付されないものや還付率が低くなっているものがありますので、ご注意ください。

尚、輸出税還付手続きに関する資料を当機構会員ネットのデータライブラリー内の法令政策解説にも掲載しておりますので、併せてご覧ください。

【根拠法規】 ※代表的なもの

- ・ 『「輸出貨物税還付(免除)管理弁法(試行)」 發布に関する通知』
(国家稅務總局 國稅發[2005]第 51 号 2005年 3 月 16 日公布、同年 5 月 1 日施行)
- ・ 『保稅区稅關監督管理弁法』
(國務院 1997 年 6 月 10 日承認 稅關總署第 65 号 1997 年 8 月 1 日公布・施行)
- ・ 『中華人民共和國稅關の輸出加工区に対する監督管理暫定弁法』
(國務院令 第 389 号 2003 年 9 月 2 日改正・公布、同年 11 月 1 日施行)
- ・ 『中華人民共和國稅關の保稅物流園区に対する管理弁法』(改正)
(稅關總署令[2005]第 134 号 2005 年 11 月 28 日公布、2006 年 1 月 1 日施行)
- ・ 『中華人民共和國稅關保稅港区管理暫定弁法』
(稅關總署令 第 164 号 2007 年 9 月 3 日公布、同年 10 月 3 日施行)
- ・ 『「輸出物品稅額還付(免稅)の若干問題の規定」の公布に関する通知』
(財政部 國家稅務總局 財稅字[1995]第 92 号 1995 年 11 月 23 日公布・施行)

第4章 貿易（加工貿易含む）

第4章 貿易

Q4-1. 輸出入の速報数値の検索

問： 中国の輸出入の速報数値を定期的に入手したいと思います。

税関総署の HP には、重点商品の当月、累計、前年度比の数値が掲載されておりますが、もう少し詳しい商品の速報値が知りたいのですが、適当なデータベース等はあるでしょうか。

答： 通関に関するデータを取り纏めているのは税関であることを考えれば、スピード、内容の信頼性の観点から、中国税関総署の HP に掲載されるデータ（ご覧になられたものだけでなく他のものも含めて）が適当だと思います。

以下のような HP に掲載されているデータがお役に立つかもしれません。

海関綜合消息網 HP：国別、都市別、業種別などのデータをみることができます。

<http://www.haiguan.info/OnLineData/OnLineData.aspx>

第4章 貿易

Q4-2. 中国への自社用中古設備の輸出について

問： 日本の本社から中国にある子会社へ自社の中古設備を輸出する時に、日本国内に中国側の輸入審査・許可出先機構があると聞いておりますが、詳細を教えてください。

答： 中古設備にかかる中国側の輸入審査・許可出先機構は、日本国内にはないようです。中国への輸入審査は、中国で事前に行う必要があります。

日本には、中国検験認証集団有限公司の日本子会社である CCIC・JAPAN 株式会社（大阪：06-6241-5871、<http://www.ccicjapan.com/>）があります。

但し同社は、中国国家質量監督検験検疫総局（AQSIQ、中古機械・電気設備等の中国への輸入審査を行う政府部門）の指定を受け、AQSIQ・検験検疫局（CIQ）の依頼に基づき、中国向け中古機械・電気設備等の日本での船積前検査を行う機関です。上記の同社 HP には、手続きに関する説明や Q&A 等も掲載されておりますのでご参照下さい。

この他に船積前検査を行っているものとしては、日中商品検査株式会社（東京：03-3663-4101、<http://www.spvjic.com/pc/index.html>）もあります。

前述の CCIC・JAPAN(株)によれば、「輸入審査後に政府部門から、上記 2 社のいずれで船積前検査を行うかを指示される」とのことです。

尚、中国への中古設備輸入の手順の概略は次のようになります。

- (1) 中国にて、荷受人（輸入者）が、中国国家質量監督検験検疫総局（AQSIQ）または荷受人所在地の検験検疫局（CIQ）に輸入届出の審査を申請する。
- (2) 検験部門（AQSIQ/CIQ）が、船積前検査の要否を確定・通知する。
- (3) 輸入許可証等の「輸入証明文書」の必要なものについては、輸入者が、その取得を商務部門に申請する。
- (4) 日本にて、CCIC・JAPAN(株)等が、船積前検査を行う。
- (5) 到着港にて、港の検査検疫機構が、輸入検査を行う。（「輸入証明文書」提出）
- (6) 通関
- (7) 使用地にて、同地の検査検疫機構が、着荷検査を行う。

第4章 貿易

Q4-3. 増値税伝票と輸出 invoice との関係

問： 中国傘型（統括）会社が中国内の生産法人から商品を仕入れ、海外へ輸出販売する際、仕入れ増値税伝票と輸出 invoice とが関係が「1対1」でなければならないという税務当局の見解があったとの情報を入手しました。

しかしながら現実的に考えると、輸出販売の場合、中国内での購入時とは数量・価格（利益が乗る）なども異なり、こういった物の流し方は対応困難だと思います。

【質問】

①上記のように仕入れ増値税伝票と「輸出 invoice」の明細とが「1対1」の関係でなければならないというのは、規定として一般的に運用されているルールですか。

②上記規定があるとしたら、それは輸出増値税還付との絡みでしょうか。

答： 最初に、仕入増値税伝票と「輸出 invoice」の明細とが「1対1」である必要はありません。今回の税務当局からの見解は、非生産性企業の輸出増値税還付方法の1つであり、「単票対応法」に則ったものと思われます。また「単票対応法」は輸出増値税還付の方法としては一般的な運用ルールです。例えば、江西省では、『江西省国家税務局輸出貨物税還付（免除）工作規定』の中で「単票対応法」に従わなければならないと定めているようです。

「単票対応法」では原則的に、1回の申告で同一関連番号、同一商品コードであれば、仕入と輸出が一致することが求められますが、実務上ではこうしたケースばかりではありません。そうしたことから江西省国家税務総局の HP(*)に掲載されている資料（中国語）に基づき、「単票対応法」について簡単にご説明致します。

(*) <http://www.jx-n-tax.gov.cn/portal/site/site/portal/jx/index.jsp>（中国語）

「単票対応法」とは、各輸出申告書に付与された同一関連番号における輸出数量、金額を商品コードに基づき、加重平均単価を算出し、各輸出に占める数量に合理的に振り分けて、還付税額を計算する方法です。この計算式は次のようになります。

還付税額＝関連番号内の有効輸出数量×関連番号内の加重平均単価×還付税率

尚、有効輸出数量とは関連番号内の仕入数量と輸出量のうち最も少ないものを指し、加重平均単価は、関連番号内の当該商品の仕入金額÷仕入数量で算出します。

実務において仕入と輸出が一致しないケースでは、以下の対応となります。

①仕入数量>輸出数量の場合：

主管税務当局にて「輸出税還付仕入分割申告書類（原文：出口退税進貨分批申報単）」発行の申請を行い、税還付を分割申告することになります。これにより、還付し切れなかった分は次回の税還付時に還付を受けられるようになります。

②仕入数量<輸出数量の場合：

全ての仕入証憑を収集した後、改めて税還付の申告を行うことになります。もし未入手の仕入証憑がある状態で、税還付の申告を行った場合は、仕入数量を上回った輸出部分について税還付は受けられないようですので、注意が必要です。

輸出税還付に関連する資料としては、当機構会員ネットのデータライブラリーの法令政策解説内に輸出増値税還付申告手続きに関する説明が、生産企業の場合、貿易企業の場合について、それぞれ掲載されております。そちらも併せてご覧下さい。

第5章 外貨・資金管理

第5章 外貨・資金管理

Q5-1. 親子ローンについて

問：親子ローンについて、以下3点ご教授願います。

1. 親子ローンは投注差の枠内だが、返済しても枠は元に戻らないと聞いたことがあります。本当でしょうか？
2. その場合、親子ローンの借入と返済を繰り返すと枠がどんどん減っていくのか、新規の銀行借入ではなく同じ親子ローンの場合、最初の親子ローンの範囲内であれば、枠は減っていかないのでしょうか。
3. 返済後の2度目の親子ローンの手続は、初回と全く同じ資料・手続期間がかかりますか？

答：親子ローンに限らず、借入は短期と長期に大別できると思います。その線引きは、契約期間が1年を超えるか超えないかというところにあります。

ご質問の1及び2に関しては、基本的に1年を超える借入は固定資産投資とみなされ、返済しても投注差の枠は戻りません。逆に、1年以内の短期であれば運転資金ということで枠は戻り、銀行借入か親子ローンかは問題にはされません。

ただ某地域において、1年以内の短期借入で、1年ずつ借入をずっと継続しているケースが、実質長期借入とみなされてしまい、投注差の枠を消化してしまうケースが実例としてありましたので、ご注意ください。

3のご質問につきましては、認可の関係で初回と同じ資料及び手続期間を要します。

第5章 外貨・資金管理

Q5-2. 駐在員給与の現法負担

問： 駐在員給与の現法負担分については、日本本社から現法に対して請求書を発行すれば、日本への送金が可能と御機構の中国ビジネス相談室で知りました。

今般、当社は以下の方法をとろうと考えています。

- ① 駐在員に対する現法と日本本社の給与負担割合を 3：7 とする。
- ② 現法は日本本社からの請求に基づき本社に負担分を送金する。
- ③ 日本本社が駐在員に対して日本の口座に給与を振り込む。

その際、各々の負担分に対する税金を中国で納税することになりますが、日本本社負担分の税金は現法から逆に請求することになるとは思いますが、日本からの送金は可能ですか？

尚、駐在員の税金は会社負担を前提にしています。また、上記が煩雑であれば、うまく処理できる方法はありませんか。

答： 1. 日本本社負担分の税金を中国現法が一旦立て替えて、日本から中国現法に送金してもらうことはできません。中国現法が外国企業のためにこのような立替を行うことは、「さや取り外貨取引」にあたり、『外国為替管理条例（2008年改正）』^(*) 第40条に違反します。この点については、税金の立替であっても同様の扱いであることは、国家外為管理局のHP上での掲載内容^(**)からも確認できます。

(※注) 国家外貨管理局の関連掲載の URL

http://www.safe.gov.cn/model_safe/zxwd/zxwd_detail.jsp?ID=14000000000000000000.3

2. また中国の現地法人は、給与所得の送金について納税証明が必要であり、個人所得税の納付以前に、中国現法負担分の給与を日本に送金することは不可能です。よって中国現法が負担する給与から上述のとおり源泉徴収されるべき個人所得税額の全てを控除した後の金額を日本に送金することになります。つまりご質問にあるようなスキームを成立させることは難しいと思われます。

3. ご質問を拝見したところ、個人所得税を日本本社と中国現法がそれぞれ 7：3 の給与負担割合に基づいて個別で納税するようにも見受けられますが、仮のそうだとすると誤解があるように思われます。

『中華人民共和国個人所得税法（2008年改正）』^(**) 第8条によれば、ご質問のケースでは、個人所得税の納税義務者は企業ではなく駐在員であり、中国現法が源泉徴収義務者です。つまり日本本社（勿論、中国現法も）は、駐在員の個人所得税を負担し

たにすぎませんし、源泉徴収は日本本社負担分給与についても、中国現法が一括して行うこととなります。

4. 上述 2 について補足しますと、日本で本社負担分と現法負担分の両方を日本の駐在員の口座に支払うということも無理があると思います。このように申し上げる背景の 1 つとして、本件では、中国側の負担割合である 3 割の給与額が源泉徴収される個人所得税額を賄いきれない可能性が挙げられます。

5. こうした点をご考慮いただいた上、具体的な条件に沿った形で専門家にご相談され、スキームの見直しをなされることをお勧めします。

例えば、駐在員本人が企業による源泉徴収によらずに、自ら税務処理をすることにして、駐在員に対して税引前給与を本社、現法がそれぞれ支払うという方法、あるいは現法が個人所得税を全額負担するといった方法も考えられると思います。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国外国為替管理条例 (2008 年改正)』

(国务院令 532 号 2008 年 8 月 5 日公布・施行)

(*2) 『中華人民共和国個人所得税法 (2008 年改正)』

(主席令第 85 号 2007 年 12 月 29 日公布、2008 年 3 月 1 日施行)

第5章 外貨・資金管理

Q5-3. 越境貿易人民元決済試点貿易弁法

問：『越境貿易人民元決済試点管理弁法』について、境外地域には日本が含まれていないようですが、香港を通じて、この管理弁法を利用する事例の情報がありましたら、紹介願います。

答：1. ご質問の管理弁法の利用実態について有識者に確認しました。それによると、施行当初は一部で利用されていたようですが、初日以降全く使われていない感じとのことです。そのため残念ながら、事例のご紹介はできません。

2. 人民元決済ができるといっても、以下のような事情から現在の制度の下では、企業にとって人民元決済の必要性は感じられにくいようです。

- ① 貿易取引に限定される。
- ② 管理は外貨決済と同様に厳しい
- ③ 中国政府当局に選ばれた特定企業が試行措置の適用を受けている。
- ④ 一方、中国企業にとっては、為替リスクをヘッジする効果がある反面、相手企業（外国企業）から見れば、為替リスクを負うことになる。

先ほどの有識者も、もう少し適用範囲の拡大などがなされないと、意義を見出しにくいかもしれないとコメントされています。

3. 『越境貿易人民元決済試点管理弁法』に関しては、中国人民銀行がそのポイントをQ&A形式でHPに掲載しています。また当機構HP（会員ネット）で同弁法の和訳を提供していますのでご覧ください。

和訳：会員ネット→データライブラリー→資料類→法令政策解説

→人民銀行の『越境貿易人民元決済試点管理弁法』Q&A

原文（中国語）：http://www.gov.cn/gzdt/2009-07/02/content_1355472.htm

第5章 外貨・資金管理

Q5-4. 香港の会社への手数料支払について

問： 以下に挙げる二つのケースに関してご質問します。

1. 香港 B社へは手数料を支払うことは可能か？
2. 支払い可能な場合、手数料の名目はどのようなになるのか？
3. 送金の際の源泉徴収等の手続きは必要か？
4. その他、この取引における注意点は何か？

(ケース 1)

中国 A社 → 当社 → 中国 C社 → 日本 D社

- ① 当社は新規製品を中国 A社から仕入、中国 C社へ納入。
- ② 香港 B社は中国で材料を探して、日本 D社へ商品を企画・提案し、中国 C社の組立生産を監督する立場。
- ③ 香港 B社は中国 A社が生産する新規商品の導入を日本 D社に働きかけ、採用が決定。
- ④ 香港 B社は日本 D社と共に、新規製品の SEK (制菌加工) 認可を得るべく日本で活動。
- ⑤ ①の取引を開始するにあたり、香港 B社から手数料を要求された。

(ケース 2)

日本 E社

↑

中国 A社 → 当社 → 中国 C社 → 日本 D社

↓

香港 B社

- ① 元々は香港 B社より当社がオーダーを受け、中国 A社に製品を製造発注し、中国 C社へ納品。この製品は中国 C社製品の付属品として日本 D社へ輸出。
(製品の流れは上図の通りだが、会計上当社は中国 A社より仕入れ、香港 B社へ売上。香港 B社は日本 D社へ売上)
- ② 中国 C社が同製品を日本 E社に紹介した結果、採用の意思があることを香港 B社が当社にもたらし、香港 B社は日本 E社に口座がないため、当社は中国 C社へ販売することとした。香港 B社が商流から外れるので、当社は香港 B社から手数料を要求された。
- ③ 今後上記①の取引も上記②と同様の商流となるので、香港 B社から手数料を要求された。

答： 結論から申し上げますと、今回の 2 つのケースにおいて、手数料を名目とした外貨送金は難しいです。

中国からのコミッション送金（商品取扱額に応じて何%という形で支払われる方法）は、「経常取引」に属し、原則として制限を受けませんが、外国為替指定銀行による輸出契約書やコミッション契約書等の関係書類の確認が送金を実行する前提となっています（『人民元転、外貨転、外貨支払管理規定』^{(*)1}）。

今回のケースではいずれも、C社が実際の輸出を行っている一方、御社については中国国内向けに販売を行っているに過ぎません。すなわち C社であればコミッションを B社に支払うことも可能ですが、御社が自ら B社へ送金することは不可となります。

また、ロイヤリティを名目とした送金についても、今回のケースでは、御社が実際に技術供与を行っていないため、難しいように思われます。

どうしても送金を行いたい場合は、コンサルティング費用という形で定額での支払しか方法がないと思います。香港へ実際に送金する際、源泉徴収税率は、企業所得税 7%^{(*)2}（日本向けだと 10%^{(*)3}）と営業税 5%^{(*)4} の合計 12%となることをご留意下さい。

【根拠法規】

(*1) 『人民元転、外貨転、外貨支払管理規定』第 13 条

（銀発[1996]210号 中国人民銀行 1996年6月20日公布 1996年7月1日施行）

(*2) 『所得に対する二重課税の回避及び脱税の防止のための大陸と香港特別行政区との間の協定』第 12 条

（国税函[2006]884号 国家税務総局・香港特別行政区 2006年9月27日調印）

(*3) 『中華人民共和国企業所得税法实施条例』第 91 条

（国务院令 第 512 号 2007年12月6日公布 2008年1月1日施行）

『日中租税協定』第 12 条 1983年9月6日調印 1984年6月26日発効

(*4) 『中華人民共和国営業税暫定条例』（2008年改正） 附属資料

（国务院令 第 540 号 2008年11月10日改正公布 2009年1月1日施行）

第5章 外貨・資金管理

Q5-5. 中国への支払条件の変更について

問：中国メーカーから自動車部品を輸入しています。当方からの支払条件を電信送金から荷為替手形(L/Cでなく、D/Aを希望)に変更したいのですが、中国との取引において、D/A決済は可能なのでしょうか。

答：制度的には、電信送金からD/A^(*注)への変更は問題ないと思います。

但し、実務的にはD/Aに変更することで発生する代金回収リスクは中国メーカーが負うことになるため、先方がそのリスクを受け入れられるかがポイントとなります。

この中国メーカーが、御社の中国法人もしくは合弁会社であれば、問題ないと思いますが、そうでない場合、D/A決済においては、支払側(この場合だと御社)の信用が重要になります。

中国側の銀行にとっては、日本の会社に対してのD/A決済は受けたくないのではないかと思います。ただ、その場合、中国側での仕向け銀行を、御社が日本でお付き合いのある日本の銀行系にすれば、受けてもらえるかもしれませんので、銀行にご確認下さい。

(*注) D/A: Documents Against Acceptance 荷為替手形を利用した貿易決済方法の一つ。信用状(L/C)なしの荷為替手形で、輸入者(買主)が銀行に対して期限付き荷為替手形の支払いを引き受けることを条件に、船積書類が銀行から輸入者(買主)に引き渡され貨物を受け取ることができる。

第5章 外貨・資金管理

Q5-6. 外貨入金の仕組みと外貨核銷単について

問： 中国における外貨入金の仕組みについて教えてください。

一般的に、中国から外国に向けて輸出を行う場合、輸出通関に際して、「外貨核銷単」を通関書類の一部として添付し税関印を貰い、返却されます。その後、一定期間で外貨管理局に核銷単を提出し、後日、海外から入金があった際、この核銷単の番号や金額を照合し合致していれば、外貨入金処理を行うことができるという非常に重要な役割を持つ貿易書類の1つという認識でおります。

上記のようなことはある程度知っておりますが、そうした事情も踏まえて、以下2点をご教示願えませんでしょうか。

(1) 外貨核銷単がなくても、中国企業がサンプルとして輸出した場合など少額での外貨入金処理や、その他いくつかの例外は核銷単がなくても外貨管理局で入金処理が認められていると聞いたことがあります。具体的にはこの他にどのようなケースが実運用されているのでしょうか。また、外貨核銷単自体に金額制限はあるのでしょうか。

(2) 物流園區などを活用した場合の外貨入金処理に関しての質問です。

通常、中国国内のベンダー企業は入区の際に入区通関を行い、完了後、増値税還付用書類を入手できます。後日、商品代金の決済は物流園區の企業からではなく、直接海外企業から中国側のベンダーに対して行われるケースも多くあるかと思えます。この際(入区通関)の外貨核銷単の扱いは、実際にはどのようなになっているのでしょうか。

また、中国側ベンダーが入金を受ける際に一般的に必要な書類は何ですか。

答： (1) 輸出代金回収照合の必要がない輸出

税関総署が2001年7月に公布・施行した『輸出入貨物の監督管理方式にしたがい輸出代金回収照合書を分類使用することに関する通知』(*1)により、輸出代金回収照合の必要がない輸出全62項目について定められています。

その中には、加工貿易用の設備を国外に返却する場合、展示品の輸出などが含まれています。お問い合わせの内容は、本通知をご覧いただければよいかと思えます。

以下、中文ですが、参考になさってください。

<http://fi.safe.gov.cn/110000/110000c0263031.html>

また銀行では、「輸出代金回収照合専用通知書」の企業への交付等の業務を行っており、詳しい仕組みをご存知かと思えますので、詳細を聞いてみられることをおすすめします。

(2) 物流園区等への入区時の核銷単について

物流園区など入区と同時に輸出と見做される保税管理区域では、区域内に貨物が搬入された時点で輸出貨物と見做され、区域外企業（本件の場合は中国国内のベンダー）の提出する核銷単に管轄税関の核銷の印が押されます。

その後、中国側のベンダーが外貨入金を受けるに際し、外貨管理局に提出する書類は、通常の輸出時のものと変わらず、以下の書類になります。

○輸出代金の回収照合報告に必要な書類

- ・「核銷単（照合書）」（外貨管理局が交付）
- ・「通関済輸出申告書」（企業の申告に基づき税関が確認）
- ・「輸出代金回収照合専用通知書」（銀行が発行）

また、『輸出代金回収照合管理規則の実施細則』（*2）の附則にて核銷単の様式を確認した限りでは、核銷単には輸出者の記載はあるものの、荷受人や支払人について記載する項目はないため、今回のように荷受人（物流園区内の企業）と入金者（海外企業）が異なる場合も特に影響はないと思われます。

尚、保税区内の物流商社等を商流に介在させ、商品は一旦保税区を経由するものの、輸出代金は海外企業から保税区域外の中国側企業に直接送金する場合は、保税区域外の中国側企業と海外企業との間で売買契約を結び、その契約の中で物流商社等は中国側企業から輸出コミッションを受領する形式にしておくことで可能となります。

【根拠法規】

(*1) 『輸出入貨物の監督管理方式にしたがい輸出代金回収照合書を分類使用することに関する通知』

（国家外貨管理局 税関総署[2001]120号 2001年7月3日公布・施行）

(*2) 『輸出代金回収照合管理規則の実施細則』

（国家外貨管理局 匯发[2003]第107号 2003年9月8日公布、同年10月1日施行）

第6章 会計・税務

第6章 会計・税務

Q6-1. 兼務者に対する個人所得税

問： 1. 中国個人所得税法実施条例 6 条に「1 年以上 5 年以内の居住者（非永住者）に対し、税務局の承認を得れば、国内源泉所得と国外源泉所得のうち、中国国内企業などから得た所得だけを課税対象にすることができる」との条文がありますが、どのような場合承認されるのでしょうか？

2. （質問 1 の回答を受けての追加質問）

日本本社の役員が中国の現法でも兼務している場合、「会計事務所では役員報酬は中国での勤務に対する給与ではない旨の説明書をつけて対応している」とのことで、役員報酬部分の中国での個人所得税は課税されていないと理解しますが、現法設立当初から副総経理の任についていた者が、日本本社で役員に昇格した場合、その後短期間で再び現法に戻り、総経理の任につく場合など、ほとんど本社での業務実態がないケースでも、役員報酬は中国での勤務に対する給与ではない旨の説明文を付ければ大丈夫なのでしょうか。

一部では役員報酬についても中国税法が適用される可能性があると言われていますが。その様な事例はありますか？

答：（質問 1 について）

本件につきましては、海外企業より支払われる海外での業務に対する報酬と証明できれば国外源泉所得と認められ、承認されるようです。

例えば、日本の企業で役員などを兼務されている方が中国に駐在しており、中国での勤務に対する給与と別に日本から役員報酬などが支払われている場合のように切り分けが可能なケースがあてはまります。このほか、日本からの駐在員の日本における株投資による所得、日本における贈与所得なども国外源泉所得と認められます。

ある会計事務所では役員報酬は中国での勤務に対する給与ではない旨の説明書をつけて対応しているとのことでした。

（質問 2 について）

1. 役員報酬の扱いについての考え方

はじめに、貴社のケースにおける役員報酬が中国にあって個人所得税の対象となるのか否かということですが、これについては、(1)法規の解釈、及び(2)実務上の運用、の 2 つの側面から、基本的な考え方を報告したいと存じます。

(1) 法規・条約の解釈から

有識者によれば、本件については、まず以下『個人所得税法実施条例』^(*) 第 6 条を踏まえておく必要があるとのこと。

『個人所得税法実施条例』 第 6 条

中国国内に住所を有さないが 1 年以上 5 年以下居住する個人で、その中国国外を源泉とする所得については、主管税務機関の認可を経て、中国国内の会社や企業およびその他の経済組織あるいは個人が支払う部分についてのみ、個人所得税を納付することができる。

5 年を超えて居住する個人は、6 年目からはその中国国外を源泉とする全ての所得について、個人所得税を納付しなければならない。

若干具体的な説明を補足させていただきますと、まず上記の『個人所得税法実施条例』第 6 条には、「中国国内に住所を有さないが 1 年以上 5 年以下居住する個人で、その中国国外を源泉とする所得について」という前提条件が記載されておりますが、これはあくまで必要条件であり、加えて、絶対条件として主管税務機関の認可を経ることが必要とされています。

(2) 実務上の運用から

それでは、役員報酬は実務上どのように扱われているのかということですが、上記の『個人所得税法実施条例』第 6 条にあるように、そもそも役員報酬を得る個人が「中国国内に住所を有さないが 1 年以上 5 年以下居住する個人」に該当することはもちろん、主管税務機関によって当該役員報酬の源泉が中国国外にあると判断されることが必要となります。

これについては、中国にいる個人が外国法人の役員として受け取る役員報酬は中国国外に源泉があるものと判断されるのが一般的であり、従って、「中国国内に住所を有さないが 1 年以上 5 年以下居住する個人」の当該所得については、基本的には中国での個人所得税の納税義務はないものと判断されているようです。

ただし、外国法人の役員となっている個人が、中国現地法人の職務を兼務し実質的に現地法人の生産経営活動に従事しているが、現地法人の職員としての給与所得がない場合、或いは当該所得が不適當に低い場合では、税務局は類似業種・地区の相場を基にその役員報酬の一部を現地法人職員としての給与とみなして課税する可能性があるということ。

2. “役員報酬”という名目で説明をしても個人所得税の対象外と扱われなかった実例

前出の有識者によりますと、既に述べた通り役員報酬をどのように取扱うかについては主管税務機関の判断、裁量に関わるもので、前述のような、兼務する現地法人の職員としての給与所得がない、或いは不当に低いといった場合には課税されるケースもあるようです。

ただし、当該有識者がサンプルとして確認をして下さった一部の地域（大連）においては、実態として役員報酬名目の個人所得が個人所得税の課税対象とされた実績には行き当たらなかったということです。

【根拠法規】

(*1) 『個人所得税法实施条例』

(1994年1月28日中華人民共和国国务院令第142号公布 2005年12月19日《国务院の〈中華人民共和国個人所得税法实施条例〉改正に関する決定》により第1回改正 2008年2月18日《国务院の〈中華人民共和国個人所得税法实施条例〉改正に関する決定》第2回改正 同日公布 2008年3月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-2. 日本居住者董事の個人所得税

問： 1. 当社の社員である日本居住者が、当社の中国現地法人の董事となっています。
中国の現地法人から支払われる董事報酬は個人所得税の納税対象となりますか。
2. 日本居住者董事に対し、日本法人から支払われる給与および賞与は、中国での個人所得税の課税対象外と理解してよいでしょうか。

答： 1. 日本居住者董事の董事報酬に対する個人所得税について

董事報酬は日中租税条約上の役員報酬に該当します。役員報酬に関しては、その人が役員を務める企業の所在地の税務機関に一義的な課税権が与えられています。董事報酬は中国現地法人が負担することから、課税権は中国に与えられ、中国の個人所得税の課税対象となります。

これは、役員報酬が「経営」という特殊な役務の対価として支払われるもので、その所得の源泉が役務提供地とは必ずしも一致しない（その場にいなくても役務提供ができる）事を勘案し、賃金・給与のように 183 日ルールを適用するのではなく、企業の所在地をベースに所得の源泉地を判定する事としているものです。

従って、この考え方に基づけば、中国の会社の董事に任命されている日本居住者は、たとえ、1日も中国に滞在しなくても、董事報酬を取得すれば、中国で個人所得税の納税義務が発生することになります。

【根拠法規】

- ・「日中租税条約」（1983年9月6日調印、1984年6月26日発効）
 - ・「中華人民共和国個人所得税法」（2007年改正）
（主席令第85号 2007年12月29日公布、2008年3月1日施行）
 - ・「国务院の『中華人民共和国個人所得税法实施条例』改正に関する決定」
（国务院令第519号 2008年2月28日公布、2008年3月1日施行）
 - ・「中国国内に住所のない個人が稼得する給与所得の納税義務に関する通知」
（国家税務総局国税発[1994]148号 1994年6月30日公布、同年7月1日施行）
 - ・「中国国内に住所のない個人の個人所得税計算に係る若干問題に関する通知」
（国家税務総局 国税発[1995]125号 1995年3月23日公布、同日施行）
 - ・「中国国内に住所のない個人の租税協定及び個人所得税法施行の若干問題に関する通知」
（国家税務総局国税発[2004]97号 2004年7月23日発布、同年7月1日施行）
2. 日本法人から日本居住者董事への給与に対する個人所得税について

日本法人から日本居住者董事へ支払われる給与については、『日中租税条約』^{(*)1} 及び『中国国内に住所のない個人が稼得する給与所得の納税義務に関する通知』^{(*)2} において、「中国国内にある企業」の董事である個人が国外企業から支払われる給与所得については、183 日ルールに準じて納税義務を確定すると規定されています。

すなわち、中国滞在日数が暦年で 183 日を超えず、中国国外の雇用者から給与と賞与が支払われ、かつ、その給与と賞与が中国国内の恒久的施設 (Permanent Establish ; PE) または固定施設 (中国国内の企業など) より負担されていない場合、個人所得税が免除されます。

ただし、中国滞在日数が 183 日を超えると、日本から支払われるか中国から支払われるかを問わず、中国源泉所得は中国個人所得税の課税対象となります。

なお、当該日本居住者が中国現法で董事のみを務め、かつ日本法人での勤務実態がないなどの場合は、183 日を超えただけに関わらず、前述 1 に基づき董事報酬として中国の個人所得税の課税対象となります。

【根拠法規】

(*)1 『日中租税条約』(通称) (1983 年 9 月 6 日調印、1984 年 6 月 26 日発効)

(*)2 『中国国内に住所のない個人が稼得する給与所得の納税義務に関する通知』

(国家税務総局国税発[1994]148 号 1994 年 6 月 30 日公布、同年 7 月 1 日施行)

(*)3 『中国国内に住所を有しない個人の個人所得税納入計算における若干の具体的問題に関する通知』(国家税務総局 国税函発[1995]125 号 1995 年 3 月 23 日公布)

(*)4 『中華人民共和国個人所得税法』(2007 年改正)

(主席令第 85 号 2007 年 12 月 29 日公布、2008 年 3 月 1 日施行)



「183 日ルール」とは

『日中租税条約』第 15 条 2 項では、中国本土内で日本の居住民が勤務する場合、暦年中の滞在期間が 183 日以下である等の条件を満たす場合、中国側はその居住民の給与収入に個人所得税を課さないことを規定しています。これを通称「183 日ルール」と呼んでいます。

『日中租税条約』

第 15 条 2 項

「(前略) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の a から c までに掲げることを条件として、その一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- a. 報酬の受領者がその年を通じて合計 183 日を越えない期間その他方の締約国内に滞在すること。
- b. 報酬がその他方の締約国の居住者でない使用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
- c. 報酬が雇用者のその他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設^(*)によって負担されるものでないこと。 」

(*) 恒久的施設 : Permanent Establishment (略称 P.E.)

但し、出張先が P.E.として認定されると、たとえ滞在日数が 183 日以下の者であっても、中国で給与全額を対象に日割り課税されるため (賞与も月割り課税されま
す)、注意が必要です。

第6章 会計・税務

Q6-3. 駐在員の個人所得税

問： 大連の現法が日本本社からの駐在員の個人所得税について負担し、納税していたところ、税務当局から、「企業が負担し納税している個人所得税については、その金額が企業の所得となり当該分の企業所得税の支払いが必要である」と言われました。

他社にも聞いてみましたが、当該分を企業の所得とみなして企業所得税を納税しているケースはありませんでした。また、それ以後税務当局は何も言ってこないのに、払わずに済ませておりますが、本件についての正しい処置を教えてください。

答： 本件については、有識者のアドバイスも踏まえて、以下 2 つのケースに分類し、お答えします。

1. 企業が個人所得税を単純に支払給与から源泉徴収し、代理納付している場合

この場合、現地法人が賃金給与から源泉徴収した個人所得税に対して、更に企業所得税が課税されるということはありません。企業は単に源泉徴収義務者として個人所得税の代理徴収代理納付を行っているだけだからです。

なお、個人所得税の源泉徴収に関しては、『個人所得税法』^{(*)1} 第 8 条に、「個人所得税は、所得者を納税義務者とし、所得を支払う単位或いは個人を源泉徴収義務者とする」と規定されています。

また『租税徴収管理法』^{(*)2} 第 30 条には、「源泉徴収義務者は、法律及び行政規定の規定により税金の代理徴収代理納付の義務を履行する（以下省略）」と規定されています。

2. 企業が個人所得税を負担し納税している場合

従業員の給与手取りを確保するため、個人所得税の納付時、企業負担方式を使って、個人所得税を計算するケースがよくあります。この場合、企業が負担した税額は、企業として「損金扱いに出来るもの」かどうかが問題となります。

企業が従業員のため負担した個人所得税の損金算入について、従前は内資企業と外資企業の取り扱いが異なったようで、内資企業の場合、損金算入不可とされていました。

外資企業の場合、会社が駐在員に対してその個人所得税を負担するケースが散見され、地域により手続きは同じではありませんが、企業が賃金総額の税務届出において、従業員（駐在員）の個人所得税も負担するというものであれば、損金算入を認められるようになっていました。

しかし、『企業所得税法』^(*)3) (以下「新法」と表記) 公表後、内資と外資が統合され、損金不算入の税金について企業所得税税額のみを列挙し(10条)、またその8条では「企業に実際に発生した収入の取得に関連する、原価、費用、税金、損失およびその他の支出を含む合理的な支出は、課税所得額を計算する際に控除することを認める」としています。

従って、新法では企業が駐在員のため負担したものが合理性があるか否かの判断になると思います。

また、地域や税務署による違いの有無について、今回アドバイスを頂きました有識者の方から、損金算入については本来地域性によって解釈が異なることはないはずですが、担当者の新税法に対する理解によって、異なる取り扱いが出てくるかもしれません、との意見を頂いております。

【根拠法規】

(*1) 『個人所得税法 (2008年改正)』

(主席令第85号により改正 2007年12月29日公布 2008年3月1日施行)

(*2) 『租税徴収管理法』

(主席令第49号により改正 2001年4月28日公布 同年5月1日施行)

(*3) 『企業所得税法』 (主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-4. 非居住者に対する個人所得税

問： 中国に赴任する人の居住者認定は理解しています。中国への赴任者が日本に帰国し、その後中国に出張する場合、居住者認定されて個人所得税が課税されるのかどうか下記の2ケースについて教えてください。

- 1) 3カ月間まで中国居住者（即ち、90日は中国居住者）で個人所得税も支払っていて、日本に帰国後、出張で中国に滞在する場合、居住者期間も含め合計で182日/年以下なら出張者は課税されないのか？即ち、中国出張期間合計は92日以下の場合。
- 2) 9カ月間まで中国居住者（即ち270日は中国居住者）で個人所得税も支払っていて、その後出張で中国に滞在する場合、既に居住者期間が183日/年を超えているので出張期間中でも課税対象とされるのか

答： まず、中国の個人所得税については以下の前提があることを改めてご確認下さい。

- 中国国内に住所を有さず且つ中国国内に居住しない、或いは中国国内に住所を有さず1納税年度（暦年、即ち1/1～12/31）において365日未満の居住しかない*場合、原則として中国国内源泉所得は課税、中国国外源泉所得は非課税。
（*） 暫時出国（30日/回を超えない、複数回の累計が90日を超えない出国）の期間は控除しない。
- 1納税年度中、満365日居住する者は、原則として中国国内外源泉所得ともに課税対象。

また、中国国内源泉所得というのは、給与の支払地に関わらず役務の提供地によるもので、中国国内で役務を提供したことに対する給与などの報酬は中国国内源泉所得と判定されます。

その上で、上記1)、2)のお問合せについて報告すれば、以下の通りとなります。尚、上記2)は、赴任期間+出張日数で365日（暫時出国の期間を控除しないことに留意）に満たないという前提とします。

- 1) 1納税年度中、中国における滞在日数（赴任中期間+帰国後の出張日数）が暦年（1/1～12/31）で累計183日を超えない場合

本来、当納税年度においては“原則として中国国内源泉所得は課税、中国国外源泉所得は非課税”となるところ、いわゆる『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』（*1 以下

『日中租税条約』の適用により、以下の条件を同時に満たすことで課税対象である中国国内源泉所得についても非課税となります。

- ① 当該納税年度（1/1～12/31）を通じて、中国滞在日数(移動日も含む)が 183 日を超えない。
- ② 給与などの報酬は中国の居住者でない雇用者またはこれにかわるものから支払われるものである。
- ③ 給与などの報酬が雇用者の中国国内に有する恒久的施設または固定的施設によって負担されるものではない。

- 2) 1 納税年度中、赴任期間+出張日数で 365 日（暫時出国の期間を控除しないことに留意）に満たない場合。

当該個人は本国会社に帰任したということですので、“中国内に住所を有さず 1 納税年度(1/1～12/31)において 365 日未満の居住しかない者”に該当するものと思われま

す。その上で、前述の『日中租税条約』に定める条件を満たさないこととなりますので、当該年度は、本来通り、“原則として中国国内源泉所得は課税、中国国外源泉所得は非課税”となります。

【根拠法規】

(*1)『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』（1983 年 9 月 6 日調印 1984 年 6 月 26 日発効）

第6章 会計・税務

Q6-5. 非居住民企業間の持分譲渡

問： 日本企業が所有する中国子会社の株式（持分）を外国企業（例えば、香港企業）に譲渡することにより譲渡益が発生した場合、中国源泉の所得であるため、当該日本企業は、当該中国子会社の所在地にて企業所得税の申告納付をしなければならないと理解しています。

また、2009年1月1日公布の『非居住民企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』で、このようなケースの場合は、「当該中国子会社は、当該日本企業から税金を徴収するのに協力しなければならない」と定められています。

ここで質問なのですが、当該日本企業が人民元を所有していない場合は、当該中国子会社に立替払いをするように求められるのでしょうか？この場合、「外国企業のための人民元費用の立替払をしてはいけない」という旧外貨管理条例の規定（まだ、実際に運用されていると認識しています）の例外扱いとして、外貨管理局での元転の許可が下りるのでしょうか？それとも、外国企業が、US\$等の外貨で、直接納付できるようになったのでしょうか？

2004年に弊社で同様のケースが発生した時にも、税務局等に納付方法をいろいろと問い合わせましたが、結局分からなかったため、駐在員事務所の現金から納付しました。

正直なところ当時は、外国企業は納付する意思があっても駐在員事務所が無ければ、実務的に、中国の外貨管理制度等の制約により納付ができないという状態でしたが、新たにこのような非居住者に関する徴税の通知が出るところを見ると、何らかの形でそのような問題は解決されたと考えて良いのでしょうか？

答： ご質問は『非居住民企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』^(*) 第15条に関するものですが、次の2点に分けて回答させていただきます。

1. 非居住民企業間の財産譲渡（持分譲渡）による利益に対する企業所得税について、どのように納税を行うのか？

(1) 先ず一点整理させていただきたいのは、ご質問のようなケースについて『非居住民企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』第15条第2項において非居住民企業は、「自ら或いは代理人に委託して」納税するように求めています。したがって、外国企業

がかかる所得税を直接納付することも可能です。

- (2) 中国国内の企業に委託した場合の具体的なオペレーションについては、『非居民企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』、他法令、また最近国家税務総局の HP に掲載されている「非居民企業所得税関連 Q&A」^(*)2) においても、特に具体的な定めや説明がなされていません。

中国にも事務所を置く会計事務所の話では、施行後に外国の企業間で中国法人（子会社）の持分譲渡を行うという案件を扱われたことはなく、また実例についても把握できていない状況にあるため、実務を具体的にどのように扱うべきか、今後の当局の対応を待つ必要性があるとのことでした。

- (3) 当該会計士事務所にも確認しましたが、自己申告をしない場合については、おそらく次のような扱いが考えられるのではないかとのことでした。

- ① 納税すべき非居民企業（本ケースでは譲渡側）は中国国内の企業に代理納税を委託する。
- ② 非居民企業が代理納税を委託した企業に、納税額相当の外貨を送金し、代理納税を委託された中国国内企業はこれを人民元転し納税を行う。
- ③ 納税完了後の余剰金に関しては（外貨に換金し）、非居民企業に送り戻す。

- (4) なお従来は、海外同士の譲渡取引では譲渡益が発生した側が自ら申告納税を行っていましたので、立替の必要はなかったようです。

自ら申告納税をする場合の具体的な方法については、国家税務総局は 2009 年 6 月 9 日付で同様な質疑応答をネットに掲載^(*)3) されているように各現地税務局に相談するよう求めています。

2. 代理納税における立替払いは、外為管理条例（2008 年改正）第 40 条でいう不正取引にあたるか否か？

有識者に確認しましたところ、理論上、外為管理条例（2008 年改正）第 40 条では不正取引の具体的な例示はなされていないものの、人民元で立替払いし、外貨で受け取る行為は改正前同様、外貨不正取引に該当します。しかしながら所得税の納税にかかわるもので、違法性が軽減されると考えられるとのことでした。

特に「非居民企業所得税源泉徴収管理暫定弁法」第 15 条では、当該中国子会社は当該非居民企業（本ケースであれば日本企業）から税金を徴収するのに協力しなければならないと定められていますので、税金の立替納付も協力の手段として解釈できるのではないかとのことです。

【根拠法規等】

(*1) 『非居民企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』

(国税発[2009]3号 2009年1月9日 2009年1月1日)

(*2) 当該 Q&A は次の URL でご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137681/n9173511/index.html>

(*3) ネット掲載

<http://www.scdz-l-tax.gov.cn/jicha/ShowArticle.asp?ArticleID=12520>

第6章 会計・税務

Q6-6. 持分譲渡における企業所得税

問： 中国の A 社は、日本の B 社と米国の C 社が 50 : 50 で出資した製造会社です。3 社の協議により米国 C 社は中国 A 社の持分を日本の B 社に売却することになりました。売却価格は出資金と同額であり、この場合の企業所得税は「売却価格－出資金」=0 となることから納税は発生しません。

但し、A 社設立時の登録資本金は米ドルを用いましたが、今回の譲渡で用いた通貨は人民元であったため、税務局との間で争議が発生しています。

具体的に言うと、設立時は 250 万米ドルを全額人民元に両替し登録資本金としたものの、今回は譲渡価格を出資当時と同額の人民元で決定し、実際の支払いは日米間で米ドルを支払通貨として用いており、為替は契約日の TTM、米ドルに換算したら約 300 万米ドルになりました。

中国の税務局は、この為替変動により生じた 50 万米ドルの所得を課税対象として 10% の所得税を要求しており、米国側が拒否すると B 社が取得した A 社の税務登記を行わせないと妨害してきました。

税務局の解釈が正しいのであれば、人民元計算では売却益があり、為替により損失が出た場合はどうなるでしょうか。

答： 本ケースにおいては、当初米ドルで資本金の登録をしているので、売買時の評価も米ドルを基準に判断され、250 万米ドルの登録資本金に対して 300 万米ドルで売却された、即ち 50 万米ドルの利益が発生したという考え方をしていると思われます。

お問い合わせのケースですが、(1)米ドルで登録した場合と(2)人民元で登録した場合に分けて回答します。

(1) 米ドルで登録した場合

米ドルで登録した場合、例えば 100 万米ドルの登録資本金に対して 90 万米ドルで売却された。しかし人民元に換算した時にはレートの変更により為替差益が出たという場合を想定します。

この場合、登録したのが米ドルであって、米ドルの価格では評価損が発生しているので人民元で評価して利益が出ていても所得税はかからないと考えます。

(2) 人民元で登録した場合

次に人民元で登録した場合、例えば 100 万人民元の登録資本金に対して 120 万人民元で売却された。しかし米ドルに換算した時には為替差損が出ているという場合です。

この場合には、米ドルに換算すれば損していても、登録した通貨である人民元では利益が出ているので、利益分の 20 万元に対して所得税が発生すると考えます。

なお、本件の回答に際しては、中国に知見の深い会計事務所の確認を得ておりますが、その際に以下のようなコメントを頂きましたので紹介します。

通常登録資本を米ドルにすることは、投資者が調達通貨、為替リスクを考慮した上で行われます。外資系企業は米ドルで登記するケースが多いです。

米ドルで登記する場合、持分の中国内資企業への譲渡を除いて、通常取引価格も米ドルにより決定するのが一般的で、譲渡益の計算も米ドルの登録資本金をベースにするものです。従って、本件については①米ドルで登記されていること、②米ドルで実際の売買が行われていることを根拠に課税するという税務当局の納税要請は一理あると思えます（当該部分については、下記の【参考】をご参考ください）。

ただし、取引条件、例えば米ドルでやらなければならないことは規定上明らかになっていないので、全く抗弁できないものではありません。

米ドルで取引することを規定した法律はなく、それこそ 4 大会計事務所の資産評価を得て決定された取引であること、契約自体は人民元ベースで行われていることなどをもって主張できるかもしれません。

実際に税務局の担当者がその主張を受け入れてくれるかどうかは、人により、また交渉の仕方などにもよるところがあるかと思いますが、先に伺いました状況を考えれば、主張してみる価値はあるのではないかと思います。資産評価を担当された会計事務所にご相談されてみてはいかがでしょうか。

なお、今回の取引が新再編税制である『企業の再編業務にかかる企業所得税の処理に関する若干の問題についての通知』^(*)の下で行われるものであれば、一般税務処理を適用することと考えられ、その課税基礎の確定は公正価値により確定する必要があります。

この場合、単なる譲渡価額が出資金と同額にしたいというのではなく、資産の精査、専門家の評価をベースにするのが一般的です。

【根拠法規】

(*1) 『企業再編業務の企業所得税処理の若干問題に関する通知』

(財政部 国家税務総局 財税[2009]59号 2009年4月30日発布 2008年1月1日施行)

【参考】

2009年12月10日に公布された『非居住者企業持分譲渡所得の企業所得税に対する管理の強化に関する通知』(*2 以下『698号通知』)の第4条により、持分譲渡所得の計算において、非居住者企業が譲渡された中国居住者企業に投資した時の通貨を採用して、譲渡持分価格と譲渡持分原価を計算し、持分譲渡所得を確定することになっています。

(*2) 『非居住者企業持分譲渡所得の企業所得税に対する管理に関する通知』

(国家税務総局 国税函[2009]698号 2009年12月10日公布 2008年1月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-7. 出資持分譲渡にかかる税金

問： 日本法人 A が 100% 出資する中国子会社 B の出資持分を日本法人 C に株主資本額で売却した場合、中国では税金が掛かるのでしょうか？

かかる場合の計算式と税率、金額を下記事例で教えて頂けませんか？

(例)

資本金：10 百万 RMB、利益剰余金：50 百万 RMB (内 40 百万 RMB は 2008 年 1 月 1 日以前の繰越利益)、譲渡価格：60 百万 RMB

答： 持分譲渡という前提で、以下回答します。

(1) 企業所得税について

持分譲渡により譲渡収益(所得)が発生する場合、企業所得税を払う必要があります。課税譲渡所得については、『外商投資企業の合併、分割、持分再編、資産譲渡等の再編業務に係る企業所得税処理に関する暫定規定』^(*)により、以下のようになります。

課税譲渡所得は「出資持分の譲渡価格—出資持分の原価」で計算されます。

『譲渡価格』とは、現金、非貨幣性資産、又は持分等の形式を含む金額を指します。また、持分を保有する企業が、未処分利益又は税引き後に積み立てた各種の基金等の出資者留保利益を有し、出資持分譲渡人が出資持分の譲渡に伴い、同時に当該株主の留保利益の金額を譲渡する時は、その出資持分譲渡人の留保収益に属する部分は、出資持分の譲渡価格に計算しないことができます。

従って、出資持分の譲渡価格とは実際の売買における譲渡価格から税引き後利益より積み立てた各種基金及び未処分利益のうち譲渡人に帰属する部分を控除したのようになりますので、本件の出資持分の譲渡価格は、「60 百万 RMB—50 百万 RMB」により、10 百万 RMB(A)となります。

出資持分の原価は資本金の 10 百万 RMB(B)となる為、課税譲渡所得は「10 百万 RMB(A)—10 百万 RMB(B)=0 RMB」となり、譲渡益は発生せず課税はされません。

しかし、当該譲渡人に帰属する留保利益は、いわば配当に属するものでもあります。上記の解釈は『外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則』^(**)において配当に対する課税が免除されていたことに対応するものであり、『企業所得税法』^(***)に基づき変更されている可能性があります。

現在、「企業再編と清算の所得税処理方弁法（討論稿）」が公表されるなど、新たな組織再編税制の公布が待たれる所ですが、現状、本件に係る明確な規定が出されていません。

また、2009年1月国家税務総局は『非居住者企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』^(*4)が公布され、本件にも該当する「取引の当事者双方がいずれも非居住者企業であり、国外で取引が行われる」持分譲渡の税務管理について、ある程度、具体的なガイドラインが示されています。

但し、同弁法でも、持分譲渡取引における課税譲渡所得の計算方法についても明記されておらず、現行の法規には明確な回答がないのが現状です。

従って、現行において明確な規定がない以上、個別の対応に関しては、申し訳ございませんが地元の税務局にご相談下さい。

なお、譲渡益が発生する場合、『企業所得税法』3条、27条、『企業所得税法实施条例』^(*5) 91条に基づき税率は10%です。

(2) 営業税について

『持分譲渡の営業税に関する通達』^(*6) 2条に「持分譲渡に対しては営業税を課税しない」とあり、課税されません。

(3) 印紙税について

また所有権移転証書として、双方が保管すべき契約書原本に譲渡価格の1万分の5の印紙税が課されます。本件においては60百万RMB×5/10000=3万RMBが課税されます。

(4) 日本での外国税額控除について

なお、日本でも課税対象になりますが、日中租税条約に基づき、中国で課税された企業所得税が発生する場合には、当該分に対し外国税額控除の適用が受けられます。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資企業の合併、分割、持分再編、資産譲渡等の再編業務に係る企業所得税処理に関する暫定規定』

(国税発[1997]71号 1997年4月28日公布、施行)

(*2) 『外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則』

(國務院令第85号 1991年6月30日公布 1991年7月1日 2008年1月1日廃止)

(*3) 『企業所得税法』

(主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行)

(*4) 『非居住者企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』

(国家税務総局 国税発[2009]3号 2009年1月9日公布 2009年1月1日施行)

(*5) 『企業所得税法実施条例』

(国务院令第512号 2007年12月6日公布 2008年1月1日施行)

(*6) 『出資持分譲渡に係る営業税に係る問題に関する通知』

(財政部及び国家税務総局 2002年12月10日公布、施行 財税[2002]191号)

【回答後の変更】

2009年4月『企業再編業務の企業所得税処理の若干問題に関する通知』(*7 以下『59号通知』)が公布され、2008年1月1日に遡ってから実施されました。

また、出資持分譲渡人に属する留保収益が課税譲渡所得から控除できるかどうかの問題について、2009年12月10日に公布される『非居住者企業持分譲渡所得の企業所得税に対する管理に関する通知』(*8)の第3条により、出資譲渡人に属する留保収益は課税譲渡所得から控除できません。従って、本件の出資持分の課税譲渡所得は、「60百万RMB-10百万RMB」により、50百万RMBとなります。

但し、『59号通知』は、企業の6つの項目(企業の組織変更、債務再編、持分買収、資産買収、合併、分割)を「企業再編」と定義し、5条に定める特別税務処理に該当する場合、主に非課税(課税の繰り延べ)での再編を可能としています。

持分譲渡については関連深い通知であるため、企業再編に際し類似の事例をご検討される方はご参照ください。

なお、関連するご質問がQ5-6及びQ5-9にあります。こちらも参考にしてください。

(*7) 『企業再編業務の企業所得税処理の若干問題に関する通知』

(財政部 国家税務総局 財税[2009]59号 2009年4月30日公布 2008年1月1日施行)

(*8) 『非居住者企業持分譲渡所得の企業所得税に対する管理に関する通知』

(国家税務総局 国税函[2009]698号 2009年12月10日公布 2008年1月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-8. 事務所/現法併存時の企業所得税

問： 当社は商社で北京に事務所と現法を併存しております。

首席代表と総経理は兼務し、給与・賞与の負担割合は事務所：現法＝1：9 と社内ルールで決めておりますが、先日、北京市税務局より事務所の企業所得税・営業税は事務所の負担割合を50%以上とするように指導を受けました。

以下の点につき、ご教示願います。

- ・ 指導には法的な根拠はありますか？
- ・ 事務所負担の経費割合を10%から50%にした場合、現法の経費がその分（40%）減る→所得が増える→企業所得税が増えるということに結びつきますか？

答： ご質問への回答に先立ち、前提条件について確認します。

冒頭に御社の兼務者の人件費負担割合のルールについて記載されていることから、本件は駐在員事務所と現地法人間における兼務者人件費の負担割合の変化に付随して発生する税金の問題として回答させていただきます。

1. 兼務者の人件費負担

結論から申し上げますと、ご質問にあるような北京市税務当局の指導を裏付ける法的根拠は見当たりませんでした。

2. 企業所得税への影響について

ご指摘通り、税務局の指導に基づき負担割合の修正を行えば、駐在員事務所及び現地法人に対する課税額が増加することになります。

すなわち、商社である御社の駐在員事務所の課税方式が経費課税方式であると推測されることから、兼務者の人件費に対する駐在員事務所の負担割合を増加させることで、駐在員事務所の支出が増加し、これに伴い、同方式に基づく税額が増加することになります。さらに現地法人の負担割合が減少すれば、その分現地法人の支出が減少することから、現地法人の課税所得及び税額も増加することになります。

3. 対応について（補足）

税務局の指導通り対応すれば納税額の増加を余儀なくされることにはなりますが、税務局の指導が、税収の増加を目的としたものかどうかは定かではありません。

兼務者人件費の負担割合は、基本的には当事者間の決めごとですが、一方に過大な負担が設定された場合、その損金算入について指導が行われることは起こり得ます。

当該兼務者の勤務実態を明らかにした上で、その実態に基づく適正な負担割合の設定を行い、その根拠をもとに税務局の納得のいく説明ができるかどうかの問題とされます。

第6章 会計・税務

Q6-9. 企業間の資産譲渡

問：企業再編に関する質問です。注意すべきところがあれば教えて頂きたいと宜しくお願い致します。

外資独資企業間で資産譲渡を行う場合、資産評価は割と自由に評価できるのでしょうか？ また、企業間で資産を贈与する場合、或いは簿価より高く譲渡する場合、増値税、企業所得税以外にどんな税金が発生するのでしょうか？

答：1. 一般納税と特別納税

資産の譲渡につきましては、一般納税と特別納税に大別されることになります。

特別納税につきましては、本年4月に企業再編に関わる企業所得税の処理に関する通知^(*)が出ており、当該譲渡が本通知に規定されている取引に該当する場合、その税務処理は本通知に基づき実施されますのでご注意ください。本通知の扱いにつきましては会計士・税理士などの専門家に御社の実際スキームをご説明され、相談されることをおすすめします。

2. ご質問に関して、個別資産の譲渡に関わる一般納税という前提でお答えします。

(1) 独資企業の資産は基本的に国有資産ではないはずなので、第三者の評価機関による評価は必要ありません。なお、法規には明確に規定されてはいませんが、実務上企業が不動産若しくは無形資産を譲渡する場合、第三者の評価機関による評価報告書の提出を税務局に要求される可能性があります。

(2) 資産の譲渡に関しては、増値税・所得税以外に印紙税・土地増値税・契税などが発生する可能性があります。

○資産を譲渡する企業には、以下の通り税金がかかります。

- ① 売買契約書には、譲渡対価の 0.03%若しくは 0.05%の印花税（印紙税）が必要です。
- ② 資産譲渡益について、他の企業所得と合算のうえ 25%の企業所得税がかかります。
- ③ 土地所有権の譲渡益がある場合は、譲渡原価（販売手数料などの費用を含む）に対する譲渡益の割合によって、以下の通り土地増値税がかかります。
 - ・ 0～ 50%未満：30%課税
 - ・ 50～100%未満：40% 〃
 - ・ 100～200%未満：50% 〃

- ・ 200%以上：60% 〃

○資産を譲り受ける企業には、以下の通り課税されます。

- ① 売買契約書に、譲渡対価の 0.03%若しくは 0.05%の印花税（印紙税）。
- ② 土地使用权や建物の移転に伴い、譲受価格の 3～5%の契税（日本でいうところの登録免許税）がかかります。

(3) 設備に関する注意点（設備および土地の譲渡時）

- ① 設備の売却時には、ご質問文中にありますように増値税が発生します。
08年以前に取得したものについては販売価格が簿価より高い部分に対して2%、09年以降に取得し、仕入れ税額控除の適用を受けた資産については販売額に対して17%で課税されます。
- ② 譲渡対象が免税輸入設備の場合、税関の管理監督期間内であれば輸入設備の税関監督管理を解除する必要がある、解除された場合、輸入関税および増値税の追加納付が求められます。なお関税計算上の評価額は、5年定額法（残存価格0）で減価償却後の簿価となります。

(4) 土地譲渡に関する注意点

土地使用权に関する権利義務は、譲受人が継続して負うことになり、譲受人は、土地使用目的（用途）に基づき、土地を使用しなければいけませんので、この点ご注意ください。

【関連法規】

(*1) 『企業の再編業務に対する所得税処理の若干問題に関する通知』

（財税[2009]59号 2009年4月30日公布 2008年1月1日施行）

『増値税簡易徴収政策の管理問題に関する通知』

（国税函[2009]90号 2009年2月25日公布 2009年1月1日施行）

『一部貨物の増値税低減税率の適用および増値税簡易徴収政策に関する通知』

（財税[2009]9号 2009年1月19日公布 2009年1月1日施行）

『全国増値税改定改革の実施に伴う若干の問題に関する通知』

（財税[2008]170号 2008年12月19日公布 2009年1月1日施行）

『中華人民共和国土地増値税暫定条例』

（国務院令第138号 1993年12月13日公布 1994年1月1日施行）

『中華人民共和国印花税暫定条例』

（国務院令第11号 1988年8月6日公布 1988年10月1日施行）

『中華人民共和国契税暫定条例』

（国務院令第224号 1997年7月7日公布 1997年10月1日施行）

第6章 会計・税務

Q6-10. 移転価格文書

問： 現在、中国子会社の年度末会計監査は中国の会計師事務所が行っております。

中国企業所得税法实施条例第 114 条の規定に基づき、免除条件に該当しない企業は、関連者間取引に関する移転価格同時文書を準備・保管しなければなりません。

手馴れていない企業の場合、会計師事務所での代行作成に頼らざるを得ないと思いますが、全世界に展開している大手会計士事務所並みの移転価格文書の作成や資料分析機能等は、一般的に地場の会計師事務所に依頼しても対応できる水準に有りますか。

答： (1) 結論から申し上げますと、移転価格文書作成における中国の地場会計師事務所の信頼度については、測りかねます。BIG4 以外の地場会計師事務所でも適切な対応がとれるところもあるかも知れませんが、コスト削減の代償としてリスクを高めることにもなりかねません。中国以外においても移転価格税制に取り組んでいる国際的な事務所に依頼された方が安全でしょう。

(2) ご質問にあるように『特別納税調整実施弁法』^{(*)1} 15 条の免除条件に該当する企業以外は、『企業所得税法』^{(*)2} 43 条及び『企業所得税法实施条例』^{(*)3} 114 条に基づき、移転価格文書を準備する必要があります。期限は翌年度の 5 月末の確定申告時までですが、2008 年度分については 2009 年 12 月 31 日までに準備すればよいとされています。移転価格文書は自社で作成するのが原則ですが、必要書類が複雑であること等から会計師等の専門家に協力を依頼される企業が多いようです。

(3) 移転価格文書作成における会計師事務所の選定基準について、有識者にご意見を伺いましたので、以下参考になさってください。

① 日中両税務当局に対する折衝力

ご承知の通り移転価格については、中国のみならず日本の課税当局に対しても価格の妥当性を立証することが必要です。従って、会計師事務所がそれぞれの税務当局に対し十分な折衝能力を有しているかどうかが重要となります。この点で、中国の地場の会計師事務所は不安が残ります。特に中国で大きな利益を上げている日系企業については、日本の課税当局との関係の方が重要となるため、注意が必要です。

② 比較分析に用いるデータベースについて

また、移転価格文書で記載すべき内容である「比較分析」については、自社の利益水準を他社の利益水準と比較する必要があります。この際、比較対象として用い

る他社の利益水準は、中国課税当局の納得しうるものであることが必要です。この点は課税当局と同一のデータベースを使用することでその問題を回避できますので、確認されるとよいと思われます。BIG4などの大手会計士事務所は中国当局が利用する「ビューロー・ヴァン・ダイク社 <http://www.bvdep.co.jp/>」製のデータベースを利用していますが、高額であるため地場の小規模な事務所では利用できないこともあるようです。

(4) 参考

中国会計師協会が2009年度会計師事務所総合評価ベスト100を発表していますので、以下ご紹介します。(同リストによれば上位4社はいわゆる外資BIG4です。総合得点では、4位と5位との間に3倍近い差があり、中国における会計師事務所の内外資の格差が大きいことがうかがえます。)

URL:http://www.cicpa.org.cn/topnews/200905/t20090508_16018.htm

【根拠法規】

(*1) 『特別納税調整実施弁法（試行）』

(国税発 [2009] 2号 2009年1月8日公布 2008年1月1日施行)

(*2) 『企業所得税法』

(主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行)

(*3) 『企業所得税法实施条例』

(国务院令第512号 2007年12月6日公布 2008年1月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-11. PE 認定の可能性について

問： 1. 日本の A 社が中国の B、C、D 社それぞれと全く同じ内容の技術支援契約を結んでいます。B、C、D は中国同族会社で、そのうち B がメインの技術支援の相手（製造のほか経営、生産管理も担う）であり、C・D へは支援者を送り込んでいません。また全ての技術指導は B に行い、C、D の技術者は B から技術指導を受けています。

- ・ A からの年間技術指導派遣は 170 工数（1 人 1 時間を 1 工数）なのですが、PE に認定される可能性はありますか。
- ・ 同時に同じ内容の技術支援（労務提供）を違う会社に行うと、PE 認定されてしまうのですか。

2. PE 認定の期間の考え方についてご教示下さい。

答： 1. PE 認定に関しては、「同時に同じ内容の技術支援（労務提供）を違う会社に行うと、PE 認定されてしまう」ことはないと思います。

確かに、技術指導者の派遣を行う場合、コンサルタント役務契約の実施開始月から 12 カ月の間に、連続或いは累計で 6 か月を超える期間、役務を提供する場合に、恒久的施設を有するものと認められ、みなし PE 認定を受ける可能性があり、このような実例は増加しています。したがって、各技術指導者の派遣実施開始月から 12 カ月の間に、連続或いは累計で 6 か月以上の派遣にならないようにし、又、契約もそれに準じた契約内容にすれば PE 認定は避けられる可能性は高いと思います。

コンサルタントの役務を含む役務提供活動の恒久的施設の認定については、『外国企業の中国国内における役務提供活動の恒久的施設の判定及び利益の帰属に関する問題の返答』^(*) で規定されています。重要なことは、PE 認定とは、税務機関が指摘し、税務機関が認定をします。認定された場合に、PE 認定の基準に達していない等々、いくら反駁しても、税務機関が決定することですので、認定が取り消される可能性はほとんどないということに注意して下さい。

ただ、日本企業の場合、PE は日中租税協定で取り決められていますので、税務局の判断が不当と思われる場合は、日本の国税庁に調整を依頼することは可能です。

2. 本件については、日中租税条約^{(*)2} 第5条第5項に

「(前略) コンサルタントの役務を提供する場合にはこのような活動が単一の工事又は複数の関連工事について12カ月の間に”合計6か月”を超える期間行われるときに限り、その企業はその他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。」とあるように、合計6か月ですので契約期間などに断絶があれば中断することにはなると思います。

但し、これは契約期間中に毎日人を派遣しないこと＝期間にカウントされないということではないと思います。また、PE認定^(*)は税務機関が行いますが、厳密に6か月未満であれば大丈夫、超えたらだめというようには考えない方がよいと思います。

※PE認定を簡単に申し上げれば、「企業所得税の納税義務を負う拠点であるので、納税しなさい」と税務機関から指摘されることです。

『企業所得税法実施条例』^{(*)3} 第106条には次のことが規定されており、実際に下記②の告知が文書で行われます。

- ① 指摘するのは、県級以上の税務機関。
- ② 税務機関は納税義務者へ、徴収する税額の計算根拠・計算方法・徴収期限・徴収方法につき告知。

一方、認定されたPEは税務機関の指摘に基づき、税務登記を行い、かつ納税申告を行うことが必要となります。

【根拠法規】

(*1) 『外国企業の中国国内における役務提供活動の恒久的施設の判定及び利益の帰属に関する問題の返答』(国税函[2006]第694号 2006年7月19日公布・施行)

(*2) 『所得に対する課税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』

(通称『日中租税条約』 1983年9月6日調印、1984年6月26日発効)

(*3) 『企業所得税法実施条例』

(国務院令[2007]第512号 2007年12月6日公布 2008年1月1日施行)



P.E（恒久的施設）

恒久的施設（Permanent Establishment 以下 P.E.）とは、「事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所」（『日中租税条約』^(b) 第 5 条 1 項）と定義され、事業所得の源泉を判断する重要な概念です。

P.E.は中国に設立した法人ではなく、外国企業が中国国内に拠点を設けていると認められる場合の当該拠点のことを指し、『日中租税条約』第 5 条によれば、以下のようものが該当します。

- a. 事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場などの物理的施設（2 項）
- b. 6 ヶ月を超える期間で存続する建設工事現場などとそれらに関する監督活動（3 項）
- c. 同一または複数の関連プロジェクトに対して特定の 12 ヶ月間に合計 6 ヶ月を超える期間にわたって行われるコンサルタントの役務の提供（5 項）
- d. 日本企業に代わって契約を締結する権限を反復的に行使するもの、或いは反復して注文を取得するもの（6 項）

尚、P.E.の認定がされると、P.E.に帰属する収益に対し、中国で企業所得税や、P.E.への出張者への個人所得税などが課税されます。

第6章 会計・税務

Q6-12. 会計システムの閲覧資格

問：中国では「会計法」第38条に「会計業務に従事する担当者は、会計従業資格証書を取得しなければならない。」と規定されていることから資格証書を有しない合弁企業の日方からの出向者は総会計士などの会計責任者を名乗ることはできないと理解していますが、会計システムの閲覧まで制限されるものなのでしょうか。

合弁会社の中方からこの規定を根拠に資格を有しない者は日方幹部であっても会計システムの閲覧権はないと言明され、困っております。直接システムを操作するつもりは毛頭ないのですが、一般的に中国企業でそこまで厳しく制限されているものなのでしょうか。（もちろん財務諸表や勘定明細表などのシステム帳票はアウトプットにより確認できており業務上著しい支障が生じているわけではありません。）

答：本件、有識者からのアドバイスを前提に以下お答え致します。

① 法的根拠に関して：

「会計法」^{(*)1}第38条に「会計業務に従事する担当者は、会計従業資格証書を取得しなければならない。」との規定は確かに存在しますが、それが「会計システムの閲覧まで制限する」旨を意味するものではありません。

「資格証書を有しない者に、会計システム閲覧権が認められない」との法的根拠は、現状存在しないと思われませんが、もし、なお中方が主張されるのであれば、システム閲覧権に関する法的根拠の提示を中方にお願いされては如何でしょうか？（念のため、合弁会社の職務権限規定や経理規定等で別途、システム閲覧権に関して定めておられるか否か、確認されることをお勧めします。）

② 他社の実務事例に関して：

一般的に、日方の（会計資格を有しない）経理部長等の会計責任者による会計システムの閲覧は、その職務の必要上、当然に行われています。また、実務的にみて日本人で総会計師等になっている方も居られたとのこと。『会計法』第36条でも「総会計士の設置が必須なのは、国有企業或いは国有資産が支配的な地位等を占める企業」と定めており、また「総会計士の就業資格、任免手続き、職責権限は国務院が規定する」とあります。）

従って、法的根拠からも他社の実務事例からも、中方の主張に該当するものは、現状存在しないと思われれます。

【根拠法規】

(*1) 『会計法』(全人代常務委員会 1999年 10月 31日第二次改正 同日公布 2000年 7月 1日
施行)

第6章 会計・税務

Q6-13. 環境税について

問：中国の税財政部門が汚染企業に対する「環境税」の導入を検討しているという記事が掲載されていました。

記事によれば2008年から推進している施策とのことでしたが、現時点における具体的な状況をお教えてください。

答：1. 現時点における状況

「環境税」については、現在のところ具体的な内容や導入までの明確なスケジュールは、明らかにされていません。時事通信社の記事のもととなっている中国環境保護部の張力軍副部長の記者会見^(*)によれば、すでに本件は財政部、税務総局、環境保護部の重要議事日程に組み込まれており、条件が整い次第、汚染企業に対する環境税の制度を実施すると述べています。また、このほか中国財政学会研究員へのインタビュー記事においては、導入は「できるだけ早い時期に必ず実施する」とされています。

(*) http://www.gov.cn/wszb/zhibo330/content_1332751.htm

(2009.6.5 国務院記者会見)

(*) <http://finance.sina.com.cn/g/20090602/08576292203.shtml>

(2009.6.2 中国経済時報)

2. 環境税について

(1) 政府の方針

国務院は5月19日に発表した「2009年の経済体制改革に対する意見書」^(*)の中で、財政部、国家税務総局、環境保護部に対し、環境税の導入への早期研究を求めています。

前述のインタビュー記事も勘案すれば、制度の早期実施が重要な政策として位置づけられていることがうかがえますが、一方で、現在のところ意見聴取も行われていないことから、実施時期はもう少し先になるのかもしれませんが。

(*) http://www.gov.cn:80/zwgk/2009-05/25/content_1323641.htm

(2) 徴収方法等

具体的な徴収方法は明確にはなっていませんが、これまで財政部が検討してきた徴収方式は大きく3つに分類され、受益者負担の原則により受益者全般に幅広く課す方式、汚染者負担の原則により汚染物の排出者に課す方式、使用者負担の原則により製品に課す方式らが挙げられています。

(3) その他（参考）

環境税という名目ではないものの税制面での環境保護対策としては、一部の環境保護、省エネ等に資する設備の購入者に対する企業所得税の優遇や環境への影響負荷の小さい商品に対する輸出増値税還付率の引き上げなども存在しています。

第6章 会計・税務

Q6-14. 貸倒引当金の計上方法について

問： 中国における貸倒引当金の計上方法についてご教示願います。

答： 『企業会計制度』^(*) では企業に対し、定期的に少なくとも毎年の年度終了時に、未収債権に対する全面的な検査を行い、回収できるかどうか明らかでない未収債権については、貸倒引当金として計上することが義務付けられています。

以下、『企業会計制度』に基づいてご説明します。

1. 計上方法

まず貸倒引当金の計上方法ですが、企業が自ら決定します。『企業会計制度』の貸倒引当金（コード 1141）の項目には、以下のように記載されています。

「引当金の計上範囲、計上方法、帳簿年齢（原文では帳齡）の区分と経常比率を具体的に明記した目次を列記し、管理権限に従い、株主総会又は董事会、或いは経営者会議または類似する機関の承認を得ると同時に、法律や行政法規の規定に従って関連各者へ報告し、企業所在地に備え付け、投資者の閲覧に供しなければならない。

貸倒引当金の計上方法は一旦確定したらみだりに変更してはならず、変更する場合は上述の手続きに従い、承認を得た後に関連各者へ報告し、かつ財務諸表の注記において説明しなければならない。」

企業が計上比率を決める際、企業の過去の経験、債務者の実際の財政状態とキャッシュフローの状況、その他の関連情報に基づいて合理的に見積もる必要があります。

2. 注意点

未収債権を回収できないか、回収の可能性が大きいことを示す確実な証拠がある場合（例えば債務者の抹消、破産、債務超過、キャッシュフローの著しい不足、重要な自然災害の発生等により生産を停止し、短期間に債務を返済できない状態等、及び3年以上の未収債権）を除き、以下の状況においては、原則として貸倒引当金に全額計上することはできません。

- (1) 当年度に発生した未収債権
- (2) 未収債権に対する再編の計画がある場合
- (3) 関連者との間で発生した未収債権
- (4) 期日を経過したが、回収できないということを示す確実な証拠がないその他の未収債権

前渡金はその性質に合わない確実な証拠がある場合、或いは仕入先の破産、抹消等

により購入物品の受取ができなくなった場合、前渡金に計上していた金額をその他未収入金に振替、相応の貸倒引当金を計上する必要があります。

3. 貸倒引当金の計算式

貸倒引当金の計算式は、以下の通りです。

当期に計上すべき貸倒引当金＝当期に未収債権に基づき計算した計上すべき貸倒引当金の金額－本科目の貸方残高

4. 会計上の仕訳方法

借方に「管理費用—貸倒引当金繰入」、貸方に「貸倒引当金」で仕訳します。

<参考> 税務上の扱いについて

貸倒引当金は税務上、財政、税務機関の承認がなければ、引当金を計上できませんので、ご注意ください。

【根拠法規】

『企業会計制度』（財政部 2000年12月29日改正・施行）

第6章 会計・税務

Q6-15. 会社清算について

問：企業の清算に関して、以下2点教えてください。

1. 中国の独資の生産型企業が設立後8年経過し(10年未満である)、会社を清算する場合、これまで受けていた二免三減と免税枠で輸入した設備の優遇政策はどうなりますか。
2. 中国の合弁企業を清算する際の設備の取り扱いについて、以下2点ご教授ください。
 - ① 第三国へ直接転売もしくは直送する場合、加工貿易企業の経営範囲とは関係ない資産の処分である場合、何らかの制限が課されるでしょうか？
 - ② 内貨商社に転売する際、新品で輸入した免税設備は、再度中古機電の許可取得が必要でしょうか？ 免税で輸入する際に既に通関手続きは終わっており、単に税金納付が保留されているということで必要ないと思われるのですがいかがでしょうか。

答：1. 二免三減と輸入設備の免税措置については、規定が異なる為、それぞれご説明いたします。

(1) 二免三減について

『外商投資企業・外国企業所得税法』^(*)第8条(以下参照)により、二免三減の優遇措置を享受する条件のひとつは、経営期間が10年以上であることです。

●第8条

「生産型外商投資企業であつて、経営期間が10年以上のものに対しては、利益計上年度から起算して1年目と2年目は企業所得税を免除し、3年目から5年目までは企業所得税を半減し徴収する。(中略)外商投資企業であつて、実際の経営期間が10年に満たない場合は、既に免税・減税された企業所得税額を追加納付しなければならない。(以下略)」

したがって、当初10年以上の経営期間を満たすことを前提に優遇措置を受けて、結果的に経営期間が10年に満たない場合、過去に遡及して優遇措置がなくなり、既に受けていた減免税分を追徴課税されることとなります。

(2) 輸入設備の免税措置について

輸入設備の免税措置については、『輸入設備の税收政策の調整に関する国務院の通達』^{(*)2} に定められています。

また、免税措置を受けた輸入設備は『税関輸出入貨物減免税管理弁法』^{(*)3} 第 36 条に基づき、以下の通り税関の監督管理期間が定められています。

「船舶・飛行機 8 年 起動車輛 6 年 その他貨物 5 年」

「監督管理期限は、貨物が輸入通関された日より計算する。」

このため、免税で輸入した設備が輸入された日から上記の監督管理期限を過ぎて
いるかどうかを確認する必要があると思われます。

そして『税関輸出入貨物減免税管理弁法』第 42 条には「監督管理期限を満了した
場合、監督管理は自動的に解除される。」とあるので、監督管理期間を過ぎていれば
清算などに伴い処分しても問題ないと思われます。

監督管理期間内である場合、第 41 条には期間内であっても国外へ搬出、或いは輸
出する貨物には税金の追加徴収はしないと規定されています。

また、『外国投資家投資企業の輸出入貨物に対する監督管理及び徴税弁法』^{(*)4} 第
18 条より期間内に中国国内で転売する場合には、使用期間に従い減価償却評価をし
た上で輸入税金を追徴されることになります。

【根拠法規】

(*)1 『外商投資企業・外国企業所得税法』

(主席令第 45 号 1991 年 4 月 9 日公布 同年 7 月 1 日施行 2008 年 1 月 1 日廃止)

(*)2 『輸入設備の税收政策の調整に関する国務院の通達』

(国発[1997]第 37 号 1997 年 12 月 29 日公布、施行)

(*)3 『税関輸出入貨物減免税管理弁法』

(税関総署令第 179 号 2008 年 12 月 29 日公布 2009 年 2 月 1 日施行)

(*)4 『外国投資家投資企業の輸出入貨物に対する監督管理及び徴税弁法』

(税関総署令第 29 号 1992 年 9 月 1 日施行)

2.

- ① 清算業務の一環として行われる業務であり、経営範囲になくても問題はありませ
ん。
- ② 必要ではないかと思えます。

『機電製品輸入管理弁法』^{(*)5}

第 27 条第 2 項に加工貿易取引で輸入する設備について、

「(前略) 税関が監督管理する価格設定を行わない設備は、監督管理期間を 5 年とす

る。監督管理期間満了後、元の企業に留めて加工貿易業務に引き続き使用する場合は、企業の申請を経て、税関は監督管理を解除することができ、企業の機電製品輸入証書手続および入国検閲検疫手続を免除する。監督管理期間内に、元の設備使用単位が監督管理の解除を前倒しで申請する、或いは監督管理期間満了後は元の企業が使用しない場合は、本弁法を適用する。」

とあり、監督管理期間満了後、引き続き元の企業が使い続ける場合には入国検閲検疫手続を免除するが、元の企業が使用しない場合には入国検閲検疫手続を免除できないことになっています。

【根拠法規】

(*5) 『機電製品輸入管理弁法』

(商務部 税関総署 質検総局令[2008]第7号 2008年4月7日公布 2008年5月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-16. 固定資産貸付管理暫定弁法について

問： 2009年10月23日から『固定資産貸付管理暫行弁法』が施行されますが、日系企業として留意すべき点についてご教示下さい。

答： 『固定資産貸付管理暫行弁法』（以下、『弁法』）は、銀行が固定資産貸付を取り扱う際に遵守すべき規則を定めたものです。日系企業としてはこれに伴い、以下の3点に留意すべきかと思われます。

（1）貸付時の「受託支払方式」の採用

『弁法』では、貸付時の用途管理の強化のために、銀行（貸付人）の受託支払方式の採用について規定されています。受託支払方式とは、「貸付人が（中略）貸付金を契約で約定した用途に合致する借入人の取引先に支払うこと」（第24条）であり、「1件当たりの金額がプロジェクトの総投資額の5%を超える、あるいは500万元人民元を超える貸付金の支払は、貸付人による受託支払方式を採用しなければならない」（第25条）とされています。

（2）貸付後の与信管理強化の可能性

『弁法』では、貸付後の管理の強化のために、「貸付人は、（中略）定期的に検査と分析を行い、貸付の安全に影響を及ぼす可能性のある不利な状況が発生する際には、貸付人は、貸付リスクに対し、再評価を行い、併せて対応措置を採らなければならない」（第30条）と規定されています。ここから、銀行が企業への貸付金について「回収リスクが大きくなった」と判断した場合には、追加担保の要請や、新たな資金引出の拒否、更には継続の拒否といったことが発生するケースもあるかもしれません。

（3）現地企業に対する与信

『弁法』の意図の1つに、「貸付金の投機資金への流用を防ぐ」ということがあると思われる、借入を増やして投機的なビジネスに使っている中国企業の中には、問題企業として摘発されるところが出ることも予想されます。この意味で、現地企業に対する売掛金などの与信には十分配慮されるのがよろしいかと思われます。

尚、本件については、当機構会員ネットのデータライブラリーに下記レポートも掲載されておりますので、ご参照下さい。

- ・中国銀行業監督管理委員会の『固定資産貸付管理暫定弁法』Q&A（2009.8.26up）

第6章 会計・税務

Q6-17. 技術者派遣の対価

問： 合弁先の製造会社（在広州）への技術指導を目的とした技術者派遣について、対価（派遣指導料）を設定し、覚書締結を企図していますが、関係官庁・政府出先機関および配慮すべきポイントなど諸々経験、知識不足で不安に感じております。

こうしたケースで過去に顕在化した問題点があれば、ご教示下さい。

答： 本件については、既に合弁契約・ライセンス契約は締結済（技術輸入の許認可取得済）で、追加的に技術者派遣・指導が必要となったため技術指導契約を締結することになったという前提で、その際の留意点について、以下の通り回答いたします。

1. 契約書の内容

技術指導契約書には、技術指導の内容・方法、技術者の派遣時期・期間・人数、技術指導の対価、費用負担、等の条件を記載します。

「技術指導の対価」については、技術指導料 1 日当たり単価×日数で計算する場合がありますが、1 日の業務時間や、日数計算の仕方（例えば日本出発日を含めるか否か）を明確にします。また「費用負担」については、どのような費用を誰が負担するかを明示します。

2. 国外送金時の必要書類

技術指導料の日本への送金手続きの際には、次の書類が必要です。

- ・ 営業税、企業所得税、源泉徴収税の納税証明書
- ・ 契約書、技術指導料の請求書
- ・ 外貨登記証
- ・ 技術輸入契約登録証

※当該の技術指導契約について、事前に商務主管部門への登録が必要

3. PE 認定

親会社より派遣される技術者の派遣期間が、契約開始月から 12 カ月の間に連続或いは累計で 6 カ月を超えている場合、『日中租税条約』(*1)に規定される PE 認定要件に該当し、税務局より「恒久的施設 (PE) を有する」と認定されると考えられます。（いわゆる「みなし PE 認定」）。また PE 要件認定の際には、最初に入国した人から最後に出国した人ま

での期間が6ヵ月を超えれば、仮に各人あるいは複数合計して183日にならなくても、PE要件に該当すると判断されています。このような事例は増加しています。

PE認定を受けた場合、『企業所得税法』(*2)の第3条第2項の適用対象となります。この場合、企業が計算根拠を提示できれば、収入(技術協力費)－費用(人件費等)で利益を計算し、課税しますが、企業がこのような計算根拠を提示できない場合、一般的には税務機関が利益率(15～50%)等をもとに推定利益を算出し、課税が行われます。

また派遣者についても個人所得税の課税が行われます。(個人所得税の短期滞在者免税の特例、いわゆる183日ルールの適用は受けられなくなります)

これへの対応策の1つとして、契約自体の分割やフェーズを区分することで、契約期間を6ヵ月以内にするということが考えられます。但し、「6ヵ月以内だからPE認定されることは絶対にない」とは言い切れないのが実情です。2009年に『非居住民工事作業請負および役務提供税込管理暫定弁法』(*3)が施行されるなど、最近になってPE課税の強化の動きがみられます。今年に入り、このような役務提供に対するPE課税に加え、現地法人出向者に対するPE課税も強化されています。

ご注意いただきたい点は、PE認定は、税務機関が指摘し、税務機関が認定をするものであり、認定された場合、PE認定の基準に達していない等、企業側が抗弁しても、最終的には税務機関が決定することなので、認定が取り消される可能性は大きくないということです。

(ただし、日本企業の場合は、PEは『日中租税条約』で取り決められていますので、税務機関の判断が不当と思われる場合は、日本の国税庁に調整を依頼することは可能です)

【根拠法規】

(*1) 正式名称：『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』

(1983年9月6日調印、1984年6月26日発効) 通称：『日中租税条約』

(*2) 『中華人民共和国企業所得税法』

(主席令第63号 2007年3月16日公布、2008年1月1日施行)

(*3) 『非居住民工事作業請負および役務提供税込管理暫定弁法』

(国家税務総局令第19号 2009年1月20日公布、同年3月1日施行)



P.E. (恒久的施設)

恒久的施設 (Permanent Establishment 以下 P.E.) とは「事業を行う一定の場所であって、企業がその事業の全部または一部を行っている場所」(『日中租税条約』第 5 条第 1 項) と定義され、事業所得の源泉を判断する重要な概念です。

P.E.は中国に設立した法人ではなく、外国企業が中国国内に拠点を設けていると認められる場合の当該拠点のことを指し、『日中租税条約』の第 5 条によれば、以下のようなものが該当します。

- a. 事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場などの物理的施設
- b. 6 ヶ月を超える期間で存続する建設工事現場などとそれらに関する監督活動
- c. 同一または複数の関連プロジェクトに対して特定の 12 ヶ月間に合計 6 ヶ月を超える期間にわたって行われるコンサルタントの役務の提供
- d. 日本企業に代わって契約を締結する権限を反復的に行使するもの、或いは反復して注文を取得するもの

尚、P.E.の認定がされると、P.E.に帰属する収益に対し、中国で企業所得税や P.E.への出張者への個人所得税などが課税されます。



183 日ルールとは

『日中租税条約』第 15 条第 2 項では、中国本土内で日本の居住民が勤務する場合、暦年中の滞在期間が 183 日以下である等の条件を満たす場合、中国側はその居住民の給与収入に個人所得税を課さないことを規定しています。これを通称「183 日ルール」と呼んでいます。尚、『日中租税条約』第 15 条第 2 項の内容は以下の通りです。

「(前略) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の a から c までに掲げることを条件として、その一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- a. 報酬の受領者がその年を通じて合計 183 日を越えない期間その他方の締約国内に滞在すること。
- b. 報酬がその他方の締約国の居住者でない使用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
- c. 報酬が雇用者のその他方の締約国内に有する恒久的施設(P.E.)又は固定的施設によって負担されるものでないこと」

但し、出張先が P.E.として認定されると、たとえ滞在日数が 183 日以下の者であっても、中国で給与全額を対象に日割り課税されるため(賞与も月割り課税されます)、注意が必要です。

第6章 会計・税務

Q6-18. 中国勤務者の退職金課税について

問： 当社の中国勤務者が中国勤務中に定年を迎え、非居住者として退職金を受け取った後も引き続き嘱託として中国勤務を続ける場合、退職金に対する課税はどうなるかご教示願います。

答： 1. ご質問の方が、退職金支給時に中国に駐在されている状況下で退職金を受け取られたということであれば、日本と中国の両国で課税されることとなります。（下記回答は中国側での課税に限定して作成しております）。

『国外雇用主が従業員に支払う退職金の個人所得税徴収問題に関する返答』(*1)によれば、『日中租税条約』(*2)の第18条において、退職金についての規定がありますが、ここでいう退職金とは定年後毎月支払われる固定金額（年金に相当）を指し、定年退職時に一括払いされるものでないことを明らかにしています。また、定年退職時に一括払いされるもののうち、中国滞在期間に属する部分は賃金・給与の性格の所得とみなし、個人所得税が課されることとなります。

2. 課税方法については以下の通りです。

以前は、『個人が取得した退職金収入につき個人所得税を徴収するか免除するかの問題に関する通知』(*3)により、退職金の取扱が定められましたが、同通知は既に失効しています。

したがって、原則的には、中国勤務者（外国籍人員）の退職金のうち、中国源泉所得に該当する部分については、『個人所得税法』(*4)及び『個人所得税法实施条例』(*5)に従い、賃金・給与所得に該当すると考えられますが、『個人が取得した退職金収入につき個人所得税を徴収するか免除するかの問題に関する通知』の失効後、外国人の受け取る退職金に対する課税方法を具体的に定めた規定が公布されていないため、地域や管轄税務当局によって扱いが異なるといわれています。

よって課税方法については管轄の税務当局にご確認してください。尚、課税方法について以下の3つを例としてご紹介いたします。

(1) 北京などでは、中国勤務者（外国籍人員）の退職金に対する課税は、『個人所得税法』及び『個人所得税实施条例』に従い、賃金・給与所得に該当するとの判断が比較的多く見られているようです。この場合、退職金のうち、中国勤務期間に相応する部分が中国国内源泉所得に該当すると考えられ、当該中国国内源泉所得の総額をベースとします。また、退職金のほかに、当月給与が支払われている場合には、当月給与に当該中国国内源泉

所得の総額をベースとします。そこから基礎・追加控除を行った後の課税所得額に対し、個人所得税率と速算控除を適用します。

ただし、退職金を年間1回性賞与として位置付けて、税務当局の理解を得られたケースのあり、この場合、下記(2)の課税方法の適用を受けられたとのことです。

(2) 大連開発区の税務当局は『開発区地税局の2007年度企業所得税確定申告及び税収徴収管理工作に関する規定』(*6)において、『個人が取得する年間一回払賞与など個人所得税計算徴収方法の調整問題に関する通知』(*7)の第2条にならって個人所得税を課すとしています。

(3) 『国家税務総局に個人が労働解除契約によって得る経済補償金について個人所得税を徴収する問題に関する通知』(*8)を参照し、経済補償金(一時金)÷支給の対象となる在職年数=月給として、これに対して課税計算を行うとしている地域もあるようです。

【根拠法規】

- (*1) 『国外雇用主が従業員に支払う退職金の個人所得税徴収問題に関する返答』
(国税外函[1998]第21号 1998年3月12日公布・施行)
 - (*2) 正式名称：『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』
(1983年9月6日調印、1984年6月26日発効) 通称：『日中租税条約』
 - (*3) 『個人が取得した退職金収入につき個人所得税を徴収するか免除するかの問題に関する通知』(現在は失効)
(国家税務総局 国税発[1996]第203号 1996年11月12日公布、同年11月1日施行)
 - (*4) 『中華人民共和国個人所得税法』(2008年改正)
(主席令第85号 2007年12月29日改正・公布、2008年3月1日施行)
 - (*5) 『中華人民共和国個人所得税法实施条例』(2008年改正)
(国务院令第519号 2008年2月18日改正・公布、2008年3月1日施行)
 - (*6) 『開発区地税局の2007年度企業所得税確定申告及び税収徴収管理工作に関する規定』
(大連市地方税務局 2008年3月6日公布)
⇒ http://www.dl-ltax.gov.cn/zwgk/17/18930_136600.htm (中文)
 - (*7) 『個人が取得する年間一回払賞与など個人所得税計算徴収方法の調整問題に関する通知』
(国家税務総局 国税発[2005]第9号 2005年1月21日公布、同年1月1日施行)
2. 納税者が取得する年間一回払賞与は、単独で1カ月の賃金や給与所得として納税額を計算し、かつ以下の税計算方法にもとづいて、源泉徴収義務者が支払う際に控除して納税する。

(1)まず、従業員が当月内に取得した年間一回払賞与を12カ月で割り、その値に応じて適用税率および速算控除額を確定する。

年末一括賞与を支払う当月に、従業員の当月の賃金や給与所得が税法で規定する費用控除額を下回る場合は、年間一回払賞与を「従業員の当月賃金給与所得と費用控除額の差額」から差し引いた後の残額を、上述の方法にもとづいて、年間一回払賞与の適用税率および速算控除額を確定しなければならない。

(2)従業員個人の当月内に取得した年間一回払賞与を、本条第(1)項で確定した適用税率および速算控除額にもとづいて計算し、徴税する。計算公式は以下のとおり。

- ① 従業員の当月の賃金給与所得が税法で規定する費用控除額を上回る（或いは等しい）場合に適用する公式： $\text{納税額} = \text{従業員が当月取得した年間一回払賞与} \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$
- ② 従業員の当月の賃金給与所得が税法で規定する費用控除額を下回る場合に適用する公式：
 $\text{納税額} = (\text{従業員が当月取得した年間一回払賞与} - \text{従業員の当月賃金給与所得と費用の控除額の差}) \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$

(*8) 『国家税務総局の個人が労働契約解除によって得る経済補償金について個人所得税を徴収する問題に関する通知』

(国家税務総局 国税発[1999]178号 1999年9月23日公布、同年10月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-19. のれん代について

問： 当社は中国企業とJVを検討中ですが、現在中国に製品を輸出しているので、のれん代をもらうべきとの意見が社内に出ています。

そこで質問ですが、中国側にそのようなことを要求した例はあるでしょうか。あるとすればどの程度（例えば、年間売上の何%程度）要求できるでしょうか。

答： 本件に関しては、日本からの輸出を現法からの販売に切り替えると解釈した場合、これに当たって、のれん代や営業権代の名目で譲渡代金を取ることは、中国の法律でも禁止されていないようです。有識者によれば、商標使用許諾料で徴収するのが一般的とのこと。

他の会員企業に伺ったところ、現法が販社の場合は実際に取っている例はあるようです。

料率に関しては、当事者間で決めればよいことですが、現実には税務局や外貨管理局が否認することがあり、その場合、料率に合理性があることを証明する必要があります。

具体的なレートに関しては情報がありませんが、当事務局メンバーが承知している他国（アジア）の例では、1～2%で2～3年間という条件でした。

上記以外では、税関係に注意が必要です。譲渡代金には、営業税5%と企業所得税10%が課税されますが、そのほかに輸入関税・増値税が課税される可能性があります(*1)。

【根拠法規】

(*1) 『税関輸出入貨物課税価格審査確定弁法』

(税関総署令第148号 2006年3月28日公布、同年5月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-20. 商標使用権

問： 弊社は無錫において中国企業との合弁会社を設立しております。同合弁会社（被許諾者）と弊社（許諾者）が技術援助及びライセンス契約を締結する予定です。その契約の中で弊社の商標使用権を被許諾者に許諾することとしております。

以下の認識が正しいのか、ご教示願います。

1. 中国の税制上、ロイヤリティは非課税、商標使用権の対価は課税（営業税）となっており、商標使用権の対価を明確に規定していない、もしくはその額が明らかに低い場合には、ロイヤリティの総額の 50% を下限に課税対象と認定される。
2. 上記の「明らかに低い」とは具体的にどの程度なのか（例えば、ロイヤリティの 1/3 というように規定した場合はどうなるのか）。

答： 1. ロイヤリティ・商標使用権への課税について

結論から申し上げますと、ロイヤリティと商標使用権に対しては、原則的には営業税 5%、企業所得税 10% が課税されますが、ロイヤリティについては条件付きで免税となります。

以下、営業税と企業所得税に分けて説明します。

(1) 営業税について

① ロイヤリティについて

ロイヤリティに対しては、原則的には営業税 5% が課税されます。但し、自然科学領域の技術譲渡・貸与、技術開発業務及びこれに付随するコンサルティング、技術サービス業務より取得する収入に対しては、実務上、科学技術主管部門の承認を得た上で、関連資料の所管税務局へ届け出ることを条件に免税となるとされています。

尚、実務上、各地税務局の届出書類に対する要求が異なりますので、事前に所轄税務局の確認をお勧めします。

【根拠法規】

- ・ 『「中国共産党中央、国務院 技術革新の強化、ハイテク産業の発展、産業化の実現に関する決定」の実施における関連税収問題に関する通達』

（財政部 国家税務総局 財税字[1999]第 273 号 1999年 11月 2日公布、同年 10月 1日施行）

- ・ 『認可取消しと権限移譲した外国投資企業および外国企業ならびに外国籍個人の若干の税務行政認可項目の継続管理問題に関する通知』

（国家税務総局 国税発[2004]第 80 号 2004年 6月 25日公布、同年 7月 1日施行）

- ・『技術開発技術譲渡の営業税の問題に関する回答』

(財政部 国家税務総局 財税[2005]第 39 号 2005 年 3 月 7 日公布・施行)

②商標使用権について

一方、商標使用権については、『外国企業および外国籍個人の技術移転収入に対する営業税免税範囲の明確化に関する通達』により営業税の免税対象とならず、5%の営業税が課税されます。

【根拠法規】

- ・『外国企業および外国籍個人の技術移転収入に対する営業税免税範囲の明確化に関する通達』(国家税務総局 国税発[2000]第 166 号 2000 年 10 月 8 日公布・施行)

(2) 企業所得税について

ロイヤリティや商標使用権など、無形資産譲渡による収入には企業所得税 10%が課税されます。企業所得税の課税根拠は『企業所得税法』第 3 条、『企業所得税法実施条例』第 6 条。税率の根拠は『企業所得税法』第 27 条、『企業所得税法実施条例』第 91 条、『日中租税条約』第 12 条の第 1 項、第 2 項です。

【根拠法規】

- ・『中華人民共和国企業所得税法』

(主席令第 63 条 2007 年 3 月 16 日公布、2008 年 1 月 1 日施行)

第 3 条第 3 項：「非居民企業で中国国内において機関、活動場所を設立していない場合、或いは機関、活動場所を設立しているが、取得した所得がその設立している機関、活動場所と実際の関係がない場合は、その中国国内を源泉とする所得については、企業所得税を納付しなければならない」

第 27 条：「企業の以下に挙げる所得は、企業所得税を免除、減税することができる。(中略)

第(5)号 本法第 3 条第 3 項で規定する所得」

- ・『中華人民共和国企業所得税法実施条例』

(国务院令第 512 条 2007 年 12 月 6 日公布、2008 年 1 月 1 日施行)

第 6 条：「『企業所得税法』第 3 条でいう所得には、貨物販売所得、役務提供所得、財産譲渡所得、配当金・割増配当など権益性投資所得、利息所得、賃貸料所得、特許権使用費所得、寄付金受取所得およびその他の所得が含まれる」

第 91 条：「非居民企業が取得した企業所得税法第 27 条第(5)号で規定する所得は、10%に引き下げた税率で企業所得税を徴収する(後略)」

2. 「明らかに低い」の程度について

具体的な程度につきましては、有識者から以下のようなコメントをいただいております。

「明らかに低い」に関する具体的な標準は明確になっておりません。無錫と上海の税務当局へ電話で確認したところ、基本的に当該商標の市場価値に基づき、実務上は所轄税務局の判断によるとのことです。

尚、先に記載した『認可取消しと権限移譲した外国投資企業および外国企業ならびに外国籍個人の若干の税務行政認可項目の継続管理問題に関する通知』の第12条には、「技術移転と商標使用权を同時に譲渡した時に、技術移転費用と商標使用料はそれぞれ規定しなければならない。もし規定していない時、或いは全体に占める商標使用料の割合が極端に低い時には、契約総額の50%を下回らない金額で商標使用料を設定し、営業税をかける」とあります。

ここには、技術移転と商標使用权を同時に譲渡した時に、技術移転費用が免税になっていることを利用して、技術移転費用を高め設定し、商標使用权にかかる営業税を安くすることを防ぐ意図があると思われます。

査定をかける時の基準を「契約総額の50%を下回らない金額で商標使用料を設定する」としているところからみて、「商標使用料が著しく低い」とは、ロイヤリティに比べて極端に安いことを指すと思われます。

第6章 会計・税務

Q6-21 親会社の役員を現地法人の総経理で派遣する際の課税について

問： 日本の親会社の役員を上海現地法人の総経理で派遣します。上海現法からの賃金のほかに、日本の親会社より賃金を支払います。

日本払い給与・賞与に対する中国個人所得税の課税についてご教示下さい。日本払い賃金を役員報酬とした場合の課税関係は同じでしょうか。

この場合、中国内の企業から総経理として賃金を受け取っているため、183日ルールは適用されず、派遣形態が駐在でも出張でも変わらないと考えますが、如何でしょうか。

所得の源泉として、①日本源泉は全く認められないのでしょうか、②日本源泉の所得を日数按分できるのでしょうか、③役員報酬であれば日本滞在期間に関係なく日本源泉とみなしてよいのでしょうか。

また役員報酬とすると、日本で課税され中国でも課税された場合には、外国税額控除を行う流れになるのでしょうか。

答： 本件について回答するにあたり、当該役員の方がもらう給与を、日本の親会社が払うか中国現法が払うかではなく、現法のための仕事に対する給与か、日本の親会社のための仕事に対する給与かで分けて考えます。

(1) 日本の親会社から払われる役員報酬について

まず、中国での個人所得税の対象になるのは、中国現法のための仕事に対する給与など中国源泉所得に対してです。日本の親会社において役員をされており、日本の親会社での役員としての業務に対する報酬（役員報酬）であることが証明できれば、原則、中国に駐在されていても日本の親会社からの役員報酬に対しては中国の個人所得税は非課税になります。（但し、連続して5年以上居住している場合、全世界所得が課税対象になります）

会計事務所では役員報酬は中国での勤務に対する給与ではない旨の説明書をつけて対応しているとのことでした。

尚、日本の親会社から払われる給与が、払っているのは日本の親会社であっても、実際には中国現法のために働いているとみなされ、中国源泉所得と判断される場合には、下記(2)と同じ扱いになります。これは、日本での役員としての勤務実態がない事例です。

(2) 中国現法のための勤務に対する給与について

中国現法が払う、中国現法のための仕事に対する給与などの中国源泉所得については、滞在日数、所在地に関わりなく中国の個人所得税の対象となります。

日本の法人が払う給与についての扱いは、その方の中国での役職が董事かどうかで変わります。

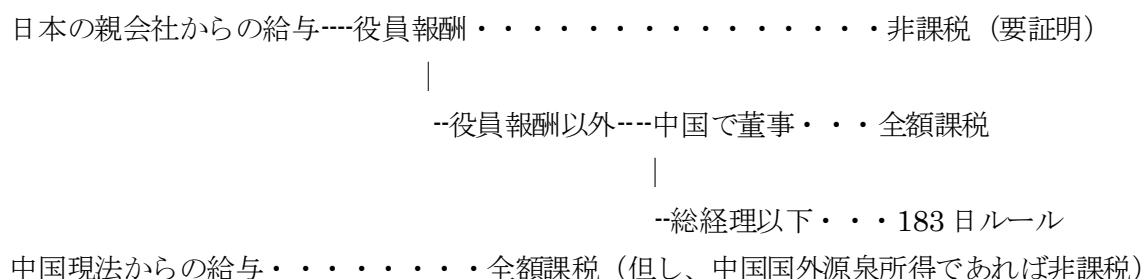
①董事の場合

中国現法の董事を務めている方の“中国現法の董事報酬”につきましては、勤務地に関係なく、また中国での滞在日数に関わらず、全額中国での課税となります。

②総経理など高級管理職以下の方の場合

高級管理職であっても、董事と兼務をしていなければ、183日ルールや海外勤務日数按分が適用されます。

上記を簡単にまとめると、以下のようなイメージです。



(3) 外国税額控除

中国で課税された分については、外国税額控除の対象になります。

【根拠法規】

- ・ 『中華人民共和国個人所得税法』(2008年改正)
(主席令第85号 2007年12月29日改正・公布、2008年3月1日施行)
- ・ 『中華人民共和国個人所得税实施条例』
(国务院令第519号 2008年2月18日改正・公布、2008年3月1日施行)
- ・ 『中国国内に住所のない個人の租税協定および個人所得税執行の若干問題に関する通知』
(国家税務総局 国税発[2004]第97号 2004年7月23日公布、2004年7月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-22. 外商投資商業企業の分公司

問： 上海外高橋保税區に登録している外商投資商業企業（卸売商社、8号令により商業権取得済）の分公司の機能についてお聞きいたします。

現在、いくつかの分公司を持ち、その経営範囲は「総会社の経営範囲内におけるコンサルティング及び連絡」となっております。いわゆる「連絡型分公司」ですが、これを「経営型分公司」に変えるべく、商業権の申請を行なった場合、下記の点を確認いたしたく、宜しく願い致します。

（1）分公司として商業権を獲得した場合、その機能は、総会社と差異はないでしょうか（特に、国内卸売、輸出入を分公司自身の名義で実行可能かどうか）。

（2）企業所得税、個人所得税の納付はどのような形になるでしょうか。

（3）分公司に、会計師の有資格者を置き、独立採算のB/S、P/Lを作成する等、会計管理面での独立を求められるのでしょうか。

（4）経営型分公司になったとして、分公司が自己名義で、上海以外の税関で「保税業務」を実施することは可能でしょうか。

答：（1）『外商投資商業分野管理弁法』（*1）によって、卸売等の業務の認可を受ける対象は『公司法』に基づく「外商投資企業」であり、総会社と分公司で別々に認可を得るものではないと思われま。

また、『公司登記管理条例』（*2）の第47条には「分公司の経営範囲は総会社の経営範囲を超えてはならない」と定められており、総会社が認可を得ている以上、総会社の経営範囲内であれば分公司も同様の業務が認められると考えられます。

尚、輸出入業務等を分公司自身の名義で実行可能かという点については、後述の（4）をご覧ください。

（2）保税區企業が区外で経営型（営業性）分公司を開設した場合、総会社の所在地と分公司の所在地でどのように納税を行うかについては、地域によって運用が異なるため、それぞれ調査が必要です。

①上海市に分公司を開設する場合

企業所得税については、独立採算か非独立採算を問わず、総会社の所在地で分公司の分も含め一括して納税することになっています（現地予納不要、下記②の第3段落をご参照）。

個人所得税及び流通税については、非独立採算の場合、総会社の所在地で分公司の分も含め一括して納税することになりますが、独立採算の場合、分公司の営業許可証登録地で納付することになります。

②他省に分公司を開設する場合

企業所得税については、総会社所在地で合算納税するのが通常ですが、増値税及び営業税といった流通税については、取引発生地で納税します。

個人所得税は、その所管が各地域の地方税務局であり、居住地をベースとして、各々の地域で納税することになります。

また、2008年より総会社が異なる省で分公司を設立することに対し、財政部、国家税務総局、中国人民銀行が連名で『省市を跨った本部・分支機構の企業所得税の分配および予算管理暫定弁法』(*3)を公布し、生産経営機能を担う各二級分支機構に一部所得税の現地予納を求めています。

さらに分公司がいかに関地で所得税を納付するかという問題については、『地域を跨って経営する企業の企業所得税合算納税に関する徴収管理暫定弁法』(*4)において詳細に規定されています。

(3) 結論から申し上げますと、これまでの中国関連法律上、会計管理面での独立を目的に、分公司に総会社とは別に会計師の有資格者を置くことを義務付ける、また、独自の B/S、P/L の作成を義務付けるといった規定はありません。

中国国内で現地法人を設立した上で、省市を跨った本部・分支機構を有する企業は、これまで総会社で一括納税するのが通常でした。しかし、前述の『省市を跨った本部・分支機構の企業所得税の分配および予算管理暫定弁法』の公布により、同法に基づいて、原則本部機構が分支機構を含む全ての利益及び企業所得税納税額を一旦統一計算し、その後それぞれ本部機構、分支機構で分割予納することになりました。その際、分支機構負担の予納税額は、分支機構の経営収入、従業員賃金、資産総額の3つの要素に照らして計算が行われます。

したがって、企業全体としての利益、納税額を把握するために分公司の会計情報が求められることは当然ですが、総会社と分公司を分離した B/S、P/L の管理や会計師有資格者の設置までは求められてはいないかと思われます。

ただし、ご留意いただきたい点として、経理担当者は中国の会計法律により、原則『上崗証』を持つことが必要であり、分公司であっても同様です。

尚、有識者に伺ったところ、外高橋保税区では区内企業が区外に設立した経営型（営業性）分公司について、区の利権保護等を目的に増値税発票の発行を禁止しているそうです。したがって、売上仕入等は本店で計上する必要があります。

経営型（営業性）分公司が上海市内にある場合については、前述の通り、企業所得税、個人所得税、営業税等の納税地も総公司所在地であるため、結果として上海市内の分公司には営業収入がなくなり、財務諸表の分割も不要になるとのことです。

（４）結論から申し上げますと、分公司は自己名義ではなく、総公司の名義で輸出入業務・通関行為を行うこととなります。

法令規定上においては、『対外貿易経営者届出登記の関連問題に関する商務部の通知』（*5）の第２条に「『税関の通関申告単位に対する登録登記管理規定』等の規定に基づき、既に届出登記を行った対外貿易経営者は税関において一度限り登録登記を行うことができ、（支店等の）企業の分支機構は、本社の税関コードを用いて通関申告業務を行わなければならない。これによると企業の非法人分支機構は独立の経営主体として外貿権を取得することはできない。（政府）部門間の政策の有効な協調を保証するために、届出登記機関は、企業の非法人分支機構の届出登記申請を受理してはならない」と規定しています。

したがって、分公司は対外貿易経営者としての資格を単独で取得することはできないものと考えられます。

尚、税関においても分支機構である分公司は登録登記を行うことはできないものとされています（『税関の通関申告単位に対する登録登記管理規定』に関する公告）（*6）第９条）。

よって、分公司は単独の主体として対外貿易経営者としての登記を行うことも、税関登記を行うこともできず、本社と独立して自己名義で輸出入業務・通関行為を行うことはできないものと考えられます。

実務上においても、本件について、会員企業の皆様から分公司名義での通関手続き等の要望が多いことを踏まえ、その可能性について 2008 年 9 月に行われた「日中投資促進機構／中日投資促進委員会・第 15 回定期合同会議」において中国側に質問いたしました。その際、中国側参加者である税関総署の方から、以下の回答を頂いております。

「通関行為は輸出入貿易の一部であり、企業はその通関行為に対して法律的責任を負わなければなりません。したがって、中国の関連規定は、輸出入貨物の荷送人・荷受人は独立して法律的責任を負うことができる法人・その他の組織あるいは個人でなければならない、としています。分公司は独立した法人格を有しないため、原則として輸出入貨物の荷送人・荷受人として登録登記することはできず、分公司は総公司の名義で通関行為を行うこととなります」

中国側への要望の背景には、「分公司名義でなく総公司名義で輸出入業務・通関業務を行う際に発生する、総公司与分公司の間の書類・印鑑等のやりとりが非効率である」ということがあり質問したのですが、その解決に至るものではありませんでした。

【根拠法規】

（*1）『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令 2004 年第 8 号 2004 年 4 月 16 日公布、同年 6 月 1 日施行)

(*2) 『中華人民共和国公司登記管理条例』(改正)

(国务院令 451 号 2005 年 12 月 18 日改正・公布、2006 年 1 月 1 日施行)

(*3) 『省市を跨った本部・分支機構の企業所得税の分配および予算管理暫定弁法』

(財税部 国家稅務總局 中国人民銀行 財預[2008]第 10 号 2008 年 1 月 15 日公布、同年 1 月 1 日施行)

(*4) 『地域を跨って經營する企業の企業所得税合算納税に関する徵收管理暫定弁法』

(国家稅務總局 國稅發[2008]第 28 号 2008 年 3 月 10 日公布、同年 1 月 1 日施行)

(*5) 『對外貿易經營者届出登記の関連問題に関する商務部の通知』

(商貿函 [2007] 第 122 号 2008 年 1 月 10 日公布、同日施行)

(*6) 『「税関の通関申告単位に対する登録登記管理規定」に関する公告』

(税関總署公告 2005 年第 18 号 2005 年 5 月 13 日公布、同日施行)



「8 号令」とは

8 号令とは以下の法令の俗称です。

『外商投資商業分野管理弁法』

(商務部令 [2004] 第 8 号 2004 年 4 月 16 日公布、同年 6 月 1 日施行)

中国は、国際公約として、2001 年 12 月の WTO 加盟後 3 年以内、即ち 2004 年 12 月 11 日までに卸売・小売など流通分野における独資商業企業 (100% 外資) の設立を認めることになっていましたが、当該法規により、これが実現しました。

現地販売会社設立に必要な最低資本金の大幅引き下げや、製造型企業が經營範圍に商業行為 (いわゆる「仕入販売」) を含むことを容認された点は、既存進出企業を中心に高い関心を集めました。

第6章 会計・税務

Q6-23. 経済補償金に対する個人所得税

問： 1. 中国において、中国籍の労働者が企業から経済補償金を受領した場合、個人所得税の納付義務は発生するのでしょうか。

以前、経済補償金は日本の退職金と異なり、契約の解除・終了に伴って、一時的に仕事なくなるので、次の仕事が見付かるまでの補償金であり、そのため個人所得税の納付は必要ないと聞いたことがあります。

2. またこれについて、「企業所在地の前年度全従業員の全平均給与の3倍までは免除」というルールがあるとも聞きます。もし、そうである場合、①年収ベースで3倍までということでしょうか。それとも、②月収で3倍までということでしょうか。

例えば、勤続年数が12カ月を超える15カ月の場合などで、仮に月収10,000元、勤続15年、経済補償金の支払月数15ヵ月、さらに当該地域の平均月収が2,000元（3倍で6,000元）の場合ですと、上記①、②の課税対象額はそれぞれ、

$$\text{① } 10,000 \text{ 元} \times 15 \text{ カ月} - 6,000 \text{ 元} \times 12 \text{ カ月} = 78,000 \text{ 元}$$

$$\text{② } (10,000 \text{ 元} - 6,000 \text{ 元}) \times 15 \text{ カ月} = 60,000 \text{ 元}$$

となり異なります。

答： 1. 従業員が労働契約の解除により取得する経済補償金は、『国家税務総局の個人が労働契約解除によって得る経済補償金について個人所得税を徴収する問題に関する通知』(*1)により、給与所得の一種として個人所得税を納税しなければならないとされています。

ただし、『個人が雇用企業との労働契約の解除により取得した一括性補償収入の個人所得税免除問題に関する通知』(*2)にて免税枠が設けられています。具体的には、企業所在地の前年度全従業員の平均給与の3倍の額までは、免税とされており、その額を上回る部分につき、課税されることとなっております。

加えて、前述の『国家税務総局の個人が労働契約解除によって得る経済補償金について個人所得税を徴収する問題に関する通知』により、経済補償金はその金額が比較的大きいこと、且つ一定期間固定収入がなくなることを考慮し、一定期間に平均することが許可されています。（具体的には、勤続年数で割った金額を基数として、その基数に対して税法規定に基づき個人所得税を計算する。勤続年数が12年を超える場合は12年で計算する）

2. 勤続年数1年に対し、賃金1ヵ月分が経済補償金として支給されますが、その1ヵ月の額が所在地の従業員月額平均給与の3倍以内は免税となります。（あくまで月単位での計算です）

一方で、経済補償金の支給期間・額に対し、2007年末以前と2008年以降で別々に制限する規定が存在します。2007年以前は、『労働契約の違反及び解除における経済的補償規則』(*3)により、一般的な支給期間は12カ月分を上限と規定しております(14、15年の勤務であっても12カ月分支給が上限)。また、2008年以降については、『労働契約法』(*4)の第47条により、同平均賃金の3倍に相当する額を上限とし且つその額の場合、支払い対象年数は12カ月を超えない(2008年起算)と規定されています(3倍に満たない場合は、12カ月の制限は付かないと考えます)。

本件の前提条件では、理論上以下の通りです。(09年末、15年勤務で退職した場合)

	95年～06年 (12年間)	07年 (13年目)	08年 (14年目)	09年 (15年目)	【合計】
・経済補償金	@1万円× 12カ月	ゼロ	6千元 (3倍上限)	6千元 (同左)	32千元
・課税対象額	@4千元× 12カ月	ゼロ	ゼロ	ゼロ	48千元

※課税額計算の際はその他控除可能諸費用(養老保険費の控除等)が存在しますが、ここでは考慮していません。

尚、上記説明はあくまで、机上の計算に基づくものであり、実際には、具体値を提示の上、税務当局に詳細を確認されることをおすすめします。

【根拠法規】

- (*1) 『国家税務総局の個人が労働契約解除により取得した経済補償金に対する個人所得税徴収に関する問題の通知』
(国家税務総局 国税発[1999]第178号 1999年9月23日公布、同年10月1日施行)
- (*2) 『個人が雇用企業との労働契約の解除により取得した一括性補償収入の個人所得税免除問題に関する通知』
(財政部 税務総局 財税[2001]第157号 2001年9月10日公布、同10月1日施行)
- (*3) 『労働契約の違反及び解除における経済的補償規則』
(労働部 勞部発[1994]第481号 1994年12月3日公布、1995年1月1日施行)
- (*4) 『中華人民共和国労働契約法』
(主席令第65号 2007年6月29日公布、2008年1月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-24. 駐在員事務所によるサンプル購入

問： 最近、駐在員事務所への管理強化の動きがありますが、駐在員事務所による下記のような行為は、法的に特に問題はないでしょうか。また、PE とみなされる可能性はあるでしょうか。

「駐在員事務所が、中国の企業からサンプルを購入し、本社に送付する。サンプル費用は事務所の経費として処理される。サンプル費用は数千元程度」

答： まず、お問い合わせの行為は、法的には特に問題ありません。

後半部の PE の可能性については、有識者にも確認しましたので、以下のように回答します。

1984年に発効した『日中租税条約』(*1)の第4条第1項に恒久的施設(PE)に事務所を含むとありますが、同条第4項には、第1項の規定にかかわらず、企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有することは PE に含まれない、とされています。

また、2006年に公布された『租税協定の恒久的施設認定等の関連問題に関する通知』(*2、以下、『通知』)では、PE の定義がより明確となりました。それによると、PE は企業が全てまたは一部の営業を行う固定場所とした上で、「準備性または補助性」活動のみに従事する場合は PE とみなさないとされました。

この「準備性または補助性」活動について、『通知』によると、以下の3点に注意すべきとあります。

- ① 固定施設または場所が総機構のみのためにサービスを提供しているか否か、或いは他人と業務取引があるか否か。
- ② 固定施設または場所の業務性質が総機構の業務性質と一致しているか否か。
- ③ 固定施設または場所の業務活動が総機構の重要組成部分であるか否か。

本件のサンプル購入が、他社ではなく本社のためであって、かつ本社の業務に一致しており、本社の活動の重要な部分を形成していない場合は、PE とみなされない可能性が高いようです。

尚、『通知』の第4条には、納税者が固定施設または場所において、総機構のためだけに準備性または補助性活動のみに従事し、PE にはならないと考える場合、税務機関へ関連の証明資料を提出し、税務機関に判定してもらおうと規定されています。つまり、PE かどうかを最終的に決めるのは税務機関であることを留意しておく必要があります。

また、PEの認定基準については、各地域、各税務局によって解釈が異なるケースが少なくないため、本件につきましては、サンプルを実際に購入する前に、地元の税務当局に確認されることをおすすめします。

【根拠法規】

(*1) 正式名称：『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』

(1983年9月6日調印、1984年6月26日発効) 通称：『日中租税条約』

(*2) 『租税協定の恒久的施設認定等の関連問題に関する通知』

(国家税務総局 国税発[2006]第35号 2006年3月16日公布・施行)

第6章 会計・税務

Q6-25. 役務提供に対する営業税

問：2009年1月1日に改正された『営業税暫定条例』で、役務提供について「課税役務の提供者又は提供先が中国にいる企業或いは個人」と変更されましたが、外国法人が中国国内企業にサービスを提供した場合にも営業税が課せられ、代金支払者である中国国内企業が源泉徴収義務を負う（代金支払い時に営業税分を差し引きして支払う）という理解でよろしいのでしょうか。

答：基本的にはご理解の通りです。但し、サービスの提供場所が中国国外であった場合、一部の業務については営業税が課せられないものもあります。

1. 2009年1月1日より『営業税暫定条例』(*1)及び『営業税暫定条例実施細則』(*2)が改正・施行されました。これらの中で、役務提供に関しては、次の点に変更されました。

(1) 課税役務提供の判断基準が、「役務を提供する場所が中国国内である」ことから、「役務の提供者又は提供先が中国にいる企業或いは個人である」ことに変更された。

(『営業税暫定条例実施細則』の第4条)

(2) 課税役務提供にかかる納税地が、「課税役務の発生地」から、「企業の所在地或いは個人の居住地」に変更された。

(『営業税暫定条例』の第14条)

ご質問の事例では、サービスの提供を受けるのが中国国内企業であり、営業税の課税役務と判断されます。

また源泉徴収義務者については、「中華人民共和国国外の単位或いは個人が、国内において課税役務の提供、無形資産の譲渡或いは不動産の販売を行い、国内において経営機構を設置していない場合、その国内の代理人を源泉徴収義務者とする。国内に代理人がない場合、譲受側或いは買入側を源泉徴収義務者とする」と規定されています。

(『営業税暫定条例』の第11条)

2. 2009年9月に『個人の金融商品売買など営業税の若干の免税政策に関する通知』(*3)が公布されました。その内容は、上記1.(1)の特例として、中国国外の組織単位等が、国内の組織単位等に役務を提供する場合、役務を提供する場所が中国国外であれば、財政部、国家税務総局が規定する一部の業務(後述)については、営業税を徴収しないとするものです。(役務を提供する場所が国内であれば、通常通り課税されます)

具体的な業務については、同通知の第4条に、「文化スポーツ業(テレビ放映を除く)、娯楽業、サービス業中のホテル業、飲食業、倉庫業、およびその他サービス業中の浴場、

理髪、クリーニング、表装、謄写印刷、文字彫刻、複写、梱包の役務」と規定されています。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国営業税暫定条例』（2008年改正）

（国務院令第540号 1993年12月13日中華人民共和国国務院令第136号發布 2008年11月5日

国務院第34次常務會議改正採択 同年11月10日公布、2009年1月1日施行）

(*2) 『中華人民共和国営業税暫定条例實施細則』（2008年改正）

（財政部令第52号 2008年12月15日公布、2009年1月1日施行）

(*3) 『個人の金融商品売買など営業税の若干の免税政策に関する通知』

（財政部 国家稅務總局、財稅[2009]第111号 2009年9月27日公布、同年1月1日施行）

第6章 会計・税務

Q6-26. 賞与に対する個人所得税

問： 個人所得税の賞与計算徴収方法について、年2回の賞与両方に適用することができない、いずれか1回との中国側見解で、現在も間違いないでしょうか。加えて、現在の計算徴収方法とその根拠となる規定について、ご教示願います。

答： ご質問の件については、『個人が取得する年間一回払賞与など個人所得税計算徴収方法の調整問題に関する通知』(*1)(以下、『通知』)が根拠法規となります。

ただし、多くの日本企業が採用している年2回の賞与について、『通知』の適用の可否判断が各税務局で異なるようです。多くの税務局において、日系企業に対しては、夏冬のボーナスのどちらか1回については、年1回性賞与の計算を認めるといった取扱いがなされてきました。しかし地域によっては、以下のような異なる見解を採る税務局もあるようです。

『通知』の年1回払賞与は、会社が年間の経済的効益と従業員の年間業務業績の総合評価状況に基づき従業員に支給する1回払の賞与に限定され、日系企業のような夏冬ボーナスは性質上これに当たらない。

年2回賞与のうち、1回分について年1回払賞与の計算を認められる場合は、以下のよう
に、1カ月分の賃金給与所得として単独で計算納税することになります。

- (1) 年1回払賞与を12カ月で均等割りした金額をもって、税率や速算控除額を確定。
- (2) 年1回払賞与が支給される従業員の当月賃金給与所得が税法で定める費用控除額を下回る場合とそうでない場合で、計算式が異なります。

①従業員の当月賃金給与所得 \geq 税法の規定する費用控除額

納付税額=従業員が当月に取得する年間1回性賞与 \times 適用税率-速算控除額

②従業員の当月賃金給与所得 $<$ 税法の規定する費用控除額

納付税額

= (従業員が当月に取得する年間1回性賞与-従業員の当月賃金給与所得と費用控除額との差額) \times 適用税率-速算控除額

※当月に既に費用控除額(非居住者の場合4,800人民元)を使っている場合、賞与の税金計算には、この控除額を使えませんので、ご注意ください。

(3) 賞与が年2回支払われる場合(多くの日系企業の駐在員がそうであるように)、そのうち1回は『通知』に基づき上記の計算式で計算することになりますが、残りの1回については、支払い当月の賃金給与額と合算し個人所得税を納めることとなります。

いずれにしても、各地によって取り扱いが異なることもあり、本件については、現地の税務当局にお問い合わせされることをおすすめします。

【根拠法規】

(*1) 『個人が取得する年間一回払賞与など個人所得税計算徴収方法の調整問題に関する通知』

(国家税務総局 国税発[2005]第9号 2005年1月21日公布、同年1月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-27. 保険金の受領と税金

問：日本発中国行きの貨物について、海上貨物保険を日本で手配しました。仮に事故が発生し、保険金を中国で受け取る場合、所得と看做され課税されることはありますか。

またそもそも、中国国外、中国国内双方から支払われる保険金に関わる税金は、どの法令を参照すればいいのでしょうか。

答：本件は、中国居住者である企業及び個人が受け取る保険金所得に対する課税の有無としてご回答します。

1. 受取人が企業の場合

企業が受け取る保険金については、『企業所得税法实施条例』(*1)の第32条第2項に、以下のように定められています。

「企業に発生した損失で、責任者賠償および保険賠償金を減じた後の残高は、国务院の財政、税務主管部門の規定に照らして控除する」

すなわち、企業に発生した損失から受取保険金を減じて、さらに損失が残っている場合は、その損失については費用として計上（損金算入）できることとなります。

尚、受取保険金が損失額を上回る場合は、その差額については所得として企業所得税が課税されます。

2. 受取人が個人の場合

受取保険金は『个人所得税法』(*2)の第4条の中で、「保険の賠償金」は个人所得税の納付を免除すると定められており、中国国外、中国国内どちらから支払われたかを問わず、个人所得税は課税されません。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国企業所得税法实施条例』

(国务院令第512号 2007年12月6日公布、2008年1月1日施行)

(*2) 『中華人民共和国个人所得税法』(2008年改正)

(主席令第85号 2007年12月29日公布、2008年3月1日施行)

第6章 会計・税務

Q6-28. 三項基金の積み立て

問： 合弁会社の FS を作成中です。コンサルタント会社が示した収益計画の中で、前年度の累積赤字を消さないまま、単年度の税引き後利益から、三項基金を積み立てる内容になっております。これは、中国の会計制度上、正しいでしょうか。まず、累損を解消した上で積み立てるとというのが正しいやり方のように思うのですが、いかがでしょうか。

答： ご指摘の通りです。三項基金は、繰越欠損金が存在する場合には積み立てる必要はなく、繰越欠損金が解消された後に処分可能利益が存在する場合に積み立てることになります。

根拠としては、以下の法規の条文をご覧ください。

・『外商投資企業による新企業財務制度の執行に関する補充規定』(*1)

第1章 第10条

外商投資企業の所得税納付後の利益の分配順位並びに「三項基金」の積立て及び使用の問題について

1. 外商投資企業が所得税を納付した後の利益については、次の各号に掲げる順位に従い分配する。

- (1) 没収された財物損失並びに各種税収の滞納金及び罰金の支払
- (2) 企業の過年度の欠損の補填
- (3) 予備基金、企業発展基金並びに従業員奨励及び福利基金の積立て
- (4) 投資家に対する利益の分配。企業の過年度の未分配利益については、当該年度に組み入れ投資家に分配することができる。

・『中外合弁経営企業法实施条例』(*2)

第76条

合弁企業が『中華人民共和国外商投資企業と外国企業所得税法』に照らし所得税を納税した後の利潤分配の原則は、以下のとおり。

- (1) 準備基金、従業員奨励および福利基金、企業発展基金を控除し、控除比率は董事会が決定する。
- (2) 準備基金は合弁企業の損失の補填に使用するほか、審査認可機関の認可を経て、当該企業の増資、生産拡大に使用してもよい。

- (3) 本条第(1)項規定に照らして三項基金を控除した後の分配利潤は、董事会が分配を決めた場合、合弁各方の出資比率にもとづいて分配を行わなければならない。

第77条

前年度の欠損が補填されないうちに利潤を分配してはならない。前年度に未分配の利潤は、本年度の利潤に組み入れて分配することができる。

【根拠法規】

- (*1) 『外商投資企業による新企業財務制度の執行に関する補充規定』
(財政部 [93]財工字第474号 1993年12月23日公布・施行)
- (*2) 『中華人民共和国中外合弁経営企業法实施条例』
(国务院令第311号 2001年7月22日改正・公布・施行)



三項基金

三項基金とは、従業員奨励福利基金、準備基金、企業発展基金という法定積立金を指します。会計年度が終了後、董事会を開き、ここで利益処分を決定することになります。

従業員奨励福利基金・・・従業員の福利厚生や奨励金、年末の決算賞与に使用される法定公益金で、積み立てられた後は従業員に帰属し、労働組合等の集団福利に用いられます。

準備基金・・・企業の予備的な留保資金で、欠損金の補填や増資に使用します。

企業発展基金・・・企業の技術改良や設備の増設に使われ、増資にも使用できます。

第7章 人事・労務

第7章 人事・労務

Q7-1. 複数の人材派遣会社の活用

問： 中国の外商投資企業が従業員を直接雇用し、人事ファイル保管、社会保険料の計算等のサービスを人材派遣会社に委託する場合、複数の人材派遣会社を同時に起用することは禁止されているのでしょうか。

答： 1. 人事ファイル保管：

この人事ファイルが中国語でいう「档案」のことを指すのであれば、原則的には、外商投資企業が従業員を直接雇用した場合、その従業員の人事ファイル（以下「人事档案」という）を保管する必要があります。但し、当該外商投資企業は一時的に人事档案の安全保管条件を備えていない場合には、主管部門又は当該地区の国家档案馆に委託して代理保管させることができます。その法的根拠は、以下の通りです。

『外商投資企業档案管理暫定施行規定』^(*)

第6条「外商投資企業の文書資料の保存範囲には、主として次の各号に掲げるものが含まれる。……(4) 労働賃金、人事及び法律事務管理分野の文書資料。……」

第7条「外商投資企業の各部門の作成する文書資料は、原則として当該部門が作成及び保存につき責任を負い、当該企業の規定に従い、档案部門又は指定された部門に対して定期的に移転する。……」

第9条「外商投資企業は、保存室並びに必要な施設及び保護設備を備えて档案を保管し、档案の安全を確保しなければならない。一時的に档案の安全保管条件を備えていない企業は、主管部門又は当該地区の国家档案馆に委託して代理保管させることができる。……」

したがって、外商投資企業の任意でこのような人事档案の保管業務を人材派遣会社等に委託することはできないと思われますし、複数の人材派遣会社に委託するということは更にあり得ません。

また、外商投資企業が雇用した従業員は大学及び中等専門学校の卒業生、専門技術者並びに管理職を務める人員などである場合には、上記『外商投資企業档案管理暫定施行規定』の第9条に規定されている人事档案の「主管部門」は当該地区の「人材流動サービス機構」となり（『流動人員人事档案管理暫定施行規定』^(**) 第2条及び第4条）、実務上、外商投資企業はそれらの従業員の人事档案の保管業務を当該「人材流動サービス機構」に委託することが多いようです。

2. 社会保険料の計算等のサービス：

ご質問にある社会保険料の計算等については、企業の任意で人材派遣会社に委託することが出来ます。またこのサービスを複数の人材派遣会社に委託することについては、これを制限する規定を見つけることはできませんでしたので、可能だと思います。

【根拠法規】

(*1) 『外商投資企業档案管理暫定施行規定』

(対外貿易経済合作部、国家経済貿易委員会、国家档案局 1994年12月29日公布、同日施行)

(*2) 『流動人員人事档案管理暫定施行規定』

(中共中央組織部、人事部 1996年12月18日公布、同日施行)

第7章 人事・労務

Q7-2. 無固定期間派遣のリスク

問：『労働契約法』施行を受けて、FESCO の労務派遣契約が新しい内容の契約に切り替わっていると思います。この中で、連続勤務 10 年を超えた従業員については、本人が希望すれば、FESCO との間で「無固定期間労働契約」を締結し、FESCO と企業（駐在員事務所）間で締結する労務派遣契約も、派遣期間は「無固定」となることを FESCO は主張しております。

また、企業へのリスク転嫁の一環として、企業側の理由で派遣期間の途中に従業員を送り返す場合、本人の再就職または定年年齢までの間、経済補償金以外に最低賃金＋社会保険料を企業側が支払い続ける条項が、派遣契約書に付いております。

本件に関し、各社の対応はどのようなものでしょうか？

企業としてはあくまで従来の「2年間の労務派遣契約」を続ける（つまり、上記の経済負担は負わない）ことを主張することは現実的に可能なのでしょうか？ 或いは、これは現実的な“リスク”としてとらえる他ないのでしょうか？この辺の実情を教えてくださいければ幸いです。

答：1. 結論から申し上げますと、FESCO の主張全てが法律上定められているものではありませんが、同社から派遣労働者を受け入れる以上は、方針に従わざるを得ないかと思われれます。

2. 根拠等

(1) 無固定期間の雇用義務

ご質問にあるように『労働契約法』^(*) 第 14 条により、労働者の当該雇用単位における連続勤務が満 10 年を超える場合、雇用単位に無固定期間の雇用が義務付けられています。

また第 58 条には「労務派遣単位は、本法でいう雇用単位であり、雇用単位の労働者に対する義務を履行しなければならない」とあることから、労働者の雇用単位は労務派遣単位であり、この義務を負うべきも労務派遣単位であると考えられます。

(2) リスクの転嫁

しかしながら、ご存知の通り『労働契約法』は労務派遣単位に対して厳しい規制を課していることから、労務派遣単位が派遣先との労働者派遣契約に際し、労働者との契約におけるリスクをできるだけ派遣先に転嫁するように変化してきています。

具体的には、本件のように満 10 年を超える連続勤務の問題や第 58 条における派遣労働者が業務のない期間の賃金等の保障の問題などが挙げられます。

(3) 実務的な現状

いくつかの企業に実例をうかがったところ、ご質問のような「連続勤務 10 年を超えた場合の無固定期間雇用のリスク回避」や「派遣契約期間中に契約を解除した場合の派遣労働者の賃金等保障のリスク回避」に関する要求が、FESCO 以外にも中智（中国国際技術智力合作公司）といった人材派遣会社からも同様に行われているとの例を伺うことができました。また、いずれの企業も要求には従っておられるようです。

3. 対応

本件は、派遣元企業と派遣先との間におけるリスクに対する内部的な責任分担の問題であると考えられます。よって条件の合うその他労務派遣単位を探すか FESCO との交渉を行うかしかないかと思われます。

但し、駐在員事務所が労働者を受け入れられる労務派遣単位の数が限られている中、最大手である FESCO が上記のような対応をしている以上、その他の労務派遣単位においても同様の対応がなされているものと推測されます。したがって、労務派遣単位による本件のような要求を拒むことは、現実的には難しいかと思われます。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国労働契約法』

(全人代常委会 主席令第 65 号 2007 年 6 月 29 日公布 2008 年 1 月 1 日施行)

第7章 人事・労務

Q7-3. 年次有給休暇の勤続年数計算に関する解釈1

問： 年次有給休暇付与の計算根拠となる「勤続年数」について、上海市人力資源和社会保障局より以下の様な解釈が出されたと聞きましたが、年次有給休暇付与に関して以下の理解でよいのでしょうか？

1. 有給休暇の享受に関する条件について

『企業従業員有給休暇実施弁法』第3条でいう“従業員が連続満12ヶ月以上勤務した場合”とは、従業員が同一の雇用単位（企業など）に連続12ヶ月以上勤めた場合だけでなく、従業員が異なる雇用単位で連続12ヶ月以上場合も含まれるのでしょうか。例えば、A公司以5ヶ月勤め、B会社に転職して7ヶ月勤めた時点で、年次有給休暇取得条件の12ヶ月を満たした場合、年次有給休暇を享受できるのでしょうか。

2. 累計勤務期間について

累計勤務期間は、機関、企業、事業単位、民営非企業単位等において全日制で従事した期間となっており、非全日制（1日平均4時間、週24時間を超えない範囲）で労働に従事した場合は勤続年数としてカウントしないのでしょうか。

答： ご質問にある解釈とは、人力資源・社会保障部弁公庁が2009年4月15日付で発表した『企業従業員有給年次休暇実施弁法』の関連問題に関する回答書^(*)（以下「回答書」）のことで、「投資機構会員ネット」データライブラリーに「回答書」の日文訳がありますので、ご参照ください。

1. 有給休暇を享受する条件については「回答書」の中で次のように回答しております。

『企業従業員有給年次休暇実施弁法』第3条における「従業員の連続勤務満12ヶ月以上」とは、従業員が同一雇用単位で連続して満12ヶ月以上勤務する状況を含み、従業員が異なる雇用単位で連続して満12ヶ月以上勤務する状況も含むとしております。従いまして、別々の会社で勤務しても合算して満12ヶ月以上の連続勤務であれば該当することになります。

従って、例として挙げられたケースも年次有給休暇を享受できるということになります。

2. 非全日制の労働者については、以下の点から有給休暇の享受は認められていないため、労働従事は勤続年数カウントの対象ではありません。よって非全日制の勤務期間は含まれません。

(1) 累計勤務期間については「回答書」の中では、『企業従業員有給年次休暇実施弁法』第4条における“累計勤務時間”とは、従業員が機関、団体、企業、事業単位、民営非企業単位、労働者のいる個体工商户等の単位で全日制勤務に従事する期間…。」とあります。

(2) また地方性の通達ベースでは非全日制の労働者に有給休暇制度を実施しないことが明確にされています。

① 『広東省企業が従業員の有給休暇を制度の実施を徹底することに関する若干意見』^{(*)2} 第10条では、「非全日制の労働者については、有給休暇の享受しない」と明文規定されています。

② 『浙江省労働と社会保障庁の企業従業員金の有給休暇制度の実施を徹底することに関する若干意見』^{(*)3} でも第12条で同様な規定がなされています。

【根拠法規】

(*1) 『企業従業員の有給休暇実施弁法』の関係する問題に関する回答

(人力資源・社会保障部弁公庁 人社庁函[2009]149号 2009年4月15日公布、施行)

(*2) 『広東省企業が従業員の有給休暇を制度の実施を徹底することに関する若干意見』

(粵勞社發[2009]7号 2009年1月23日公布、施行)

(*3) 『浙江省労働と社会保障庁の企業従業員金の有給休暇制度の実施を徹底することに関する若干意見』

(浙勞社勞薪[2009]36号 2009年3月31日公布、施行)

第7章 人事・労務

Q7-4. 年次有給休暇の勤続年数計算に関する解釈 2

問：当社中国現地法人の就業規則は『従業員有給休暇条例』^{(*)1} が施行される前から存在しますが、同条例に符合しない点があります。

そこで、次のようなケースについて、以下後教授ください。

- ・ 2009年度は15日間ではなく20日間の有給休暇を付与しなければならないのでしょうか？
- ・ もし20日間を付与しなかった場合、罰則はありますか？

(前提条件 1)

当社中国現地法人は就業規則にて年次有給休暇を以下の様に規程・運用をしています。

- (1) 会社に1年以上勤務した者 15日/年
- (2) 会社に5年以上勤務した者 20日/年
- (3) 会社に1年未満勤務した者 1日/1ヶ月

(前提条件 2)

例えば、当社中国現地法人に勤務するAさんの勤務年数が以下の場合

当社中国現法での勤務年数：1年
自社以外の勤務年数：9年
合計：10年

答：1. 有給休暇の日数について

(1) 法律の規定について

『従業員年次有給休暇条例』^{(*)1} では、累計勤務期間が満1年を過ぎ10年に満たない場合には有休は5日、満10年を過ぎ20年に満たない場合の有休は10日、満20年を過ぎている場合の有休は15日と規定されています。ここでいう累計勤続年数とは社会人になってからの全ての勤務歴を指します。

また『企業従業員年次有給休暇実施弁法』^{(*)2} 第13条では、雇用単位の独自の規則・制度で規定する有給日数等が法定基準を上回る場合、雇用単位は関係する規定に照らして執行すると規定されています。

なお『従業員年次有給休暇条例』では、法定日数を超過して付与される有給休暇は条例の対象外ではありません。よってこの期間を超えた分につきましては、各社の

規定に基づくこととなります。

(2) ご質問のケースについて

ご質問にあるケースでは、累積勤続年数が10年ということですので、法律で定められている有給休暇の日数は10日となります。また、それ以上与えるかどうかは、前述の通り御社の規定に基づき決まることとなります。そして御社の就業規則における「会社に1年以上勤務した者」の中の「公司」の概念が、公司＝御社ということが明記されていれば、“御社の規定に基づき”15日ということになると思われま

しかし、社内規則で法定分も法定を超える分もまとめて「年次有給休暇」としてくくっていることで、法定分と会社の福利分とを区別してはいないのであれば、従業員は当然、累計勤続年数ベースで判定すべき、つまり20日を付与すべきと主張する可能性があります。本来、詳しい状況から判断すべきですが、ご質問の内容をみる限りでは、こうしたリスクを排除するのは難しそうに感じられます。そうなれば年末に未消化があれば300%買い取りの対象ともせざるを得なくなるでしょう。

(3) 対応策について

万が一ご質問のケースで、前述のような主張（20日の付与）を従業員がした場合ですが、中国現地法人としては、従業員に累計勤続年数を証明できる根拠を示すよう求めること等が考えられます。この他にも合理的に決着を付ける方法はあるのではないのでしょうか。例えば、法定日数分は累計勤続年数ベースで判定（但し、本人が根拠を示すこと）、法定日数を超える分は会社勤続年数ベースで300%買い取りも無し、但し、翌年に限り繰越可、ということで本人を納得させ、且つ書面にサインしてもらうことが考えられます。同時にこの機会に、中国現地法人が同様な内容に就業規則などを改訂することをお勧めいたします。

2. 罰則について

御社の規定で15日ということであれば、『従業員年次有給休暇条例』上は問題ありません。但し『従業員年次有給休暇条例』では未消化の休暇日数については当該従業員の一日の賃金の300%を有給休暇報酬として支給することが規定されています。

もしも“会社に5年以上勤務“が累計勤務期間であり、20日で定められているところを15日しか与えない時には足りない日数分は買い取りの対象となる可能性はあります。

こうしたことを避けるためには、会社が支給する有給については買い取りの対象から外すなどの文言を就業規則の中に入れておくことが望ましいようです。

【根拠法規】

(*1) 『従業員年次有給休暇条例』

(国務院令第 514 号 2007年 12月 14日公布、2008年 1月 1日施行)

(*2) 『企業従業員年次有給休暇実施弁法』

(人力資源・社会保障部令第 1 号 2008年 9月 18日公布、施行)

第7章 人事・労務

Q7-5. 休憩時間の取り扱いについて

問： 当社の労働時間は 午前 8 時～午後 5 時で、この間、午前 10 分・昼食 40 分・午後 10 分の計 1 時間の休憩をとることになっています。

以前から 2～3 の法人にて午前・午後各 10 分の休憩を 8 時間の労働時間に入れるべきと労働局より指摘を受けていました。そして今回、前述の法人とは別の法人が、20 分の残業代を払うよう労働局より強い指導を受けました。

各法人とも会社設立時に、上記労働時間を定めた就業規則を労働局に提出しており、何も指摘はありませんでした。しかし現行の就業規則が違法となれば、就業規則を修正する必要があります。

午前・午後各 10 分の休憩を労働時間に入れなければならないという規定があるのかお教え下さい。

答： ご質問の状況が、以下の通りであることを前提に回答致します。

1. 前提：

労働契約上、1 時間の休憩を明記しており、その構成として、午前 10 分、昼食時 40 分、午後 10 分と記載されている。またその当該契約書を労働局は正式に受理している。

2. 検討ポイント：

会社が労働契約及び就業規則において休憩時間として規定した時間が、どのような場合に労働法規上も休憩時間と認められるのか（逆に、どのような場合に休憩時間とは認められず、労働時間に算入されるのか）という点を検討する必要があります。

3. 休憩時間設定基準に関する有識者の意見

労働時間及び休憩時間の認定基準に関して、法令上これを一般的に規定したものは見当たりません。このように、法令上明確な規定が見当たらない以上、労働契約や就業規則で規定した休憩時間の規定は原則としてそのまま労働法上の休憩時間としての効力を有するとの解釈が成り立ちます。

しかし一方で、会社が定めた休憩時間が労働法上の休憩時間として認められるためには、特に明確な規定は存在しないものの、当該休憩時間が休憩としての実質的な要件およびこれを担保するに十分な長さを有していることが必要とされることにも一定の合理性が認められると考えられます。午前 10 分と午後 10 分の休憩時間は、その時

間の短さから、休憩時間とカウントすることはできず、労働時間に含まれるとの解釈も、成り立ち得ると考えられます。

4. 北京・天津・広州の労働局へのヒアリング結果

この点について実務的な運用を調査すべく実務調査を行い、以下のとおり複数種類の内容の回答が得ました。こうしたことを踏まえると、実務上必ずしも統一した運用がなされている訳ではなく、労働局によって異なる見解に基づき運用がなされていることに注意が必要です。

(1) 北京市労働局労働関係処

10分間の休憩時間が規定されていることについては、特段これを禁止する法令がないため違法とはいえないが、十分な休憩を取るには時間が足りず、不合理であるといえる。したがって、労働時間として計算する必要がある。(北京市労働局案内ホットライン及び上海市労働局案内ホットラインも同旨)

(2) 天津市労働局案内ホットライン

10分間の休憩時間が労働法上も休憩時間と認められるかどうかは、その他の休憩時間の規定次第である。たとえば、労働者が実際に自由に職場を離れて休むことができる旨規定されているのであれば、休憩時間と認めることができる。

(3) 広州労働局案内ホットライン

10分間の休憩時間も、労働契約や就業規則に規定されている以上は、その規定に従い休憩時間とすることができる(深圳市労働局労働関係処も同旨)。

5. 他社事例：

会員企業である製造メーカーの現地工場の運営状況をヒアリングしたところ、午前と午後10～15分程度の休みを有給で設けている例がありました。

6. 対応アドバイス：

以上のことを踏まえ、以下のような対応策が考えられるのではないのでしょうか。

(1) 労働局の指摘がいかなる法的根拠に基づくのかという点について、労働局に対して確認をすることです。これによって、必ずしも明確な法令上の根拠に基づかないと思われる上記労働局による指摘のトーンが弱まる可能性もないとはいえません。

(2) 労働法規の解釈については、監督機関である労働保障行政部門が実質的に第一次的

な権限を有すること及び午前 10 分・午後 10 分の休憩時間を労働法上の休憩時間とは認定しないとの解釈が実務上なされ得ることを考慮し、労働契約及び就業規則を修正する対応を採ることも 1 つの方法であると考えられます。

その場合には、午前 10 分・午後 10 分の休憩時間を廃止するか、もしくはこれを存続させたとしても労働時間としてカウントした上で、1 日の労働時間が 8 時間以内となるよう勤務時間を調整する必要があるものと考えます。

第7章 人事・労務

Q7-6. 常駐代表機構の雇用形態

問： 常駐代表機構のスタッフの雇用については、『国務院の外国企業常駐代表機構に関する暫定規定』の規定により今でも人材派遣会社からの派遣が義務付けられていると理解していますが、今尚直接雇用が出来ない理由（背景）は何でしょうか。

答： 1. ご指摘の点は『国務院の外国企業常駐代表機構に関する暫定規定』（以下『暫定規定』）^{(*)1} 第 11 条に規定されています。『暫定規定』が公布・施行された 1980 年当時の背景については、有識者からも意見を頂きましたが、次のようなことがあったのではないかと推測されます。しかし残念ながら、常駐代表機構が今尚、直接雇用が出来ない理由については、確認できませんでした。

2. 『暫定規定』公布時の背景

- (1) 当時の中国には、まだ『労働法』^{(*)2} もなく、労務関係法規が未整備の状態であった。また中国政府は外国企業のことがよくわからず、外国企業が従業員にどのような労働条件を提供するかという不安があった。そのため、労務派遣を義務付けることにより、外国企業で働く中国人を中国政府が管理しやすいようにした。
- (2) 加えて、常駐代表機構に派遣した中国人を通じ、中国政府が外国企業の情報を得る、という狙いもあったのではないかという説もあります。
- (3) また当時の中国では社会主義計画経済の下、国有企業が社会の基層単位として、従業員に賃金のほか、住宅・医療・教育等を供給する役割を担っていた。中国に進出した外国企業にはそうした機能を果たすことはできず、この点で外国企業による直接雇用は物理的に不可能な状況であった。

現在は当時と比較すると、経済政策が大きく変化し、また労務関係法規の整備も進んでいることから、直接雇用が可能な環境が整備されつつあると言えるでしょう。今後の『暫定規定』（の改定の有無）の動向に目が離せない状況と思います。

【関連法規】

(*)1 『国務院の外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』

(国務院制定 1980 年 10 月 30 日公布 同日施行)

(*)2 『労働法』（主席令第 28 号 1994 年 7 月 5 日制定 同日公布、1995 年 1 月 1 日施行)

第7章 人事・労務

Q7-7. 障害者雇用について

問：上海市では 2000 年の条例で障害者雇用促進を義務付けていると聞きました（企業の従業員の約 63 名に 1 名の割合で障害者を雇用するか、給与総額の 1.6%を障害者就業補償金として納付するか）。

数百、数千の従業員を抱える企業であれば障害者の雇用もあまり問題ないでしょうが、従業員が 10 人～50 人の小規模企業の場合、障害者雇用の義務はどう捉えれば良いのでしょうか？

また上海の例ですが、現地法人で働く従業員全員について、FESCO 等の人材派遣会社と従業員の派遣契約を交わしており、現地法人の直接雇用とはなっていない場合（極端な言い方をすれば、直接雇用は日本から出向の駐在員のみ）、障害者雇用の計算対象は日本人駐在員の数となるのでしょうか？それとも派遣契約の中国人スタッフもカウントされるのでしょうか？

答： 1. まず、従業員数が元々少ない企業で雇用すべき障害者数をどのように認識すべきなのかという質問について、以下回答申し上げます。

(1) 上海市における規定に基づく回答

ご質問にある 2000 年の条例とは、『上海市身障者分散手配就業弁法』(*1 以下「弁法」) のことだと思います。おっしゃるように第 4 条で「必ず本単位の前年度の在職職員の平均人数の 1.6%の割合で身障者の就業を手配しなければならない」と規定しています。※63 名に 1 名の割合とは規定していません。

従業員数が元々少ない企業では、前述の規定の割合で雇用すべき障害者数を計算すると、その数が 1 人に満たなくなります。こうした場合の具体的な対応に関する上海市の明文規定は見つけることはできませんでした。

(2) 北京市の関連規定に基づく回答

北京においては、『北京市の比率に基づいて身障者の就業を手配する弁法』(*2) 第 5 条では「身障者の就業を手配すべき比率の人数が 0.5～0.9 人の間の場合、1 名の身障者を手配することで計算する」と規定されております。

(3) ご質問の中にもあるように、身障者を雇用しなければならない人数に達しなかった場合は、保障金を納めなければなりません。北京における納付金額決定書ともいえる書類の写真が掲載されている HP^(*) を見つけました（見る限り 2006 年で、

実物と思われますが)。この書類上では、現在の従業員数2名、雇用すべき身障者の人数は0.034人（北京は1.7%であるためこのような計算となります）と計算されています。これに対して実際の身障者雇用者数は0人であるため、保障金578元を請求するとしています。天津でも従業員数が10人に満たない日系企業で、身障者の雇用が難しいとのことで、やはり保障金を納めたケースも聞いたことがあります。

(4) 先にも述べたとおり、残念ながら上海では実務については分かりませんでした。上述の点から雇用すべき身障者数が1名に満たなくとも、1名として計算されるものと考えられます。ただし(3)でご紹介した納付金額決定書ともいえる書類では、雇用すべき身障者数が0.5人にも満たないケースであっても保障金を求めており、前述の『北京市の比率に基づいて身障者の就業を手配する弁法』の規定との間に矛盾があるように思われます。従って具体的には、現地の関係機関にお問い合わせされることをお勧めします。

(5) 話は戻りますが、ご質問にある弁法の根拠となる『中華人民共和国身障者保障法』^(*)が2008年に改正された際に全人代は記者会見の席上、制度の趣旨は身障者の雇用確保であり、保障金徴収ではないと説明しております。従って先ず身障者の雇用を優先的にご検討いただき、保障金については雇用が難しい状況が有る場合の副次的な対応と考えて下さい。

2. 続いて、現地法人の従業員が FESCO からの派遣社員と日本人出向社員のみで構成されている場合、雇用すべき身障者数をどのように算出すべきなのかについて、以下回答申し上げます。

(1) ご質問の内容に関して定めた法規を見つけることはできませんでした。

(2) 従って実態面について、北京にある企業に確認をしました。

この企業の説明によれば、計算基礎となる対象職員数のカウントは外国人従業員、中国人従業員の合計をベースとして行っているそうです。また中国人従業員については直接雇用の従業員だけでなく、FESCO 等の人材派遣会社からの派遣従業員も含むとのことでした。

【関連法規等】

(*1) 『上海市身障者分散手配就業弁法』

(1993年上海市人民政府公布 2000年5月11日《上海市人民政府の〈上海市身障者分散手配就業弁法〉を改正することに関する決定》に基づき改正、公布)

(*2) 『北京市の比率に基づいて身障者の就業を手配する弁法』

(北京市人民政府令 1994年第10号 1994年6月20日公布 1994年7月1日施行)

*原文名：北京市按比例安排残疾人就業弁法

(*3) URL: http://blog.sina.com.cn/s/blog_4a038fe3010005zs.html

(*4) 『中華人民共和国身障者保障法』

(主席令第3号 2008年4月24日改正 2008年7月1日施行)

第7章 人事・労務

Q7-8. 産業医の設置に関して

問： 中国における産業医の設置について教えてください。

弊社の親会社は日本にありますが、ご存知の通り日本の多くの企業では「産業医」が設置されています。先日、親会社のトップは弊社に視察に来られた時、労災を減らすための手段として、「産業医」の設置の話がありました。

そこで、以下の点についてお教えてください。

1. 自社内で「産業医」を設置する場合、行政官庁（地方政府）への届出が必要ですか。
2. 会社の経営範囲の変更が必要ですか。
3. 例えば1と2の手続きが必要の場合、どういった手続きが必要でしょうか。
4. このほか在中国の日系企業の中で、「産業医」を設置している会社はあるのかどうか。

答： 前提：産業医設置義務について

まず、中国において産業医設置義務を明確にした法規は存在しません。

一方、日本では『労働安全衛生法』^{(*)1}の第13条等で定められているように、従業員50名以上の会社では産業医の設置が義務付けられています。

前述の前提を踏まえて、ご質問に対して以下回答いたします。

1. 行政官庁への届け出義務について

前述の通り、産業医設置に関する法規がないため、地元の衛生当局に確認されることをお勧めします。

なお外国の医師免許取得者が中国で診断、治療行為を行うためには、『外国医師訪中短期医療行為管理暫定弁法』^{(*)2}で定められているように、「外国医師短期医療行為許可証」を衛生部に申請する必要があります。衛生部の許可を得ることができれば、1年間に限って中国での医療行為は可能となります（1年毎の更新は可能）。

2. 経営範囲の変更手続きについて

産業医を設置するということは医療事業を営むことではありませんので、定款変更等の手続きは不要です。

3. 手続きについて

繰り返しになりますが、関連法規がなく、また産業医設置の手順も見つけることができませんでしたので、地元の衛生当局に確認することをお勧めします。

4. 「産業医」設置の他社事例について

最後の質問ですが、有識者や当機構に会員企業から派遣されている者に聞いてみましたところ、現地の病院と提携して、定期的に中国人医師を派遣してもらっている企業はありました。しかしながら中国現法が国籍を問わず、産業医を設置している事例はありませんでした。

【根拠法規】

(*1) 『労働安全衛生法』

(1972年6月8日法律第57号 最終改正：2006年6月2日法律第50号)

(*2) 『外国医師訪中短期医療行為管理暫定弁法』

(衛生部令第24号 1992年10月7日公布、1993年1月1日施行)

第7章 人事・労務

Q7-9. 労務派遣契約について

問：「労務派遣」についての質問です。

1. 労働契約法第58条第2項に「労務派遣単位は派遣労働者と2年以上の期間の定めがある労働契約を締結し…」とありますが、一方「派遣労働者受入単位」である弊社では、労務派遣単位から労務派遣契約で10年以上の勤続所員は無固定期限の契約になっています。これは労働契約法の中で本規定14条のほうが特別規定58条労務派遣契約より優位になるのでしょうか。無期限を拒否はできないのでしょうか。
2. 労働契約法第14条(3)で「期間の定めのある契約を連続して2回締結し…(後略)」とあるのはどこを基点としての2回目なのでしょうか。勤続7年の所員について2008年1月1日以降初めての更改日を第1回とするのでしょうか。
3. 労働契約法第14条後半で「使用者が雇用開始から満1年以上労働者と書面により労働契約を締結していない場合云々」は期限の定めのない契約になると書かれています。しかし、労務派遣契約は2年契約ですから、当然1年以上に渡りますからこれも労務派遣契約に適用されるのでしょうか。無期限であっても契約書の更改はすべきでしょうか。
4. 無固定期限契約者に対して契約を終了(解除)させることは可能でしょうか。話し合いで同意すれば可能なのでしょうか。それは労働者のみが同意すること、それとも労務派遣単位の両方が同意することが必須条件なのでしょうか。
5. 無固定期限契約者に対して契約を終了(解除)させる場合、経済補償金はどのようにして計算するのでしょうか。
6. 労務派遣契約書には同意できなかった場合のケースは書かれていますが、同意した場合の計算は明記されていません。労働契約法に基づいて計算するのでしょうか。経済補償金は労務派遣単位に払うのでしょうか、それは全額、労働者に支払われるのでしょうか。心配なのは無固定期限契約者については定年までの給与および社会保険等も払わなければならないのかということです。

答：1. 結論から申し上げますと、労働契約法第14条が第58条第2項に優先します。

労務派遣単位が労働者に対して無固定期間労働契約の締結義務を負う場合、(労務派遣合意が瑕疵なく作成されたものである限り、)受入単位である貴社は、無固定期間の雇用義務を拒否できなくなるものと考えられます。

労働契約法第58条第1項によれば、労務派遣単位は、労働契約法にいう「雇用単位」であり、労働者に対する雇用単位としての義務を履行しなければならないとされています。

したがって、労務派遣単位と労働者との間で労働契約法第 14 条第 2 項の要件が充足され、かつ、労働者が要求した場合には、労務派遣単位は、無固定期間労働契約を締結する義務を負うものといえます。また、このように労務派遣単位が労働者に対して無固定期間労働契約の締結義務を負う場合には、（具体的な労務派遣契約を確認していませんが、それが瑕疵なく作成されたものである限り、）いただきました情報によれば労務派遣契約により貴社が無固定期限の契約になると約定されているようですので、この労務派遣契約によって貴社がその義務を転嫁され引き受けることになると考えられます。

一方、労働契約法第 58 条第 2 項の趣旨は、固定期間契約に関して（通常の雇用単位が自由に契約期間を設定できることと比較して）労務派遣単位の義務を加重したものであると考えられ、労務派遣単位に対して無固定期間労働契約の締結義務を免れさせるものではないと考えます。

2. この点は、貴社のご理解のとおり、2008 年 1 月 1 日以降の最初の契約更新を、労働契約法第 14 条第 2 項 (3) の連続締結の回数における第 1 回としてカウントします（労働契約法第 97 条第 1 項）。

ただし、以下の 2 点に注意する必要があるものと考えます。

- ① 労働契約法第 14 条第 2 項 (1) の勤続 10 年要件は、雇用単位による労働者使用の日から計算され、労働契約法施行前の勤務年数を含まなければならない（労働契約法実施条例(*2)の第 9 条）とされます。したがって、勤続 10 年要件については、（契約の連続締結の要件とは異なり、）労働契約法施行日（2008 年 1 月 1 日）前の部分についてもカウントされます。
- ② 労働契約法第 14 条第 2 項(3)の文言からは、必ずしもそうは読めないともいえますが、2008 年 1 月 1 日以降の契約締結（初回締結及び更新を含む）が合計 2 回目となった際に、契約を終了せず固定期間契約を更新した場合において、次の（=3 回目の）契約締結（更新を含む）の際に労働者が無固定期間労働契約の締結を申し出たときは、雇用単位はこの締結を強制されるのが現在の実務上の取扱いとなっています（『労働契約法の適用に係る若干の問題に関する上海市高級人民法院の意見』(*3)の第 4 条(4) 参照）。したがって、2008 年 1 月 1 日以降の 2 回目の更新時において、当該労働者との契約を終了するか、又は労働者が望んだ場合には、定年までの終身雇用をするかの決断を迫られるのが現在の実務であるといえます。ただし、有識者によれば、2008 年 1 月 1 日以降 3 回目の期限付き労働契約の期限到来時に、期限付き労働契約を更新しないとする選択肢は会社にもあるとの見解を示している。
地域もあるようです。念のため、事前に地元政府に確認されることをおすすめします。

3. 労務派遣契約は労働契約ではないため、労務派遣単位と受入単位との間の労務派遣契約には、労働契約法は適用されないものと考えます。したがって、労務派遣単位と受入単位との間の労務派遣契約には、労働契約法第14条第3項の「雇用単位が労働者雇用の日から1年が経過しても労働者と書面による労働契約を締結しない場合には、雇用単位と労働者とが既に期間の定めのない労働契約を締結しているものとみなす」旨の規定は適用されません。このため、契約期間が無期限とされている労務派遣契約について、内容を変更せずに契約をただ更新することの意義は、少なくとも労働契約法の観点からは特に認められないものと考えます。

尚、労務派遣単位が、雇用の日から1年間労働者と労働契約未締結であったことにより無固定期間労働契約を締結しているものとみなされた場合に、当該無固定期間の雇用義務が労務派遣契約によって受入単位に転嫁されるか否かは、労務派遣契約の具体的内容次第であるといえます。この場合には、無固定期間労働契約となった原因が、労働契約を締結しなかった労務派遣単位にあるともいえるため、無固定期間の雇用義務が受入単位に転嫁されるのが一般的という訳ではありません。

4. まず前提として、貴社と労務派遣単位との間で結んでいる労務派遣契約書の内容が当方では全くわかりませんので、下記の回答は、あくまでも貴社と労務派遣単位との間の派遣契約が標準的なものであり、かつ、労務派遣単位と労働者との間の労働契約が標準的なものであるとの前提に基づく法律上の解釈にとどまることにご留意下さい。

まず、無固定期間契約者に対して契約を終了（解除）させることは可能なのかとのお質問については、無固定期間労働契約を締結している労働者についても、労働契約法（*1）上の解除事由がある場合には、労働契約を終了（解除）することが可能であると考えられます。即ち、労働契約法には明確な規定がありませんが、その関連規定である労働契約法実施条例において、労働契約法上の解除事由がある場合には、「固定期間労働契約、無固定期間労働契約又は一定の業務任務の完了を期間とする労働契約を解除することができる」とされています（同条例第18条、第19条）。

また、話し合いで同意すれば可能なのかについては、法令上、労働者と雇用単位（労務派遣契約においては、労務派遣単位が雇用単位に該当）の間の合意によって無固定期間労働契約を含む労働契約を解除することができることが明確にされております（労働契約法第36条、労働契約法実施条例第18条第1号、第19条第1号）。

したがって、理論上は、話し合いで同意を得られれば（即ち、当事者が合意すれば）労働契約の解除は可能ということになります。尚、合意について書面がなければ、後に合意の有無について争われるリスクがありますので、合意を書面化すべきことはいうまでもありません。

次に、「派遣労働者との間のみで合意すればよいのか、もしくは派遣労働者、労務派遣単位の両方とも合意することが必要なのか」とのお質問に関して、結論から申し上げますと、

貴社と派遣労働者との間で合意だけでは足りず、派遣労働者及び労働派遣単位の双方と合意する必要があります。具体的には、三者間で書面による合意書を締結するのが安全であり、かつ、通常の対応であるといえます。

通常、労働派遣の法律関係においては、労働者と労働派遣単位との間に労働契約が存在し、かつ、労働派遣単位と労働者使用単位（貴社）との間に労働派遣に関する契約が存在します。このため、貴社としては、労働派遣単位に労働契約を解除してもらおうと同時に、労働派遣単位との間の労働派遣契約を解除する必要があるか、労働派遣単位と協議する必要があり、いずれの契約の解除についても、労働派遣単位が契約主体となっていることが合意書締結の背景です。もっとも、労働派遣単位との協議の結果、仮に派遣単位が他の派遣先に続けて当該従業員を派遣することができる場合等、結果として労働派遣単位が当該従業員との雇用関係を維持することもあります。

5. 無固定期間労働契約であっても、経済補償金の計算方式については、特に固定期間労働契約の場合等と違いはないものと考えられます。また、契約解除の理由の如何に関わらず、また、経済補償金計算に関する契約上の規定の有無に関わらず、原則として労働契約法及び関係法令の規定に従い計算された経済補償金の金額が最低額を画することになります（契約でこれを超える金額を約定することは可能と考えられます）。すなわち、

$(\text{本人の労働契約解除前 12 カ月の平均月給}) \times (\text{2008 年 1 月 1 日以降の勤続年数})$ との計算式に従うこととなります。ただし、上記の平均月給が雇用単位の所在する市級人民政府が公布する当該地区の前年度従業員の月平均月給の 3 倍を超える場合、支給する経済補償金の基準は本人の月平均月給の 3 倍の金額で支払い、経済補償金の支払期間は最高 12 年を超えないとあります。そして、労働派遣単位が上記の経済補償金支払い義務を負う場合には、基本的には労働派遣契約により当該経済補償金支払い義務が労働者使用単位（貴社）に転嫁されるものと思われます（もっとも、実際の労働派遣契約の規定を参照しなければ明確なことを申し上げることはできません）。尚、法令上、雇用単位の提案により労働契約を合意解除した場合には、雇用単位が経済補償金の支払義務を負うことが明確に規定されていますが、労働者の提案により労働契約を合意解除した場合については法令上規定がなく、この場合には雇用単位はそもそも経済補償金の支払義務を負わないと解される（したがって、具体的には労働派遣契約を参照する必要がありますが、労働者使用単位も基本的には経済補償金支払義務を負わないと思われる）ことにご留意下さい。

6. まず、前半のご質問について回答申し上げますと、労働者使用単位（貴社）の支払った「経済補償金」は、標準的な労働派遣契約・労働契約を前提とすると、基本的には全額派遣労働者に対して支払われるといえます。

ただし、労働派遣単位が経済補償金について、上前をはねるとの契約条項となっている可能性もゼロではありません（もっとも、このような契約は、「労働派遣単位は、労働者使用単位が労働派遣合意に照らして被派遣労働者に支払う労働報酬の上前をはねてはなら

ない」(労働契約法第 60 条第 2 項)との規定に抵触して、無効となる可能性があります)。また、労務派遣単位が受け取った経済補償金の一部又は全部について、労働者に対して事実上支払わなかったケースも過去には存在したことに注意が必要です。

次に後半部分の「定年まで給与及び社会保険等も契約終了(解除)時に払う必要があるのか」というご質問については、無固定期間労働契約であっても、途中でこれを適法に解約した場合には、解約時点で契約は終了し、契約に基づく権利義務も発生しなくなるため、当該解約時点以降の給与及び社会保険等を雇用単位(労務派遣単位)が支払う法律上の根拠はなくなると考えられます。労務派遣単位が支払う必要がない以上、通常の労務派遣に関する契約関係を前提とすると、貴社としても定年までの給与及び社会保険等を労働契約終了(解除)時(及びそれ以降)に支払う必要はなくなるものと考えられます。

いずれにせよ、貴社の労務派遣契約の具体的な内容に踏み込むご質問ですので、貴社と契約をされている弁護士の先生と一度ご相談されることをおすすめします。

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国労働契約法』

(主席令第 65 号 2007 年 6 月 29 日公布、2008 年 1 月 1 日施行)

(*2) 『中華人民共和国労働契約法实施条例』

(国务院令第 535 号 2008 年 9 月 18 日公布・施行)

(*3) 『労働契約法の適用に係る若干の問題に関する上海市高级人民法院の意見』

(上海市高级人民法院 滬高法[2009]第 73 号 2009 年 3 月 3 日公布・施行)

第7章 人事・労務

Q7-10. 工会の設置について

問： 現在、中国にある外商投資商業企業のスタッフは、FESCO からの派遣になっております。このスタッフを直接雇用に切り替えることを現在検討中ですが、その場合、工会の設立作業は、自ら同時に進める必要があるでしょうか（工会の設置は必須条件か否か）。

また、工会ではありませんが、全従業員を取り込んだ親睦を目的の組織があれば（法的には従業員の意思をとりまとめる組織としては認知されないと聞きます）、当面、自ら積極的に工会の設置に動く必要はないでしょうか。できれば、FESCO 内に工会が先にできてしまうことは避けたいと考えております。

答： 工会は、会社が指導して作らせるものではありませんので、作らせる義務はありません。その一方で、従業員は工会を設立する権利が認められており、従業員側が作ろうとした時にはこれを止めることはできません。

また、親睦を目的とした組織があつたとしても工会とは別のものになります。貴社が積極的に工会を作る必要はありませんが、親睦組織があることを理由に、従業員が工会を設立することを防ぐこともできません。

【根拠法規】

・『中華人民共和国工会法』

（1992年4月3日第7回全国人民代表大会第5回会議で採択、2001年10月27日第9回全国人民代表大会常務委員会第24回会議の「『中華人民共和国工会法』の改訂に関する決定」に基づき修正、同日施行）

第3条

「中国国内の企業、事業単位、機関において、賃金収入を主な生活源とする肉体労働者および頭脳労働者は、民族、人種、性別、職業、宗教、教育の程度に係わらず、全て法に依って工会に参加し、組織する権利を有する。如何なる組織および個人もそれを妨害または制限することはできない」



中国の工会と日本の労働組合

工会はよく「日本の労働組合のような存在」と言われるが、実際には異なる点も多い。主なものとしては、

- (1) 中国の工会が共産党の指導下にあるのに対して、日本の労働組合は特定政党を支持することはあっても、指導を受けることはない。
- (2) 中国では、ナショナルセンター（労働組合組織を全国レベルで取りまとめる中央組織）は中華全国総工会のみであり、工会は必ずこれに加盟している。
日本では連合、全労連、全労協など複数のナショナルセンターが存在し、またそれらに加盟していない労働組合組織も存在する。
- (3) 中国の工会は1企業1組織だが、日本では1企業に複数組織の結成が可能。
- (4) 中国では工会経費を、企業および組合員が支払い、加えて政府の補助が存在する。日本では組合員のみが費用を負担する。
- (5) 中国の工会の加入資格は、「主に賃金収入により生活し、又は使用者と労働関係を確立した肉体労働者及び頭脳労働者」とされており、高級管理職なども加入可能である。日本の労働組合の加入資格は「使用者の利益を代表する者以外」とされており、いわゆる「管理職」は対象外となっているケースが多い。

第7章 人事・労務

Q7-11. 合併企業の労働管理規定

問： 現在、中外合併企業の契約書、定款を作成しております。

労働に関する法律・規則について、お教え下さい。

1. 労働法、労働契約法のほか、外商投資企業の労働管理に関する全国法規があるでしょうか。
2. 以前は、「中外合資経営企業労働管理規定」というのがありました。また、「外商投資企業労働管理規定」というのもあったと記憶します。これらは、現在も有効なのでしょうか。

答： 1. 外商投資企業が理解しておくべき労働法規ですが、ご質問の本文中にある『労働法』及び『労働契約法』以外にも、関連する全国法規は少なくありません。以下ではその代表的なものをご紹介します。

- ・『中華人民共和国工会法』
(1992年4月3日第7回全国人民代表大会第5回会議で採択、2001年10月27日第9回全国人民代表大会常務委員会第24回会議の「『中華人民共和国工会法』の改訂に関する決定」に基づき修正、同日施行)
- ・『中華人民共和国就業促進法』
(主席令第70号 2007年8月30日公布、2008年1月1日施行)
- ・『労働契約法実施条例』
(国務院令第535号 2008年9月18日公布・施行)
- ・『労働災害保険条例』
(国務院令第375号 2003年4月27日公布、2004年1月1日施行)
- ・『障害者就業条例』
(国務院令第488号 2007年2月25日公布、同年5月1日施行)
- ・『女子従業員労働保護規定』
(国務院令第9号 1988年7月21日公布、同年9月1日施行)
- ・『従業員の労働時間に関する国務院の規定』
(国務院令第174号 1995年3月25日改正・公布、同年5月1日施行)
- ・『従業員年次有給休暇条例』
(国務院令第514号 2007年12月14日公布、2008年1月1日施行)
- ・『労働保障監査条例』

(国務院令第 423 号 2004 年 11 月 18 日公布、同年 12 月 1 日施行)

- ・『中華人民共和国労働争議調停仲裁法』

(主席令第 80 号 2007 年 12 月 29 日公布、2008 年 5 月 1 日施行)

2. 『中外合資経営企業労働管理規定』及び『外商投資企業労働管理規定』が現在も有効かどうかですが、以下の通り、共に廃止されています。

- (1) 『中外合資経営企業労働管理規定』(*1)は『国務院の 2000 年末以前に公布した一部の行政法規を廃止することに関する決定』(国務院令第 319 号 2001 年 10 月 6 日公布・施行)をもって廃止となっています。その廃止理由ですが、国務院令第 319 号によれば、『中華人民共和国労働法』(*2)、『中華人民共和国中外合弁経営企業法』(*3)、『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』(*4)等の規定に合わなくなったためとのことです。
- (2) 『外商投資企業労働管理規定』(*5)は『一部の労働と社会保障規則廃止することに関する決定』(労働社会保障部令第 29 号 2007 年 1 月 9 日公布)によって廃止となっています。この中で、『中華人民共和国労働法』等の法規が取って代わっているという状況を廃止理由としています。

【根拠法規】

- (*1) 『中外合資経営企業労働管理規定』

(国務院 1980 年 7 月 26 日公布・施行、2001 年 10 月 6 日廃止)

- (*2) 『中華人民共和国労働法』

(主席令第 28 号 1994 年 7 月 5 日公布、1995 年 1 月 1 日施行)

- (*3) 『中華人民共和国中外合弁経営企業法』

(主席令第 48 号 1979 年 7 月 1 日第 5 期全国人民代表大会第 2 回会議で採択、1990 年 4 月 4 日第 7 期全国人民代表大会第 3 回会議の『「中華人民共和国中外合資経営企業法」改正に関する決定』にもとづき改正、2001 年 3 月 15 日第 9 期全国人民代表大会第 4 回会議の『「中華人民共和国中外合資経営企業法」改正に関する決定』にもとづき第二次改正・公布・施行)

- (*4) 『中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例』

(国務院令第 311 号 2001 年 7 月 22 日公布・施行)

- (*5) 『外商投資企業労働管理規定』

(労働部 対外貿易経済合作部 勞部発[1994]第 246 号 1994 年 8 月 11 日公布・施行、2007 年 11 月 9 日廃止)

第8章 その他

第8章 その他

Q8-1. 報建費について

問：蘇州に合弁会社があります。敷地に建物を建設する場合、「政府に対し報建費という政府の建設承認費用が必要である」と合弁相手から言われています。この費用は設計立野の面積に対し 105 元/m²と馬鹿にならない費用です。

1. 報建費について聞いたことが有りませんが、いつから施行されたのでしょうか。また費用も正しいのでしょうか。
2. ある工業園区の管理委員会に本件の報建費について問合せしましたら、「乱収費です」と言われました。中国の地方政府ではこの乱収費が多いと言われておりますが、避ける方法は無いのか、また、支払い拒否は出来るのでしょうか？多数の企業、特に外資企業はこの乱収費で困っている、或いは、迷惑を蒙っている筈です。

なお、日系ゼネコンに問い合わせたところ、建設許可や設計など行う項目の申請後に IC カード取得の為の申請手続きがあり、その申請を報建（項目 IC カード）と言うそうです。また当該費用は昔も今も不要です、との事です。

答：1. 蘇州市の報建費の施行日とその水準を調べてみたのですが、残念ながらわかりませんでした。蘇州市と同じ江蘇省の鎮江市企画局潤州分局の HP には、報建費の標準として、「都市建設関連費：105～135 元/m²」という記載があり、ご質問中の金額と似た水準になっています。

※HP アドレス（ご参考）：<http://www.ghrzfj.gov.cn/bszn-view.asp?articleid=260>

2. 当該の報建費が乱収費とみなされるかどうかについては、『建築企業に係る費用徴収の専門管理に関する通知』^(*)の中で、乱収費をなくすために「不合理な費用徴収を廃止する」としており、その対象として「報建費」もあげられています。このことは、報建費の支払い拒否の交渉をする際、その根拠になり得ると思います。

報建費の支払い要求への対処方法として、まずは、その話を言ってきた合弁相手の方と一緒に蘇州市政府へ行き、政府の担当者に内容確認（根拠と内訳）されることをお勧めします。その際、口頭ではなく、書面で根拠法規と、専用の請求書を示すよう求めて下さい。「それらが示されないと支払うことは難しい」と告げるのも一案でしょう。

根拠の不明確な支払請求に対しては、支払うべきものは支払うが、必要のないものは支払わない、という基本姿勢が肝要です。まずは支払うべきものか否かを確認する

ために、根拠法規の提示を求め、併せて上述の乱取費には該当しないのか否かを確認することが第一歩だと思われます。明確な根拠法規があり、担当行政部門からの請求書と支払済が確認できる書面があれば、支払わざるを得ません。併せて現地日本商工会等を通して、現地政府の商務部門に改善を要求することになると思います。

【根拠法規】

(*1) 『建築企業に係る費用徴収の専門管理に関する通知』

(財政部・国家発展改革委員会・建設部、財綜[2003]46号 2003年6月23日公布・施行)

第8章 その他

Q8-2. リチウム電池の輸出入と空輸

問：中国へのリチウム電池の輸出・輸入は、これまで何も問題なく行われていたが、2009年2月以降は、中国で実施される電池安全性試験に合格し、鑑定登録を実施しなくては、輸出・輸入を行えないこととなったと聞いております。その新规定（通達）或は関連情報があるでしょうか。

答：お問い合わせの件につき調べましたが、輸出入取引制度上ではご質問にあるような規制は見当たりませんでした。しかしながら、リチウム電池の空輸については「UN38.3測定報告」と「リチウム電池輸送条件鑑定書」が求められておりますので、ご質問はのことかと思われまます。

国際民間航空機関（ICAO）の2009－2010年版『技術細則』、国際航空運送協会（IATA）の2009年版『危険品規則』といった、国際的な組織の改正ルールが2009年1月1日から施行されましたが、これを受けてこのような措置が採られています。（各国で実務上の具体的なルールに異なる点があるようですので、現地の航空貨物関連の機関や業者にご確認されることをお勧めします。）

この点について念のため物流関係者にも照会いたしましたが、同様の情報をいただきました。また海運業界については、上述のような措置（規制）は採られていないとのことでした。なお今回の規制の背景には、リチウム電池の破裂事故などが多発した、ということがあります。

リチウム電池の空輸については、以下で詳しい情報を入手いただけます。

○民航総局 危険品輸送関連のHP（中国語/英語）

<http://www.castc.org.cn/danger/index.asp>

○航空危険物安全輸送協会（日本語）

<http://www.jacis.org/>

○日本貨物航空 HP より（日本語）

http://www.nca.aero/profile/hotlink/trans/topics_090302.html

第8章 その他

Q8-3. 契約法に関する人民法院解釈

問：2009年5月から実施された『「中華人民共和国契約法」適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈(二)』^(*)について、今後、どのような点に注視すべきなのでしょうか。不可抗力という文言で契約が解除され、違約金の積み増しが許されると言うようなことがありえるのでしょうか。

答：ご質問につきまして、有識者にもご意見を伺いました。

今回施行された『「中華人民共和国契約法」適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈(二)』(*1以下『解釈』)は、『契約法』^(*)において、必ずしも明らかにならなかった文言について解釈を試みるものであり、契約法規を新たに形成するというよりは、解釈の曖昧さを解消し、『契約法』の実務における安定性を増すという効果の方が大きいように思われます。

まず不可抗力についてですが、『契約法』の第117条第1項に「不可抗力により契約の履行が不能となったときは、不可抗力の影響に従って、一部又は全部の責任を免除する」とあります。つまり『契約法』でも、不可抗力を理由に契約の変更や解除が認められていることとなります。

ただ、今回の『解釈』の第26条には、「契約成立後に生じた客観的事実が、不可抗力とまで言えないが締結時に予見しえず、かつ商業的リスクに属さない重大な変化をもたらし、契約履行の継続を強いるならば明らかな不公平に陥り、又は契約の目的を実現しえない場合には、契約の変更又は解除を訴求することができ、その場合、人民法院は公平原則に従って具体的状況に応じてその可否を決定する」と規定されています。これは公平原則に基づくとの前置きがあるものの、不可抗力以外の理由での契約の変更・解除もあり得るといわゆる事情変更の原則を示しています。今後、契約を作成する際には、事前に訴訟等あらゆる事態を想定しておく必要があるように思われます。

次に違約金の積み増しに関してですが、『契約法』の第114条第2項に「約定された違約金をもたらされた損害を下回る場合には、当事者は、人民法院又は仲裁機構に対し増額するよう請求することができる。……」と規定されています。したがって、『契約法』によっても、人民法院などが当事者の主張に応じて違約金を積み増やすことができます。

ただ、今回の『解釈』の第28条には、「当事者が契約法第114条第2項の規定により人民法院に対し違約金を増加するよう請求した場合には、増加後の違約金の金額は、実際損害額を超えないことを限度とする。違約金を増加した後において、当事者が更に相

手方に対し損害を賠償するよう請求した場合には、人民法院は、これを支持しない。」と規定され、当該規定は、違約金の積み増やしの幅を違約行為より生じた実際損害額の範囲内に限定した上、違約金が増加された後、依然カバーされていない損害（たとえば、逸失利益）の賠償を求めることは認められないことを明らかにするものであります。

従って、今後、違約金の積み増しが実際損害額の範囲内で人民法院などの判断によって許される可能性があると思われまます。

最後に、今回の『解釈』の注視すべき点ですが、上記の「不可抗力」及び「違約金」の積み増しのほかに、下記のようなことが主に考えられます。

- (1) 契約書に予め契約締結地の記載がある場合、実際に現地に行く必要がないことを明確化（第 4 条）
- (2) 書式条項に関する注意喚起・説明義務及びこれら義務の不履行の効果を明確化（第 6 条、第 9 条及び第 10 条）
- (3) 契約発効前でも契約締結上の過失の観点からの相手方保護（第 8 条）
- (4) 契約の無効事由である「法律・行政法規の強制的規定に違反する」内容を限定解釈（第 14 条）
- (5) 債権者取消権（詐害行為取消権）における基準明確化（第 19 条）
- (6) 違約金の減額調整及び当該調整に必要な数値の基準を明確化（第 29 条）

【根拠法規】

(*1) 『「中華人民共和国契約法」適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈（二）』

（最高人民法院、法積[2009]5号 2009年4月24日公布、同年5月13日施行）

(*2) 『中華人民共和国契約法』

（全国人民代表大会、中華人民共和国主席令第15号 1999年3月15日公布、同年10月1日施行）

第8章 その他

Q8-4. 外注・下請企業保護に関する法律

問：日本には外注先・下請企業を保護する為に『下請代金支払遅延等防止法』のような法律があります。中国にはこれに類するような下請企業等保護に関する法律は存在しますか。

答：ご質問にあります日本の『下請代金支払遅延等防止法』（以下、『下請法』）は、「下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護」（第1条）することを目的とするものです。そこでは、「親事業者の優越的立場」と「下請事業者の保護」を前提に、各事業者の定義、親事業者の義務・禁止行為、罰金・勧告等が具体的に定められています。

本件については中国法に詳しい有識者の方にも確認致しましたが、中国には日本の『下請法』のような、もっぱら下請事業者等の保護を規定する法律はございません。

本件に関連する法律及び行政規定としては、次のようなものがありますので、ご参照ください。

(1) 『契約法』^(*) は、「契約当事者の法的地位は平等であり、一方が自己の意思を他の一方に押しつけてはならない」（第3条）として、契約当事者は平等としています。

同法中の「請負契約」（第15章）では、注文者と請負人のなすべき行為が定められています（第251条～268条）。また「請負契約」の特殊形式である「建設工事契約」（第16章）では、請負人の利益の保護を目的として、注文者の義務及び請負人の権利が定められています（第283条～第286条）。

しかし、これらの規定は「注文者（親事業者）の優越的立場」及び「請負人（下請事業者）の保護」の観点から注文者の義務を拡大する性質のものではなく、『下請法』のような罰金・勧告が行われることもありません。

(2) 『反独占法』^(*) は、その第3章「市場支配的地位の濫用」（第17条～19条）にて、市場支配的地位を有する事業者が、「不公平な高価（低価）で商品を販売する（購入すること）」「正当な理由がなく、取引相手との実施を拒絶すること」等の「地位の濫用」行為を禁じています。ここでいう「市場支配的地位」とは、高い市場シェアにより、商品の価格・数量・その他取引条件をコントロールできる地位とされています。但し、「親事業者と下請事業者」の関係については、触れられていません。

- (3) 『中小企業促進法』^{(*)3} は、中小企業の合法的な投資・収益の保護を定めています（第 6 条）。また合法的権益の擁護、公平競争に参加する権利の保護についても定めています（第 7 条）。但しここでも、「親事業者と下請事業者」の関係については、触れられていません。
- (4) 『建物建築及び市政基礎施設工事施工下請負管理弁法』^{(*)4} 第 10 条は、「下請負工事の注文者と下請負工事の下請負者は法により下請負契約を締結し、契約に従って約定される義務を履行するものとする。下請負契約は工事費と労務賃金の支払い時間、決算方法及び時間通りに支払うことを保証する相応の措置を明確に約定しなければならず、工事費と労務賃金の支払いを確保する。……」として、建設工事の下請負における「親事業者と下請事業者」の間での下請負契約の締結義務及び当該契約に必要な条項を定めております。しかし、この規定でもあくまで「親事業者と下請事業者」を平等な契約当事者とする上、親事業者の義務はもっぱら当事者間の契約によって定めるという内容に止まり、それ以上に親事業者の義務を拡大する又は下請事業者を保護するものではないことは、上記の『契約法』の規定と同じであると思われます。

【根拠法規】

- (*)1 『契約法』（主席令第 15 号 1999 年 3 月 15 日公布、1999 年 10 月 1 日施行）
- (*)2 『反独占法』（主席令第 68 号 2007 年 8 月 30 日公布、2008 年 8 月 1 日施行）
- (*)3 『中小企業促進法』（主席令第 69 号 2002 年 6 月 29 日公布、2003 年 1 月 1 日施行）
- (*)4 『建物建築及び市政基礎施設工事施工下請負管理弁法』
(建設部令第 124 号 2004 年 2 月 3 日公布、同年 4 月 1 日施行)

第8章 その他

Q8-5. 中国 PL 法の賠償責任について

問： 中国の PL 法（製品品質法）の第 43 条第 1 項で「製品の欠陥が存在することで人身または他人の財産に損害を与えた場合、被害者は、製品の生産者、販売者のいずれに対してもその損害の賠償を請求することができる」とありますが、生産者、販売者のいずれに賠償責任があるに関わらず、被害者保護の立場から、

(1) まず求償を受けた側が被害者に対して賠償を行う。しかる後に責任の所在の裁定を受け、最終的に責任を負うものが負担する。

という手順を踏むのでしょうか。

それともいずれの側が賠償請求を受けても、

(2) まず責任の所在を確定させる。しかる後に責任を負う側が被害者に賠償する。

という手順を踏むのでしょうか。御教示下さい。

中国の製品品質法では責任の主体を、生産者は無過失責任、販売者は過失責任としていると思いますが、第 43 条第 2 項の内容からは、製造者、販売者を問わず被害者から求償を受けた側がとりあえず被害者に賠償し、しかる後に責任のある側が最終的に負担すると読み取れます。

答： 『製品品質法』(*1)の第 43 条第 2 項に、「製品の製造者の責任に属する場合、製品の販売者が賠償したときは、製品の販売者は製品の製造者に求償する権利を有する。製品の販売者の責任に属する場合、製品の製造者は賠償したときは、製品の製造者は製品の販売者に求償する権利を有する」との規定があり、販売者又は製造者は、自らに責任が存在しない場合でも被害者に賠償をする場合がありうるということが規定されています。

この規定と併せて考えると、ご質問において引用いただきました製品品質法の第 43 条第 1 項は、製造者と販売者のいずれかに責任があるかにかかわらず、被害者は、製造者と販売者のいずれに対しても製品の欠陥により人身又は他人財産に生じた損害の賠償を請求できることを規定していると考えられます。つまり、当該請求を受けた販売者又は製造者は、まず、被害者に対して損害を賠償し、その後、販売者と製造者間での求償請求により、本来責任を負担すべき者が実際上も責任を負担することになるという建付けになっているものと考えられます。

したがって、ご質問の (1) の手順を踏むものと考えられます。

また、製品品質法の第 41 条及び第 42 条第 1 項によれば、販売者が製品の欠陥に基づく損害を被害者に賠償した場合には、販売者の過失により欠陥が生じた場合を除き、原則として製造者に求償する権利を有するとしています。

【回答後の追記】

本件と関連して、2009年12月26日に公布された『権利侵害責任法』(*2)の第43条では、以下のように規定しています。当該規定は基本的に上記の製品品質法第43条を踏襲したものであると思われる。

「製品に欠陥が存在することにより損害がもたらされた場合、権利侵害を受けた者は、製品の生産者へ賠償を請求することができ、製品の販売者へ賠償を請求することもできる。

生産者が製品の欠陥をもたらした場合、販売者は賠償後、生産者に求償する権利を有する」

【根拠法規】

(*1) 『中華人民共和国製品品質法』

(主席令第33号 2000年7月8日改正・公布、同年9月1日施行)

(*2) 『中華人民共和国権利侵害責任法』

(主席令第21号 2009年12月26日公布、2010年7月1日施行)

第8章 その他

Q8-6. 中国企業の日本企業への出資に関して

問：ある中国企業が日本企業への出資（10～50 百万円程度）しようと考えております。その場合、中国企業側の手続きはどのようなのでしょうか。

答：まず、本回答はあくまでも一般的なケースであることをご留意下さい。

中国企業が国外へ投資を行う場合、まず、中国国内において、国家発展改革委員会、商務部、外貨管理局の各部門で、それぞれ所定の手続を行う必要があります。

以下の通り、各部門ごとに説明します。

（1）国家発展改革委員会

『国外投資プロジェクト審査・承認暫定施行管理弁法』（*1）によると、中国企業が対外投資を行う場合、あらかじめ国家発展改革部門の審査承認を受ける必要があります。同弁法では、中国企業の海外投資額が 10 百万 US\$（資源開発プロジェクトは 30 百万 US\$）未満の場合は省レベルの国家発展改革部門が審査し、投資額 10 百万 US\$（同 30 百万 US\$）以上の場合には、中央の国家発展改革委員会が審査を行います。そのうち、特に、海外投資額が 50 百万 US\$（同 2 億 US\$）を超える場合は、国務院が審査・承認することとなっています。

また同弁法に加え、『国外投資プロジェクトの管理を完全化することに関わる問題に関する通知』（*2）では、中国企業が海外に進出する際、外国企業と拘束力のある協議書を締結するとともに、外国企業の所在国の政府機関に関連申請書を提出する前に、国家発展改革委員会へ当該プロジェクトに関する情報を報告しなければならないと規定されています。

（2）商務部

『国外投資管理弁法』（*3）において、中国企業が対外投資を行う場合、商務部または省レベルの商務部門の審査承認が必要であるとされています。具体的には下記の通りです。

<商務部が審査>

- ①中国と外交関係を締結していない国への投資
- ②特定国家または地域への投資（商務部と外交部が共同でリストを別途公布）
- ③中国企業の投資額が 1 億 US\$ 以上である投資
- ④複数国または多地域にまたがる利益に関する投資
- ⑤海外での特殊目的会社の設立

<省レベルの商務部門が審査>

- ①中国企業の投資額が 10 百万 US\$ 以上、1 億 US\$ 以下の投資

②資源・鉱産分野への投資

③国内において投資家を募集する必要がある投資

商務部門は進出国に駐在する中国大使館、領事館の意見を求めた上で、認可の可否の結論を出します。海外進出が認められた場合、商務部門は中国企業に対して許可証書を発行します。ただし、許可証書の有効期間は2年間となっており、2年以内に中国企業が進出先での出資手続を完了できない場合、許可証書は失効となり、再度、商務部門に認可手続をする必要があります。

(3) 外貨管理部門での外貨送金手続

中国企業が海外投資を行う場合、外貨を海外に送金する必要があります。『国内機構による国外直接投資に関する外貨管理規定』(*4)において、中国企業は保有外貨を対外投資の資金として利用できるほか、中国の銀行から借り入れた外貨や、人民元で銀行から購入した外貨を海外進出の資金に充当することが認められており、外貨管理に関しては以前に比べて規制がかなり緩和されています。国外投資送金に関しても、外貨管理は認可制から登記制へ移行されました。尚、日本側においても、インフラや石油関連、軍事転用可能な製造業等といった業種への進出については、一定の規制（事前届出）があることをご留意下さい。今回検討されている出資額は少額で上記基準を満たしていないところもあり、認可や登記手続自体が必要かどうかを国家発展改革委員会、商務部、国家外貨管理局の各部門に対して、念のため確認されることをおすすめします。

【根拠法規】

(*1) 『国外投資プロジェクト審査・承認暫定施行管理弁法』

(国家発展改革委員会[2004]第21号 2004年10月9日公布・施行)

(*2) 『国外投資プロジェクトの管理を完全化することに関わる問題に関する通知』

(国家発展改革委員会 発改外資[2009]第1479号 2009年6月8日公布・施行)

(*3) 『国外投資管理弁法』

(商務部令[2009]第5号 2009年3月16日公布、同年5月1日施行)

(*4) 『国内機構による国外直接投資に関する外貨管理規定』

(国家外貨管理局 匯発[2009]第30号 2009年7月13日公布・施行)

第8章 その他

Q8-7. 中国人通訳の採用

問： 日本本社が中国国内で中国人を通訳として採用し、日本からその通訳本人（または通訳が所属する学校）に対して通訳料を支払う場合、契約関係や費用の送金等で留意すべき点をご教示願います
尚、本件はあるプロジェクトの限定期間のみの雇用を予定しています。

答： 明文法はありませんが、境外企業が直接、中国人を雇用することはできないようです。中国通訳者と通訳業務についての請負契約を締結するという形がよいと思われます。契約書の内容としては特に変わったところはなく、一般的な内容でよいと思われます。敢えて言えば、社外の方との契約になりますので、守秘義務を入れるぐらいでしょうか。（当機構でも中国でセミナー等を行う際に、現地の中国人通訳と契約しており、契約書も作成しております）

中国国内での役務提供として営業税などが発生しますが、納税義務は通訳者本人にありますので、本人に任せてしまい、御社は一切関与しないというのでよいのではないのでしょうか。

個人とのトラブルを回避するためには、FESCOを使うという手段もあると思われます。具体的には、FESCOから通訳を紹介してもらい、或いは既に決めている人がいる場合には、その方をFESCOに登録し、FESCOから派遣された形を取るなどです。

外貨送金についても契約書があれば、一時的な業務委託契約、例えばイベントにおける通訳や、翻訳業務、特派員やカメラマンなどの場合、個人との契約およびその契約に基づく報酬の送金は可能であり、特段の留意点はないと思われます。

第8章 その他

Q8-8. 国家級開発区と省級開発区の優遇政策

問： 国家級開発区と省級開発区がありますが、税収面および他の優遇政策の違いが具体的にありますか。

答： 開発区内でどのような優遇政策等が行われるかについては、国家級・省級というカテゴリーではなく、開発区ごとに異なります。

経済技術開発区が発足したのは1984年ですが、その際には『経済特区及び沿海14港湾都市にかかる企業所得税及び工商統一税の減免に関する暫行規定』(*1)により、経済技術開発区における生産型企业への企業所得税の優遇（軽減税率、期間減免等）、地方所得税部分の減免に関して開発区所在地の政府が決定すること等が定められたことがありました。但し、国家級・省級の取扱を区別する記載はありません。尚、上記規定は2001年10月に廃止されています。

その後、2008年施行の『企業所得税法』(*2)では「地域別」優遇から「産業別」優遇への転換がなされ、開発区における外商投資企業への各種優遇は撤廃されました。それゆえ、開発区の評価においては、開発区ごとの判断によるインフラ整備状況や原材料調達・販売等事業運営上の利便性等の比重が増していると考えられます。

尚、各開発区の状況（優遇政策、インフラ他）を確認する情報源としては、次のようなものがありますので、ご参照下さい。

- ・ ジェトロのホームページ 「中国」 <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/> の中の、「エリア別情報」－「開発区に関する情報」
- ・ 中国開発区網（中文） <http://www.cadz.org.cn/>
- ・ 各開発区のホームページ

【根拠法規】

(*1) 『経済特区及び沿海14港湾都市にかかる企業所得税及び工商統一税の減免に関する暫行規定』

（1984年11月15日国務院公布、2001年10月6日公布・施行された『2000年末以前に公布された一部の行政法規を廃止することに関する国務院の決定』により廃止）

(*2) 『中華人民共和国企業所得税法』

（主席令第63号 2007年3月16日公布、2008年1月1日施行）

参 考

中国公布法令リスト（2010年4月～2011年1月）

4月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
輸入外貨代金支払照合消込制度改革試点実施の関連問題に関する通知	10.04.02		国家外為管理局
食品添加剤生産監督管理規定	10.04.04	10.06.01	国家質量検験検疫総局
環境保護基準未達成の生産企業名簿の定期的公表制度をさらに規範化することに関する通知	10.04.06		環境保護部
外資利用業務をより適切に行うことに関する若干の意見	10.04.06		国務院
中小企業公共サービスプラットフォーム建設促進に関する指導意見	10.04.06		工業・情報化部 国家発展改革委員会 科学技術部 他
増値税一般納税者納税指導期間管理弁法	10.04.07		国家税務総局
『増値税一般納税者資格認定管理弁法』政策連続性の関連問題に関する通知	10.04.07		国家税務総局
『増値税一般納税者資格認定管理弁法』の若干条項処理意見を明確にすることに関する通知	10.04.07		国家税務総局
食品生産許可管理弁法	10.04.07	10.06.01	国家質量検験検疫総局
上場公司立入検査弁法	10.04.13	10.05.20	中国証券監督管理委員会
重大技術設備輸入税収政策暫定規定の関連リスト調整に関する通知	10.04.13		財政部 税関総署 国家税務総局
24件の外貨管理規範性文書の廃止および失効公布に関する通知	10.04.13	10.04.13	国家外為管理局
中小企業省エネ排出削減業務のさらなる強化に関する指導意見	10.04.14		工業・情報化部
輸出農産品およびアパレル製品の出入国検験検疫費減免に関する通知	10.04.14		財政部 国家発展改革委員会
企業法人法定代表者就任制限規定執行業務をより適	10.04.15		国家工商行政管

切に行うことに関する通知			理総局
企業費用徴収にかかる業務の整備および規範化展開に関する通知	10.04.15		国家發展改革委員会 工業・情報化部 公安部 他
地域を跨いで経営する建築企業の所得税徴収管理問題に関する通知	10.04.19	10.01.01	国家税務総局
商標の授権権利確認行政案件審理の若干問題に関する意見	10.04.20		最高人民法院
企業所得税の過渡優遇政策の執行要求問題をより明確にすることに関する通知	10.04.21		国家税務総局
中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例実施弁法（2010年改正）	10.04.21	10.06.01	国家質量檢驗檢疫総局
外貿企業の増値税専用伝票控除用ページ遺失での輸出税還付関連問題に関する通知	10.04.23		国家税務総局
国際運輸役務の営業税徴収免除に関する通知	10.04.23	10.01.01	財政部 国家税務総局
社会保険標準化業務展開に関する指導意見	10.04.23		人力資源社会保障部
中華人民共和国外国人入国出国管理法実施細則（2010年改正）	10.04.24	10.04.24	国務院令
中華人民共和国国境衛生檢疫法実施細則（2010年改正）	10.04.24	10.04.24	国務院令
中小企業信用保証資金管理暫定弁法	10.04.30		財政部 工業情報化部
保険会社の董事、監事および高級管理者の就任資格管理規定	10.01.08	10.04.01	中国保險監督管理委員会
税務行政再審規則	10.02.10	10.04.01	国家税務総局
中華人民共和国著作権法（2010年改正）	10.02.26	10.04.01	主席令
中華人民共和国税関の行政処罰単純案件処理手続規定 ※	10.03.01	10.04.01	税関総署
中華人民共和国知的財産権税関保護条例（2010年改正）	10.03.24	10.04.01	国務院令

5月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
外商投資プロジェクトの審査認可権限委譲業務を適	10.05.04		国家發展改革

切に行うことに関する通知			委員会
税収をより適切に行い省エネ排出削減を促進させることに関する通知	10.05.06		国家税務総局
小型で利潤の少ない企業の 2010 年度企業所得税前納の関連問題に関する通知	10.05.06		国家税務総局
工商行政管理の職能機能を十分に發揮して外商投資企業発展のサービス業務をより適切に行うことに関する若干の意見	10.05.07		国家工商行政管理総局
土地増値税清算の関連問題に関する通知	10.05.19		国家税務総局
再保険業務管理規定	10.05.21	10.07.01	中国保険監督管理委員会
土地増値税徴収管理業務強化に関する通知	10.05.25		国家税務総局
税関総署公告 2010 年第 32 号（常駐機構および常駐者の入国機動車両の関連事項について）	10.05.25	10.05.25	税関総署
税関総署公告 2010 年第 33 号（サンプルおよび広告品輸出入監督管理の関連事項について）	10.05.25	10.07.01	税関総署
2010 年経済体制改革深化の重点業務に関する意見	10.05.27		国家発展改革委員会
2009 年企業所得税納税申告の関連問題に関する通知	10.05.28		国家税務総局
ネット商品取引および関連サービス行為管理暫定弁法	10.05.31	10.07.01	国家工商行政管理総局
高所得者の個人所得税徴収管理をさらに強化することに関する通知	10.05.31		国家税務総局
飲食サービス食品安全監督管理弁法	10.03.04	10.05.01	衛生部
飲食サービス許可管理弁法	10.03.04	10.05.01	衛生部
中華人民共和国税関の珠海マカオ・クロスボーダー工業園区珠海園区管理弁法（2010 年改正）	10.03.15	10.05.01	税関総署
中華人民共和国税関の保税港区管理暫定弁法（2010 年改正）	10.03.15	10.05.01	税関総署
中華人民共和国税関の保税物流園区に対する管理弁法（2010 年改正）	10.03.15	10.05.01	税関総署
上場公司立入検査弁法	10.04.13	10.05.20	中国証券監督管理委員会

6月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
--------	-----	-----	--------

国外分行から取得した国内を源泉とする利子所得の 企業所得税の源泉徴収問題に関する通知	10.06.02		国家税務総局
外商投資審査認可権限委譲の関連問題に関する通知	10.06.10		商務部
非金融機関支払サービス管理弁法	10.06.14	10.09.01	中国人民銀行
飲食サービス許可審査規範	10.06.17	10.06.17	国家食品薬品 監督管理局
越境貿易人民元決済試点拡大の関連問題に関する通 知	10.06.17		中国人民銀行 財政部 商務 部 他
中小企業金融サービス業務をより適切に行うことに 関する若干の意見	10.06.21		中国銀行 中 国保険監督管 理委員会 他
『非居住民の租税協定待遇享受管理弁法（試行）』の 関連問題に関する補充通知	10.06.21		国家税務総局
一部商品の輸出税還付廃止に関する通知	10.06.22		財政部 国家 税務総局
個人所得税完納証明書発行業務をより適切に行うこ とに関する通知	10.06.28		国家税務総局
一部資本取引の外為業務審査認可権限調整に関する 通知	10.06.29	10.07.01	国家外為管理 局
経済発展方式転換の加速のために提供する司法保障 および支援に関する若干の意見	10.06.29	10.06.29	最高人民法院
税関総署公告 2010 年第 41 号（中華人民共和國税関 の出入国速達便通関申告内容に対する調整につい て）	10.06.29	10.07.01	税関総署
税関総署公告 2010 年第 21 号（重点固形廃棄物に対 する分類積載輸管理実施について）	10.03.29	10.06.01	税関総署
出入国検閲検疫代理検査申告管理規定	10.03.30	10.06.01	国家質量検閲 検疫総局
食品添加剤生産監督管理規定	10.04.04	10.06.01	国家質量検閲 検疫総局
食品生産許可管理弁法	10.04.07	10.06.01	国家質量検閲 検疫総局
中華人民共和國工業製品生産許可証管理條例実施弁 法（2010 年改正）	10.04.21	10.06.01	国家質量検閲 検疫総局

7月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
税関総署公告 2010 年第 43 号（出入国個人郵便物品管理措置調整の関連事項について）	10.07.02	10.09.01	税関総署
管理レベルを取消および委譲する行政審査認可項目に関する決定（第 5 次）	10.07.04		国務院
事業者集中の資産或いは業務切離し実施に関する暫定規定	10.07.05	10.07.05	商務部
作業場所の夏季「防暑降温」業務を適切に行うことの関連問題に関する通知	10.07.07		北京市人力資源・社会保障局 北京市衛生局 他
高温時期の労働保護業務を適切に行うことに関する緊急通知	10.07.09	10.07.09	広東省人力資源・社会保障庁
商標代理管理弁法（2010 年）	10.07.12	10.07.12	国家工商行政管理総局
『広東省企業賃金集団協議手引き』発布に関する通知	10.07.19		広東省人力・資源保障庁
公益性寄付の税引前控除関連問題に関する補充通知	10.07.21		財政部 国家税務総局 民税部
企業再編業務の企業所得税管理弁法	10.07.26	10.01.01	国家税務総局
一部食品生産許可業務の調整に関する公告	10.07.26	10.07.26	国家質量監督検査検疫総局
モデル都市オフショアサービスアウトソーシング業務の営業税徴収免除に関する通知	10.07.28		財政部 商務部 国家税務総局
国内機構の対外保証管理問題に関する通知	10.07.30	10.07.30	国家外為管理局
中華人民共和国権利侵害責任法	09.12.26	10.07.01	主席令
移動就業人員の基本医療保障関係移動継続暫定弁法	09.12.31	10.07.01	人力資源社会保障部 衛生部 財政部
税収規範性文書制定管理弁法	10.02.10	10.07.01	国家税務総局
再保険業務管理規定	10.05.21	10.07.01	中国保険監督管理委員会
税関総署公告 2010 年第 33 号（サンプルおよび広告品輸出入監督管理の関連事項について）	10.05.25	10.07.01	税関総署
ネット商品取引および関連サービス行為管理暫定弁法	10.05.31	10.07.01	国家工商行政管理総局

一部資本取引の外為業務審査認可権限調整に関する通知	10.06.29	10.07.01	国家外為管理局
税関総署公告 2010 年第 41 号（中華人民共和国税関の出入国速達便通関申告内容に対する調整について）	10.06.29	10.07.01	税関総署

8 月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
当面の高温期間の「防暑降温」作業を適切に行うことに関する通知	10.08.04		上海市人力・資源社会保障局
外商投資企業トラブル案件審理の若干問題に関する規定（一）	10.08.05	10.08.16	最高人民法院
国務院の外資利用業務をより適切に行うことに関する若干の意見を徹底実施する部門分業案	10.08.18		国務院
外商投資のインターネット、自動販売機方式での販売プロジェクト審査認可管理の関連問題に関する通知	10.08.19		商務部
加工貿易輸出入商品のオンライン監督管理併合規則（試行）	10.08.24	10.09.01	税関総署
特許権抵当登記弁法	10.08.26	10.10.01	国家知識産権局
特許の電子申請に関する通知	10.08.26	10.10.01	国家知識産権局
税関総署公告 2010 年第 56 号（分類通関改革の深化について）	10.08.27	10.08.27	税関総署
一部地域での輸出収入の国外預け入れ政策試点展開に関する通知	10.08.27		国家外為管理局
企業の合併再編促進に関する意見	10.08.28		国務院
中外合弁経営旅行社の出国観光業務試点取扱監督管理暫定弁法	10.08.29	10.08.29	国家旅遊局 商務部
税関総署公告 2010 年第 59 号（通関申告書の企業一時保管試点展開について）	10.08.30	10.08.30	税関総署
輸出貨物税収書面調査管理弁法	10.08.30	10.09.01	国家税務総局
中西部地区の産業移転引受に関する指導意見	10.08.31		国務院

9 月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
ファイナンス式セール・アンド・リースバック業務中の貸借側資産売却行為の関連する税収問題に関する	10.09.08	10.10.01	国家税務総局

る公告			
『廃棄電器電子製品処理目録（第一次）』および『廃棄電器電子製品処理目録の制定と調整の若干規定』	10.09.08	11.01.01	国家發展改革委員会
労働争議案件審理適法法律の若干問題に関する解釈（三）	10.09.13	10.09.14	最高人民法院
中華人民共和國税関事務保証条例	10.09.14	11.01.01	國務院令
不動産用地および建設管理調整コントロールをより一層強化することに関する通知	10.09.21		国土資源部 住宅・都市建設部
『輸入廃船環境保護管理規定（試行）』、『輸入廃棄光ディスク粉碎屑環境保護管理規定（試行）』および『輸入廃棄ペットボトルブロック環境保護管理規定（試行）』 発布に関する公告	10.09.26	10.09.26	環境保護部
『澱粉工業水汚染物排出基準』など8項の国家汚染物排出基準発布に関する公告	10.09.27	10.10.01	環境保護部
商務部、税関総署公告 2010 年第 63 号（加工貿易禁止類目録追加商品）	10.09.28	10.11.01	商務部 税関総署
大型の環境保護および資源综合利用設備など重大技術設備の輸入税収政策調整に関する通知	10.09.30		財政部 工業・情報化部 税関総署 国家税務総局
非金融機関支払サービス管理弁法	10.06.14	10.09.01	中国人民銀行
税関総署公告 2010 年第 43 号（出入国個人郵便物品管理措置調整の関連事項について）	10.07.02	10.09.01	税関総署
加工貿易輸出入商品のオンライン監督管理併合規則（試行）	10.08.24	10.09.01	税関総署
輸出貨物税収書面調査管理弁法	10.08.30	10.09.01	国家税務総局

10月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
戦略的新興産業の育成および発展の加速に関する決定	10.10.10		國務院
銀行外貨カード管理の規範化に関する通知	10.10.11	10.11.01	国家外為管理局
医薬品医療器械の輸入および使用管理強化に関する通知	10.10.12		国家食品薬品監督管理局
契約違法行為監督処理弁法	10.10.13	10.11.13	国家工商行政管理総局

一部工業業種の立ち遅れた生産工程設備および製品淘汰の指導目録（2010年版）	10.10.13		工業・情報化部
内外資企業および個人の都市建設維持税および教育附加費制度統一に関する通知	10.10.18		国務院
銀行の外貨売買総合手持ち資金管理の関連問題に関する通知	10.10.20		国家外為管理局
輸入代金外貨支払照合消込制度改革実施の関連問題に関する通知	10.10.20		国家外為管理局
食品安全国家基準管理弁法	10.10.20	10.12.01	衛生部
中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会公告 2010年第15号	10.10.26		中国人民銀行 中国銀行業監督管理委員会
電子商取引モデル業務展開に関する通知	10.10.27		商務部
企業が取得する財産譲渡など所得の企業所得税処理問題に関する公告	10.10.27	30日後	国家税務総局
検査時に増加した課税所得額で以前の年度の欠損を補填することの処理問題に関する公告	10.10.27	10.12.01	国家税務総局
中華人民共和国社会保険法	10.10.28	11.07.01	主席令
中華人民共和国涉外民事関係法律適用法	10.10.28	11.04.01	主席令
特許権抵当登記弁法	10.08.26	10.10.01	国家知識産権局
特許の電子申請に関する通知	10.08.26	10.10.01	国家知識産権局
ファイナンス式セール・アンド・リースバック業務中の賃借側資産売却行為の関連する税収問題に関する公告	10.09.08	10.10.01	国家税務総局
『澱粉工業水汚染物排出基準』など8項も国家汚染物排出基準発布に関する公告	10.09.27	10.10.01	環境保護部
新化学物質環境管理弁法	10.01.19	10.10.15	環境保護部

11月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
中華人民共和国税関の出入国輸送機器監督管理弁法	10.11.01	11.01.01	税関総署
中華人民共和国税関の常駐機構出入国公用物品に対する監督管理弁法（2010年改正）	10.11.01	10.12.05	税関総署
中華人民共和国税関の非住民長期旅客出入国個人用物品に対する監督管理弁法（2010年改正）	10.11.01	10.12.05	税関総署
中華人民共和国税関の加工貿易貨物に対する監督管	10.11.01	10.12.05	税関総署

理弁法（2010年改正）			
貿易外貨代金回収支払検査システムの全国的オンライン推進の関連事項に関する通知	10.11.03		国家外為管理局
国外機関および個人の住宅購入をさらに規範化することに関する通知	10.11.04		住宅都市建設部 国家外為管理局
外資企業に対する都市建設維持税および教育費附加徴収の関連問題に関する通知	10.11.04		財政部 国家税務総局
技術先進型サービス企業の企業所得税政策関連問題に関する通知	10.11.05		財政部 国家税務総局 商務部 他
地方教育附加政策統一の関連問題に関する通知	10.11.07		財政部
外貨業務管理強化の関連問題に関する通知	10.11.09	10.11.09	国家外為管理局
大陸企業の台湾地区への投資管理弁法	10.11.09	10.11.09	国家発展改革委員会 商務部 国務院台湾事務弁公室
工会経費の企業所得税税引き前控除証憑問題に関する公告	10.11.09		国家税務総局
蘇州、東莞での加工貿易転換昇級試点業務展開に関する通知	10.11.10		商務部 人力資源・社会保障部 税関総署
財産保険会社の電話マーケティング専用商品管理を更に強化することに関する通知	10.11.11		中国保険監督管理委員会
外国企業常駐代表機構登記管理条例	10.11.19	11.03.01	国務院令
中華人民共和国税関の企業分類管理弁法（2010年改正）	10.11.15	11.01.01	税関総署
廃棄電器電子製品処理資格許可管理弁法	10.11.15	11.01.01	環境保護部
外資利用業務をより一層適切に行うことに関する若干意見（浙江省）	10.11.22		浙江省人民政府
北京市 2011年最低賃金基準調整に関する通知	10.12.24	11.01.01	北京市人力資源・社会保障局
旅行社責任保険管理弁法	10.11.25	11.02.01	国家旅遊局 中国保険監督管理委員会
税関総署の一部規則改正に関する決定	10.11.26	10.11.26	税関総署

2010 年化学肥料輸出関税調整に関する通知	10.11.29		関税税則委員会
税務部門の現行有効、失効、廃止規則目録	10.11.29		国家税務総局
商務部、税関総署公告 2010 年第 63 号（加工貿易禁止類目録追加商品）	10.09.28	10.11.01	商務部 税関総署
銀行外貨カード管理の規範化に関する通知	10.10.11	10.11.01	国家外為管理局
契約違法行為監督処理弁法	10.10.13	10.11.13	国家工商行政管理総局

12月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
非金融機関支払サービス管理弁法実施細則	10.12.01	10.12.01	中国人民銀行
2011 年関税実施法案に関する通知	10.12.02	11.01.01	関税税則委員会
税関総署公告 2010 年第 76 号（廃止を決定および失効を公布する一部規範性文書について）	10.12.06	10.12.06	税関総署
国務院弁公庁の 2011 年の一部祝祭日調整に関する通知	10.12.09		国務院弁公庁
工業情報化部公告 2010 年第 132 号（商用車生産企業および製品市場参入管理規則）	10.12.15	11.01.01	工業・情報化部
税関総署第 201 号令	10.12.15	11.03.01	税関総署
労災保険条例（2010 年改正）	10.12.20	11.01.01	国務院令
海南における国外旅客購入物品の出国時税還付政策試点展開に関する公告	10.12.21	11.01.01	財政部
障害者配置就業単位の都市土地使用税など政策に関する通知	10.12.21	10.12.21	財政部 国家税務総局
重慶市最低賃金基準発布に関する通知	10.12.21		重慶市人力・社会保障局
陝西省最低賃金基準調整に関する通知	10.12.22	11.01.01	陝西省人力・社会保障庁
北京市 2011 年最低賃金基準調整に関する通知	10.12.24	11.01.01	北京市人力資源・社会保障局
貨物貿易輸出収入の国外預入管理実施の関連問題に関する通知	10.12.27	11.01.01	国家外為管理局
税関総署公告 2010 年第 85 号（『2011 年関税実施法案』実施について）	10.12.27	11.01.01	税関総署
反価格独占規定	10.12.29	11.02.01	国家發展改革

			委員会
反価格独占行政法執行手続規定	10.12.29	11.02.01	国家發展改革 委員会
『海峽兩岸經濟協力枠組協定』取引下での輸出入貨物原産地管理弁法	10.12.29	11.01.01	税関総署
製品品質監督抽出検査管理弁法	10.12.29	11.02.01	国家質量監督 檢驗檢疫総局
2011年自動輸入許可管理貨物目録	10.12.30	11.01.01	商務部 税関 総署
2011年輸入許可証管理貨物目録	10.12.30	11.01.01	商務部 税関 総署 質検総 局
2011年輸出許可証管理貨物目録	10.12.30	11.01.01	商務部 税関 総署
転用可能物質および技術輸出入許可証管理目録 (2011年)	10.12.30	11.01.01	商務部 税関 総署
中外合作石油資源掘削の都市維持建設税教育附加適用の関連事項に関する公告	10.12.30		国家税務総局
労災認定弁法 (2010年改正)	10.12.31	11.01.01	人力資源・社会 保障部
2011年輸入許可証管理貨物分級許可証発行目録	10.12.31	11.01.01	商務部
2011年輸出許可証管理貨物分級許可証発行目録	10.12.31	11.01.01	商務部
工商行政管理機関の独占協議行為禁止の規定	10.12.31	11.02.01	国家工商行政 管理総局
工商行政管理機関の市場支配地位乱用行為禁止の規定	10.12.31	11.02.01	国家工商行政 管理総局
工商行政管理機関の行政権利排除、競争制限行為乱用制止の規定	10.12.31	11.02.01	国家工商行政 管理総局
貿易経営企業の有毒化学品輸入環境管理を更に強化することに関する通知	10.12.31		環境保護部
居住民企業技術譲渡の企業所得税政策関連問題に関する通知	10.12.31	08.01.01	財政部 国家 税務総局
上海市国内機構のサービス貿易取引下の立替、分担費用対外支払いの関連問題に関する通知	10.12.31		国家外為管理 局上海分局
食品安全国家基準管理弁法	10.10.20	10.12.01	衛生部

検査時に増加した課税所得額で以前の年度の欠損を補填することの処理問題に関する公告	10.10.27	10.12.01	国家税務総局
中華人民共和国税関の常駐機構出入国公用物品に対する監督管理弁法（2010年改正）	10.11.01	10.12.05	税関総署
中華人民共和国税関の非居住民長期旅客出入国個人用物品に対する監督管理弁法（2010年改正）	10.11.01	10.12.05	税関総署
中華人民共和国税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法（2010年改正）	10.11.01	10.12.05	税関総署

1月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
全省の最低賃金基準調整に関する通知（江蘇省）	11.01.04	11.02.01	江蘇省人力資源・社会保障庁
国外直接投資人民元決済試点管理弁法	11.01.06	11.01.06	中国人民銀行
『2011年サービス貿易業務要点』発布に関する通知	11.01.07		商務部弁公庁
高技術企業資格再審査期間の企業所得税前納問題に関する公告	11.01.11	11.02.01	国家税務総局
税関総署公告 2011年第2号	11.01.12		税関総署
我が省企業従業員の最低賃金基準調整に関する通知（広東省）	11.01.18	11.03.01	広東省政府
税関総署公告 2011年第6号	11.01.26	11.01.27	税関総署
『廃棄電器電子製品処理目録（第一次）』および『廃棄電器電子製品処理目録の制定と調整の若干規定』	10.09.08	11.01.01	国家発展改革委員会
中華人民共和国税関事務保証条例	10.09.14	11.01.01	国務院令
中華人民共和国税関の出入国輸送機器監督管理弁法	10.11.01	11.01.01	税関総署
中華人民共和国税関の企業分類管理弁法（2010年改正）	10.11.15	11.01.01	税関総署
廃棄電器電子製品処理資格許可管理弁法	10.11.15	11.01.01	環境保護部
2011年関税実施法案に関する通知	10.12.02	11.01.01	関税税則委員会
工業情報化部公告 2010年第132号（商用車生産企業および製品市場参入管理規則）	10.12.15	11.01.01	工業・情報化部
労災保険条例（2010年改正）	10.12.20	11.01.01	国務院令
海南における国外旅客購入物品の出国時税還付政策試点展開に関する公告	10.12.21	11.01.01	財政部
重慶市最低賃金基準発布に関する通知	10.12.21	11.01.01	重慶市人力・社

			会保障局
陝西省最低賃金基準調整に関する通知	10.12.22	11.01.01	陝西省人力・社会保障庁
北京市 2011 年最低賃金基準調整に関する通知	10.12.24	11.01.01	北京市人力資源・社会保障局
貨物貿易輸出収入の国外預入管理実施の関連問題に関する通知	10.12.27	11.01.01	国家外為管理局
2011 年自動輸入許可管理貨物目録	10.12.30	11.01.01	商務部 税関総署
2011 年輸入許可証管理貨物目録	10.12.30	11.01.01	商務部 税関総署 質検総局
2011 年輸出許可証管理貨物目録	10.12.30	11.01.01	商務部 税関総署
転用可能物質および技術輸出入許可証管理目録 (2011 年)	10.12.30	11.01.01	商務部 税関総署
税関総署公告 2010 年第 85 号 (『2011 年関税実施法案』実施について)	10.12.27	11.01.01	税関総署
『海峽兩岸經濟協力枠組協定』取引下での輸出入貨物原産地管理弁法	10.12.29	11.01.01	税関総署
労災認定弁法 (2010 年改正)	10.12.31	11.01.01	人力資源・社会保障部
2011 年輸入許可証管理貨物分級許可証発行目録	10.12.31	11.01.01	商務部
2011 年輸出許可証管理貨物分級許可証発行目録	10.12.31	11.01.01	商務部